一般廃棄物処理基本計画(案)

令和5年12月時点

福島県田村市

ごみ処理編

目 次

ごみ処理編

第1	章 基本計画の基礎的事項.	
1	. 計画改定の背景と目的	
2	. 計画の位置づけ	
3	. 関係法令等	
4	. 上位計画	
5	. 計画の期間	
6	. 計画の区域	
7	. 計画の対象廃棄物	
第2	二章 地域の概況	
1	. 自然的概況	
2	. 社会的概況	
第3	。 章 ごみ処理の現状と課題 .	
1		
2		4
3	. ごみ処理の課題	4
第4	. 竟 ごみ処理の将来予測	
1		
2		測
3		の目標設定5
笛 5		
ж э		金+
3		策6.
4	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	み60
4 5		タ 実施する者に関する基本的事項 68
5 6		夫旭 9 つ有に
7		7.
(・ C V / I 世 V / F I 世 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

第1章 基本計画の基礎的事項

1. 計画改定の背景と目的

田村市(以下「本市」という。)では、本市、三春町、小野町の1市2町で一般廃棄物の処理を実施してきましたが、令和5年3月31日の田村広域行政組合の解散に伴い、本市のごみ処理全体の計画に見直しが必要となりました。

また、本市では、「ワクワクがとまらない 自然とチャレンジが生きるまち 田村市」を目指すべき将来像として掲げており、次世代を含めた市民一人一人が、心を豊かにし、「自然」と「人」という貴重な資源や魅力を生かしたまちづくりを目指しています。

近年では、「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年 10 月)」(以下「食品ロス削減推進法」という。)や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和 4 年 4 月)」(以下「プラスチック資源循環法」という。)が施行され、食品ロスやプラスチック問題の解決に向けた法整備もなされています。

この度の一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)の改訂、は、田村広域行政組合の解散に伴う見直しを行うことに加え、中間目標年度(令和4年度)における計画目標の達成状況や社会情勢の変化等考慮し、現行計画の見直しを行うものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に基づき策定し、本市が長期的・総合的な視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制、及び、ごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理の促進に必要な基本的事項を定めています。

3. 関係法令等

近年、循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめとした、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています(図 1-1)。令和元年 10 月には、食品ロス削減推進法が施行され、食品に関する教育やフードバンク活動等、消費者や食品関連事業者等の社会全体で食品ロスを削減するための取組みが求められています。また、令和 4年 4 月には、プラスチック資源循環法が施行され、市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化等に努めることとしています。

環境基本法 (平成6年8月完全施行)

- 地球環境の保全
- 資源循環の促進
- 環境基準

環境基本計画



循環型社会形成推進基本法(平成13年1月完全施行)

- 社会の物質循環の確保
- 天然資源の消費の抑制

循環型社会形成推進基本計画

・環境負荷の低減



放射性物質汚染対処特措法

- ・基準の設定
- ・監視・測定の実施
- ・汚染された廃棄物の処理
- ・汚染された土壌等の除染等の措置等
- ・特定廃棄物又は除去土壌の処理等の推進
- 費用の負担

廃棄物関係ガイドライン

除染関係ガイドライン

一般的な枠組みの確立

廃棄物処理法 (平成29年6月一部改正)

- ①廃棄物の排出抑制
- ②廃棄物の適正処理(リサイクルを含む)
- ③廃棄物処理施設の設置規制
- ④廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基準の設定

等

資源有効利用促進法(平成13年4月全面改正施行)

- ①再生資源のリサイクル
- ②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③分別回収のための表示
- ④副産物の有効利用の促進

個別物品分野での規制

容器包装リサイクル法 (平成12年4月完全施行)

容器包装の製造、利用事業者等 に分別収集された容器包装のリ サイクルを義務づける。

建設リサイクル法 (平成14年5月完全施行)

建設工事の受注者等に、建築物 等の分別解体や建設廃棄物のリ サイクルを義務づける。

グリーン購入法 (平成13年4月完全施行)

国等が率先して再生品などの調 達を推進する。

家電リサイクル法 (平成13年4月完全施行)

家電製品の製造・販売事業者等 に、廃家電製品の回収・リサイ クルを義務づける。

食品リサイクル法 (平成13年5月完全施行)

食品の製造、販売事業者、レストラン等に食品残さの発生抑制 やリサイクルなどを義務づける。

食品ロス削減推進法 (令和元年10月完全施行)

食品を廃棄せずに食品として活用するよう、国民各層の主体的な取組みを推進する。

小型家電リサイクル法 (平成25年4月完全施行)

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有効なものの再資源化を促進する。

自動車リサイクル法

(平成17年1月完全施行)

自動車のリサイクルに携わる関係者が、使用済み自動車のリサイクル・適正処理を推進する。

プラスチック資源循環法(令和4年4月完全施行)

プラスチック廃棄物の排出抑制に加え、自治体は分別収集、再商品化を推進する。

- ※廃棄物処理法:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ※資源有効利用促進法:「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ※容器包装リサイクル法:「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」
- ※家電リサイクル法:「特定家庭用機器再商品化法」
- ※小型家電リサイクル法:「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」
- ※建設リサイクル法:「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- ※食品リサイクル法:「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」
- ※自動車リサイクル法:「使用済自動車の再資源化等に関する法律」
- ※グリーン購入法:「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」 ※食品ロス削減推進法:「食品ロスの削減の推進に関する法律」
- ※プラスチック資源循環促進法:「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」
- ※放射性物質汚染対処特措法:「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

図 1-1 循環型社会を形成するための法体系

4. 上位計画

1) 国及び県の上位計画

本計画の上位計画に当たる国及び県の数値目標に加え、第 2 次田村市総合計画の数値目標を表 1-1 に示します。

表 1-1 国、県、市の各計画における数値目標

			100日回回に8211 @		
	国]の設定した目標値	直	県の設定した 目標値	市の設定した 目標値
項目	廃棄物処理 の基本方針 ^{※1}	第四次 循環型社会形成 推進基本計画	プラスチック	福島県廃棄物 処理計画	第2次田村市 総合計画 (前期基本計画)
策定年月	平成 28 年 1 月 (令和 5 年 6 月 変更)	平成 30 年 6 月	令和元年 5 月	令和 4 年 1 月	令和 4 年 6 月
基になる 法律名	廃棄物処理法	循環型社会形成 推進基本法	プラスチック 資源循環促進法	廃棄物処理法	1
目標年度	令和7年度 (出口側循環利用率 は令和9年度)		令和 12 年度又は 令和 17 年度	令和8年度	令和8年度
排出量に係る目標値	平成 24 年度に対し、総ごみ排出で約 16%削減する。 1 人 1 日当たりの家庭が 440gにする。	850g/人・日にする。 1 人 1 日ごみ 440g/人・日ごみ 440g/人・日ごみ 440g/人・日ごみ 5 440g/人・ 第をかる。 ぶり 100 万 に品さる。 ない 12 年系 減 でいる。 マレス	ワンウェイプラ	1 人 1 日当たりの ごみ 排出量を約 923g/人・日以下 にする。	
再生利用に係る目標値			令和 12 年までに 容器包装の 6 割イ クルする。 令和 17 年までに カルする。 令和 17 年までに フリッス・リック カース・リック カース・リック カース・リック カース・リック カース・リック カース・リック カース・リック カース・カース		リサイクル率 ^{※2} を約 25.9%とす る。
最終処分に 係る目標値	中成 24 年度に対し、最終処分量を 約 31%削減する。	_	_	_	_

※1:「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

※2:出口側の循環利用率、リサイクル率:排出量に対するリサイクル量の割合

※3:ワンウェイプラスチックとは、使い捨てプラスチックのことで、一般的に一度だけ使用した後に廃棄すること が想定されるプラスチック製のものをいう

2) 市の上位計画

本市では、令和 4 年 6 月に「第 2 次田村市総合計画前期(前期基本計画)」を策定しています。将来像に「ワクワクがとまらない 自然とチャレンジが生きるまち 田村市」を掲げ、「ごみの減量化・資源化の推進」を重点的な取組みの一つとし、基本的な取組みにおいて、より具体的な取組み内容が示されています(図 1-2)。

《将来像》 ワクワクがとまらない 自然とチャレンジが生きるまち 田村市

《基本方針》

働きたいまち (産業振興) 学べるまち (学校教育・生涯学習) 安心と絆のまち (健康・医療・福祉) 住みたいまち (住環境)

支えあいのまち (コミュニティ・行政経営)

《分野別方針》

・誰もが活躍できる労働環境の推進・地域経済をけん引する商工業の強靭化・地域経済をけん引する商工業の強靭化・地域経済をはん引する商工業の強靭化・地域を支える農林業の成長産業化

注学習の充実 ・市民の笑顔と地域の活気につながる生実進 実進

・「支え愛」による地域共生社会の深化化対策の充実化対策の充実・親子の笑顔を増やす子育て支援と少子・泉子と安心を支える保健・医療の充実

・関係人口の拡大、移住・定住対策の推進暮らしの安全対策の充実・「防ぐ」と「減らす」を基軸とする・快適で環境により優しい住環境の形成・快適で環境により優しい住環境の形成

学の実行・市民の声と社会の変化に最適な行政経・市民の声と社会の変化に最適な行政経・地域の魅力を生かす交流とシティプロ築

《重点的な取組み》

重点① 都市計画マスタープラン策定事業

重点② 都市再生整備計画事業

重点③ 新デマンドタクシー体制整備事業

重点④ 道路メンテナンス事業

重点⑤ 船引浄水場移転

重点⑥ 上水道施設更新工事

重点⑦ 下水道管路施設等点検調査

重点⑧ ごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化・資源化、適正処理・処分を進めるため、 令和5年度からのごみ処理体制の変更に伴い、汚泥再生 処理センターの整備・運営、リサイクルセンターの整備・ 運営、ごみ焼却施設の基幹的設備改良を行います。

重点⑨ 脱炭素社会へ向けた取組みの推進

重点⑩ 市営住宅長寿命化改修工事

重点① 緑の基本計画策定事業

《基本的な取組み》

基本① 計画的な土地利用の推進

基本② 道路・交通ネットワークの整備

基本③ 上・下水道の整備

基本④ 環境保全対策の充実

- ◆自然環境、生態系の保全
- ◆ごみ処理体制の充実
- ◆ごみ減量活動の推進
- ◆ごみ処理データのクラウドシステム化
- ◆ごみ分別等の動画を活用した情報発信
- ◆し尿処理体制の充実
- ◆火葬体制の充実
- ◆合併処理浄化槽の普及

基本⑤ 資源循環型社会の推進

- ◆市民意識の啓発
- ◆省エネルギーの推進
- ◆再生可能エネルギーの導入促進

基本⑥ 住環境の整備

基本⑦ 水辺環境の整備

基本⑧ 地域にあった景観づくり

図 1-2 第2次田村市総合計画(前期基本計画)の概要と廃棄物関連の記載内容

5. 計画の期間

本計画は、平成 28 年度から令和 12 年度までの 15 年間を計画期間とします。また、令和 4 年度に田村広域行政組合の解散が決定したことから、中間目標年度を令和 4 年度としましたが、本計画の計画策定の前提条件となっている諸条件が組合解散に伴い大きく変更となったことから、令和 5 年度に見直しを行いました。

計 画 期 間 : 15年間(平成28年度~令和12年度)

計画目標年度 : 令和 12 年度

中間目標年度 : 令和4年度

<田村広域行政組合の沿革>

田村広域行政組合は、昭和40年1月に、田村郡全域6町1村から発生するし尿処理の事務を共同処理することを目的に「田村地方町村衛生処理組合」として設立されました。

また、田村郡内の東部3町(小野町・滝根町・大越町)では、平成2年にごみ処理全般の事務を共同処理する「田村東部環境衛生組合」が設立されました。平成8年に田村東部環境センターが完成したため、3町のごみ処理全般の事務を組合に移管し、業務を開始しました。

平成 13 年 4 月に「田村東部環境衛生組合」を解散統合し、組合名を「田村広域行政組合」に改め、組合の事務に田村西部 4 町村のごみ中間処理の事務、田村郡 7 町村の一般廃棄物最終処分の事務を加え、複合的一部事務組合として業務を行っておりました。

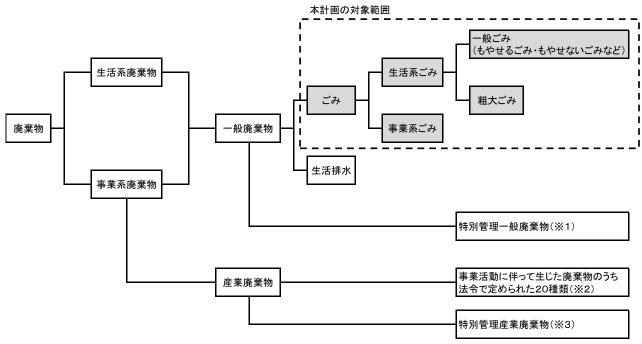
平成 17 年 3 月には、構成自治体のうち滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町の 4 町 1 村が合併して田村市となり、1 市 2 町での共同処理を行ってきましたが、令和 5 年 3 月 31 日をもって解散しました。

6. 計画の区域

本計画において対象とする区域は、田村市全域です。

7. 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち、家庭から排出される「生活系ごみ」と、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物に該当しない「事業系ごみ」です (図 1-3)。



- ※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物 (PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)
- ※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の19 種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので19 種類の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形化物等)
- ※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等)

図 1-3 廃棄物処理法における廃棄物の分類と本計画の対象範囲

1. 自然的概况

1) 位置及び範囲

本市は、阿武隈高原の中央に位置し、平成 17 年 3 月に滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町の 5 町村の合併により誕生しました。また、本地域は、福島県の中核的都市である郡山市まで約 30km の位置にあり、阿武隈山系が南北に走り、北から日山(1,057m)、移ヶ岳(995m)、鎌倉岳(967m)、片曽根山(718m)、高柴山(884m)、大滝根山(1,192m)、矢大臣山(965m)等の山岳が連なり、これらと小さな山々によって丘陵起状が縦横に連続する地形となっています(図 2-1)。また、これらの山岳を源に、大滝根川や高瀬川等の多くの河川が流下しています。



図 2-1 田村市の位置

2) 気候特性

本市の気候は、年間の気温差が大きく、降雨・降雪量が少ない太平洋側気候三陸・常磐型の特徴を持ち、寒候期においても、連続した降雪期間は短くなっています。

令和 4 年における年平均気温は 11.3 \mathbb{C} で、夏季の最高気温は 35.1 \mathbb{C} となっています。また、冬季の最低気温は-11.3 \mathbb{C} となっています(表 2-1 及び図 2-2)。

月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 合計 平均 平均気温(℃) -1.4-0.7 4. 8 10.6 14.6 18. 6 23.8 23.4 20.3 12.0 8.6 1.4 11.3 最高気温(℃) 7. 3 9.1 19. 0 26. 1 27. 6 33. 1 35. 1 35.0 30. 2 26. 1 19. 7 11. 7 -9.0 -10.0 1.5 -1.5 -2. 3 最低気温(℃) -11.3 -4. 1 8. 0 18.0 11. 1 8. 5 -8. 5 63. 5 86. 5 124. 0 102. 0 120. 0 151. 5 130. 5 降水量 (mm) 25.0 23.5 50.0 56. 5 30.0 963.0 80.3

表 2-1 気象の概況(令和4年)

(資料:令和4年気象庁公表データ)

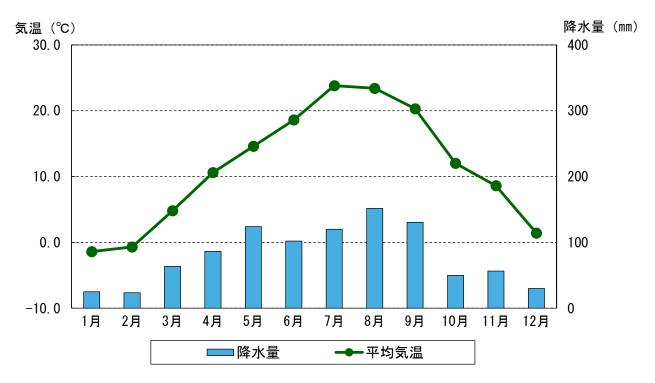


図 2-2 気象の概況 (令和4年)

2. 社会的概况

1)人口・世帯数

令和 4 年度末における人口は、33,963 人となっており、世帯数は 12,809 世帯です。 過去 10 年間において人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあることか ら、1 世帯当たりの人口も減少傾向が続いています(表 2-2 及び図 2-3)。

表 2-2 人口・世帯数の推移

(各年度末)

	人口 (人)		世帯数	1世帯当たり	
	人口	増減	世帯数	増減	人口(人)
平成25年度	39, 806	-621	12, 437	18	3. 20
平成26年度	39, 305	-501	12, 549	112	3. 13
平成27年度	38, 686	-619	12, 547	-2	3. 08
平成28年度	38, 094	-592	12, 578	31	3. 03
平成29年度	37, 460	-634	12, 532	-46	2. 99
平成30年度	36, 792	-668	12, 630	98	2. 91
令和元年度	36, 079	-713	12, 685	55	2. 84
令和2年度	35, 427	-652	12, 718	33	2. 79
令和3年度	34, 694	-733	12, 784	66	2. 71
令和4年度	33, 963	-731	12, 809	25	2. 65

(資料:住民基本台帳人口及び世帯数)

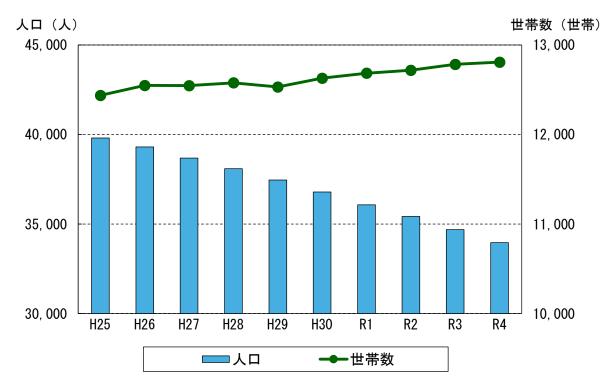


図 2-3 人口・世帯数の推移

2) 産業の動向

(1) 就業構造

本市の産業別就業人口の構成割合は、令和2年度において第1次産業が13.5%、第2次産業が38.1%、第3次産業が48.4%となっています(表 2-3)。平成12年度からの推移は、第1次産業及び第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合は増加しています(図 2-4)。

第2次産業 第1次産業 第3次産業 合計 就業者数 就業者数 就業者数 割合 割合 割合 (人) (人) (%) (人) (%) (人) (%) 8, 759 平成12年度 5, 124 21.3 10, 154 42. 2 36.4 24, 037 19.9 38.8 9, 255 41.4 平成17年度 4, 445 8,673 22, 373 3, 280 37. 6 9.074 45.9 19, 790 平成22年度 16.6 7, 436 平成27年度 2,616 13. 2 7,659 38. 5 9,603 48.3 19,878 2, 437 13.5 38. 1 8748 48.4 令和2年度 6, 872 18,057

表 2-3 産業別就業人口の推移

※割合の%の合計は、端数処理の関係で100%となっていない場合があります。

(資料:国勢調査)

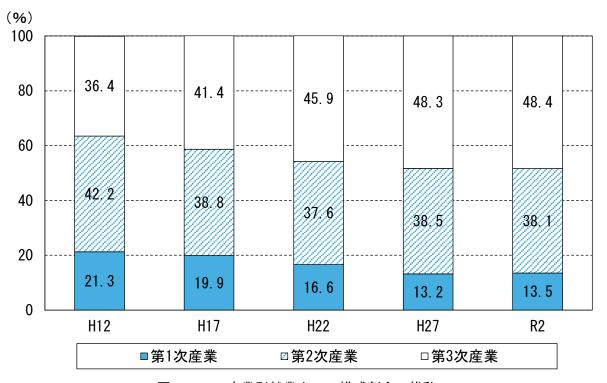


図 2-4 産業別就業人口の構成割合の推移

(2)農業

本市の令和2年度における農家総数は3,143戸で、農家の構成割合については、販売農家は1,882戸、自給的農家は1,261戸となっています。販売農家のうち、主業農家が256戸、準主業農家が388戸、副業的農家が1,348戸で、販売農家のうち、いわゆる兼業農家の割合が高い状況です(表 2-4)。

平成 12 年度からの農家数の推移としては、販売農家は 2,330 戸増加、自給的農家は 442 戸増加しており、総農家数では 1,888 戸減少しています。また、農家世帯員数も平成 12 年度から 10,079 人減少しています (図 2-5)。

農家数(戸)							農家
	農家総数	販売農家				自給的農家	世帯員数
	辰 豕祕奴		主業農家	準主業農家	副業的農家	日和的辰多	(人)
平成12年度	5, 031	4, 212	723	1, 546	1, 943	819	17, 859
平成17年度	4, 870	3, 773	645	1, 110	2, 018	1, 097	15, 717
平成22年度	4, 563	3, 313	503	1, 227	1, 583	1, 250	13, 313
平成27年度	3, 720	2, 436	322	744	1, 370	1, 284	10, 242
令和2年度	3, 143	1, 882	256	388	1, 348	1, 261	7, 780

表 2-4 農家数の推移

※世帯員数は15歳以上とします。

※販売農家:経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家。

※主業農家:農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人農家をいう。

※準主業農家: 農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上 従事している65歳未満の世帯員がいる個人農家をいう。

※副業的農家:調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人農家をい っ

※自給的農家:経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。

(資料:農林業センサス)

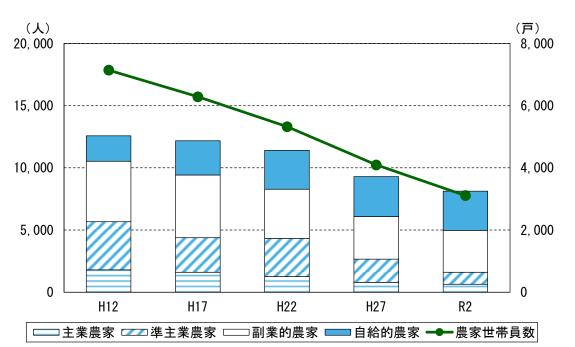


図 2-5 農家数の推移

(3) 経営耕地

本市の令和 2 年度における経営耕地面積は、総面積 2,310ha のうち、田が 63.0%、畑が 35.9%、樹園地が 1.0%となっています (表 2-5)。平成 12 年度からの面積の推移としては、田は 997ha、畑は 1,209ha、樹園地は 20ha 減少しており、総面積が 2,225ha減少しています (図 2-6)。

田 畑 樹園地 総面積 面積 面積 割合 面積 割合 割合 (ha) (ha) (%) (ha) (%) (ha) (%) 平成12年度 44 4,535 2, 453 54. 1 2, 038 44.9 1.0 平成17年度 2, 285 54.5 1,863 44. 5 41 1.0 4, 189 平成22年度 2, 169 56.7 1,624 42. 5 31 0.8 3,824 平成27年度 1,703 58.2 1, 201 41.0 23 0.8 2,927 1, 456 63.0 829 35. 9 24 1.0 2, 310 令和2年度

表 2-5 経営耕地面積の推移

(資料:農林業センサス)

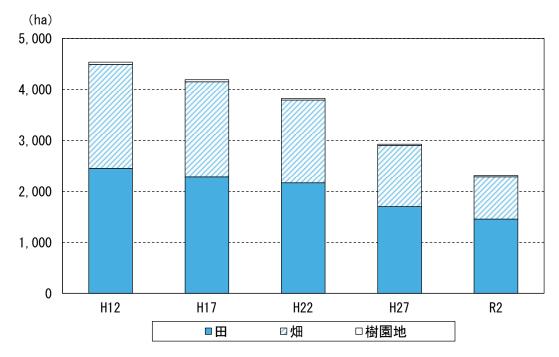


図 2-6 経営耕地面積の推移

[※]割合の%の合計は、端数処理の関係で100%となっていない場合があります。

(4) 土地利用状況

令和 4 年度における本市の土地利用状況は、山林の占める割合が 68.9% と最も大きく、続いて畑が 10.5%、田が 7.0% となっています(表 2-6 及び図 2-7)。

表 2-6 土地利用面積(令和4年度)

	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
合 計 (ha)	3, 227	4, 830	1, 475	0	22	31, 597	291	1, 475	940	1, 974	45, 833
構成比(%)	7. 0	10. 5	3. 2	0.0	0. 1	68. 9	0. 6	3. 2	2. 1	4. 3	100. 0

※合計及び構成比の合計は、端数処理の関係で100%にならない場合があります。

(資料:福島県統計年鑑 2020)

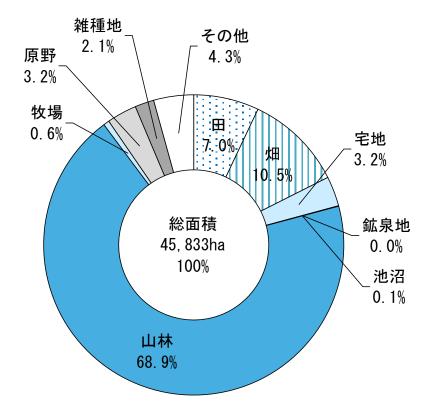


図 2-7 土地利用面積(令和4年度)

(5) 商業

令和3年度における商業は、商店数375店、従業者数2,130人、商店販売額47,026百 万円となっています (表 2-7)。

推移としては、商店数及び従業者数は平成24年度に大きく減少しましたが、平成24 年度以降は概ね横ばいとなっています。商品販売額は平成19年度以降増減を繰り返して おり、令和3年度が最大値となっています(図 2-8)。

	商店数 (店)	従業者数 (人)	商品販売額 (百万円)	事業所規模 (人/店)	
平成19年度 ※	1 590	2, 756	43, 568	4. 7	
平成24年度 ※	2 379	1, 774	25, 360	4. 7	
平成26年度 ※	1 395	1, 940	43, 389	4. 9	
平成28年度 ※	362	1, 839	34, 163	5. 1	
令和3年度 ※	2 375	2, 130	47, 026	5. 7	
※参照データ毎に、	統計方法が一部異なり		統計調査、※2 経済す	マンサス - 活動調査)	

表 2-7 商業の推移

(店・人) (百万円) 3,500 50,000 2,800 40,000 2, 100 30,000 1,400 20,000 700 10,000 0 0 H19 R3 H24 H26 H28 ■商店数 □□□従業員数 ━━商品販売額

図 2-8 商業の推移

(6) 工業

令和3年度における工業は、事業所数81店、従業者数4,153人、出荷額等110,950百万円となっています(表 2-8)。

推移としては、事業所数及び従業者数は令和元年度以降減少していますが、出荷額等 は平成29年度から増加しています(図 2-9)。

	事業所数		出荷額等 (百万円)	事業所規模 (人/事業所)
平成29年度 ※1	96	4, 203	86, 928	43. 8
平成30年度 ※1	94	4, 152	92, 857	44. 2
令和元年度 ※1	95	4, 340	98, 133	45. 7
令和2年度 ※1	91	4, 276	105, 431	47. 0
令和3年度 ※2	81	4, 153	110, 950	51. 3

表 2-8 工業の推移

※参照データ毎に、統計方法が一部異なります。

(資料:※1工業統計調査、※2経済センサス-活動調査)

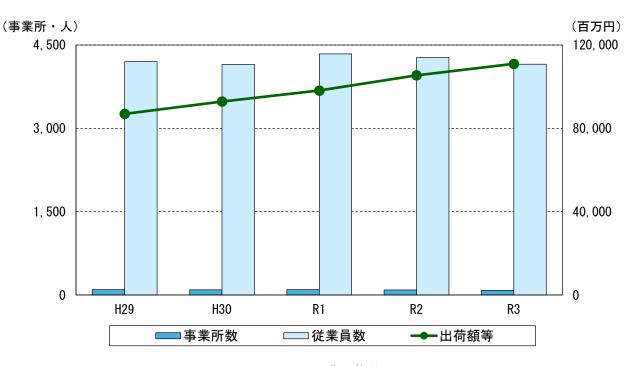


図 2-9 工業の推移

(7) 観光

本市の観光客入込数は、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年は136,059人まで落ち込みましたが、令和3年は観光客数が増加し、令和4年は「ふぁせるたむら」の開業に伴い、令和3年の観光客数の2倍以上になっています(表 2-9及び図 2-10)。

表 2-9 観光客数の推移

(単位:人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
あぶくま洞・入水鍾乳洞	210, 483	218, 616	205, 960	114, 631	114, 690	174, 414
高柴山	5, 860	4, 070	_		1	
片曽根山	_	2, 350	_	_	1	
星の村天文台	11, 354	10, 226	9, 912	1	1	
こどもの国ムシムシラン	13, 402	18, 772	18, 348	21, 428	18, 737	20, 622
仙台平	194	300	_	1	1	
鬼の里納涼夏まつり	7, 000	3, 000	_	-	-	
グリーンパーク都路	_	_	_	_	11, 994	16, 009
ふぁせるたむら	_	_	_	_	_	194, 090
合 計	248, 293	257, 334	234, 220	136, 059	145, 421	405, 135

(資料:福島県観光客入込状況)

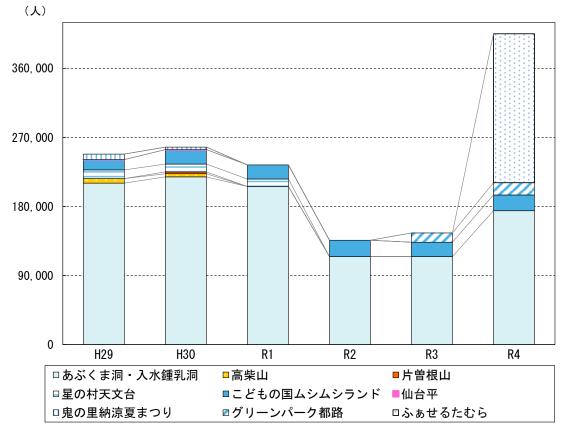


図 2-10 観光客数の推移

3)交通網

本市の主な道路交通網は、自動車専用道路として磐越自動車道があり、一般道路として市内を南北に縦断する国道 349 号(起点:茨城県水戸市〜終点:宮城県柴田郡柴田町)、国道 399 号(起点:福島県いわき市〜終点:山形県南陽市)、市内の中心を東西に横断する国道 288 号(起点:福島県郡山市〜終点:福島県双葉郡双葉町)等の道路網があります(図 2-11)。

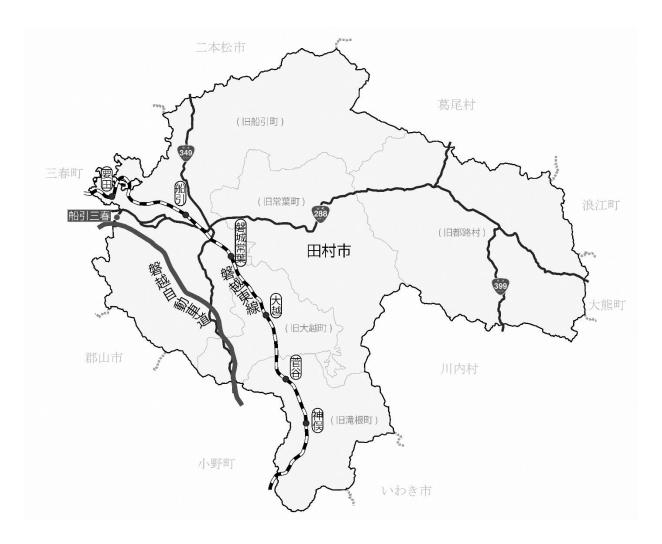


図 2-11 交通の概要

第3章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状

- 1) ごみ処理の概要
- (1) ごみ処理事業の経緯

平成 16 年度に本市が誕生する以前からのごみ処理事業に関する主な経緯を表 3-1 に示します。

表 3-1 本市のごみ処理事業の経緯

	表 3-1 本市のこみ処理事業の経緯
年 度	経緯
昭和 48 年度	都路ごみ焼却場(焼却能力:4 トン/日)供用開始
	都路一般廃棄物最終処分場(埋立容量:43,878m³) 供用開始
昭和52年度	大越衛生処理センター (焼却能力:8トン/日) 供用開始
	滝根川除ごみ焼却場(焼却能力:8 トン/日)供用開始
	ときわクリーンセンター(埋立容量:13,850m³) 供用開始
昭和54年度	大越一般廃棄物最終処分場(埋立容量:22,432m³) 供用開始
	ときわクリーンセンター(焼却能力:10 トン/日)供用開始
昭和56年度	滝根一般廃棄物最終処分場(埋立容量:7,036m³) 供用開始
昭和60年度	船引一般廃棄物最終処分場(埋立容量:27,400m³) 供用開始
昭和61年度	船引清掃センター(焼却能力:20 トン/日)供用開始
平成7年度	大越衛生処理センター業務停止(平成8年3月)
	滝根川除ごみ焼却場業務停止(平成8年3月)
平成8年度	田村東部環境センター(焼却能力:30 トン/日)供用開始
	滝根町、大越町のごみ処理業務を田村東部環境衛生組合(現田村広域行政組合)に移管
	ごみ収集業務の民間委託開始
	ごみ処理手数料の一部有料化(粗大ごみの直接搬入、10kg につき 100 円)
平成9年度	かん類、びん類、ペットボトル、ダンボール、紙箱、白色トレイの分別収集開始
	都路ごみ焼却場業務停止(平成 10 年 3 月)
	指定ごみ袋によるごみ処理手数料の有料化開始
平成 10 年度	都路一般廃棄物最終処分場埋立完了(平成 11 年 3 月)
平成 11 年度	ときわクリーンセンター焼却業務停止及び埋立完了(平成 12 年 3 月)
平成 12 年度	大越一般廃棄物最終処分場埋立完了(平成 13 年 3 月)
- 1: 10 f - t	紙パックの分別収集開始
平成 13 年度	家電リサイクル法による家電4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)の回収開始
亚卡红左东	滝根一般廃棄物最終処分場埋立完了(平成 13 年 11 月)
平成 15 年度	その他のプラスチック類の分別収集開始
平成 18 年度	田村西部環境センター(焼却能力:40トン/日)供用開始
平成 19 年度 平成 22 年度	田村広域一般廃棄物最終処分場(埋立容量:12,575m³) 供用開始 ごみ処理手数料(指定ごみ袋料金)の市内統一(平成 22 年 4 月)
平成 22 年度	この処理于数科(指定この表科金)の中内統一(平成 22 年 4 月) ときわクリーンセンター用途廃止(平成 24 年 3 月)
平成 23 平度	とさわりり一フセンター用述廃止(十成 24 平 3 月) 大越一般廃棄物最終処分場用途廃止(平成 27 年 5 月)
十八 27 千尺	大陸 板虎栗物最終処分場用途廃止(干成 27 年 3 月) 滝根一般廃棄物最終処分場用途廃止(平成 28 年 2 月)
平成 28 年度	もやせるごみの市内全域週 2 回収集開始(平成 28 年 4 月)
一次 20 千皮	めらともこのの
平成 29 年度	一
平成 30 年度	田村広域行政組合からの脱退を決定
令和元年度	船引清掃センター及び大越衛生処理センター施設解体
13 1120 1 /2	田村広域行政組合解散決定に伴い、田村東部環境センター及び田村広域行政組合一般廃棄物
	最終処分場の本市移管が決定
令和2年度	都路一般廃棄物最終処分場用途廃止(令和2年12月)
令和4年度	田村広域行政組合解散
令和5年度	たむらリサイクルプラザの供用開始

(2) ごみ処理主体

令和5年度時点のごみ処理・処分の各段階における処理主体を表 3-2に示します。 収集運搬は直営で、中間処理は一部の処理委託を除き直営、最終処分・資源化は、燃や せないごみを除いて民間事業者に委託しています。

表 3-2 ごみ処理主体(令和5年度時点)

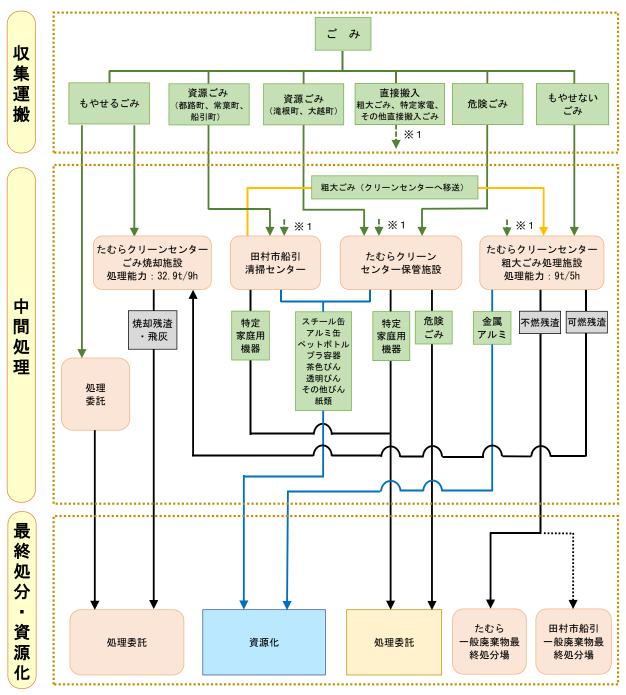
区 分	収集運搬	中間処理	最終処分・資源化		
もやせるごみ	市	市(一部処理委託)	民間事業者		
もやせないごみ	市	市	市		
資源ごみ	市	市	民間事業者		
危険ごみ	市	市	民間事業者		
粗大ごみ	_	市	民間事業者		

(3) ごみ処理体系

ア 令和6年1月までのごみ処理体制

令和6年1月までのごみ処理体制を図 3-1に示します。

もやせるごみは、たむらクリーンセンター(ごみ焼却施設)で焼却処理又は処理委託 し、焼却残渣は処理委託しています。もやせないごみ及び粗大ごみは、たむらクリーン センター(粗大ごみ処理施設)で選別・破砕後、金属等の有価物は民間事業者で資源化、 可燃残渣はたむらクリーンセンター(ごみ焼却施設)で焼却処理、不燃残渣はたむらー 般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。また、資源ごみは、たむらクリーンセンター 又は田村市船引清掃センターで保管後、民間事業者で資源化又は処理委託しています。



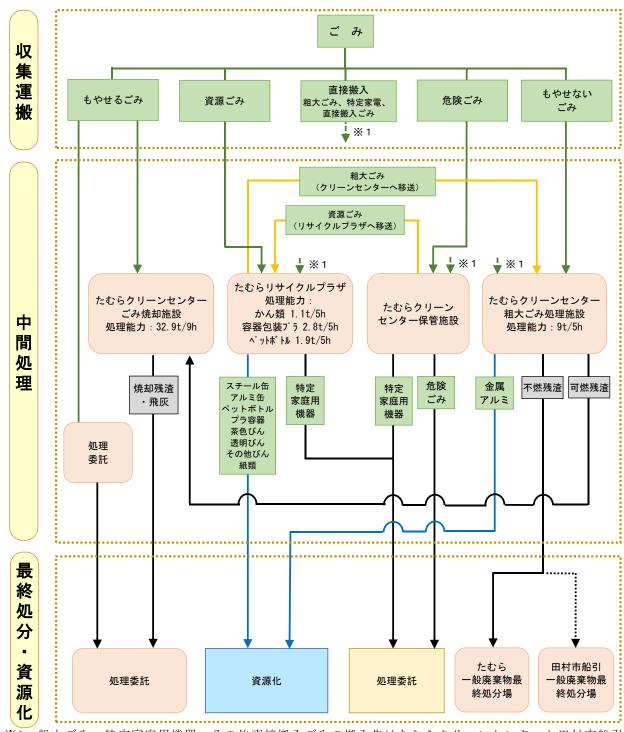
※1:粗大ごみ、特定家庭用機器、その他直接搬入ごみの搬入先はたむらクリーンセンターか田村市船引 清掃センターのどちらでも可ですが、事業系一般廃棄物については許可を受けた施設となります。

図 3-1 令和6年1月までのごみ処理体制

イ 令和6年2月以降のごみ処理体制

令和6年2月以降のごみ処理体制を図 3-2に示します。

令和6年2月のたむらリサイクルプラザの供用開始後は、直接搬入ごみを除く、全ての資源ごみをたむらリサイクルプラザに搬入し、かん類、ペットボトル、容器包装プラスチック類については、選別、圧縮処理後、民間事業者に引き渡し資源化します。また、たむらクリーンセンターに搬入された資源ごみの直接搬入分は、たむらリサイクルプラザへ移送し、上記と同様の処理を行います。



※1: 粗大ごみ、特定家庭用機器、その他直接搬入ごみの搬入先はたむらクリーンセンターか田村市船引 清掃センターのどちらでも可ですが、事業系一般廃棄物については許可を受けた施設となります。

図 3-2 令和6年2月以降のごみ処理体制

2) ごみ排出量

(1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 3-3に示します。

令和 4 年度において、計画収集人口 33,963 人 (令和 5 年 3 月末住民基本台帳人口)、ごみ収集・直接搬入量 10,334t/年、総資源化量は 1,415t/年、最終処分量は 1,204t/年となっています。

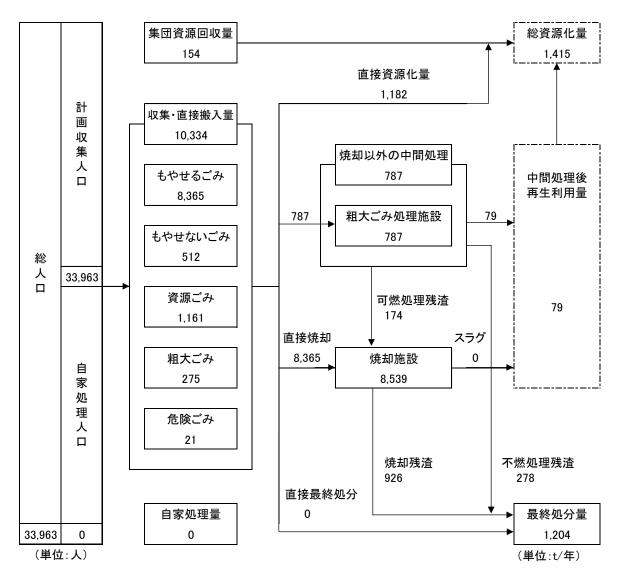


図 3-3 ごみ処理フロー(令和4年度)

(2) ごみ総排出量

ごみ総排出量の実績を表 3-3及び図 3-4に示します。 ごみ総排出量は、平成25年度から減少傾向にあります。

表 3-3 ごみ総排出量の実績

(単位: t/年)

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
ごみ総排出量		11, 832	11, 841	11, 751	11, 622	11, 540	11, 454	10, 998	11, 131	10, 891	10, 488
	生活系ごみ排出量	7, 840	7, 983	8, 004	7, 896	7, 949	8, 025	7, 978	8, 231	7, 835	7, 613
	事業系ごみ排出量	3, 992	3, 858	3, 747	3, 726	3, 591	3, 429	3, 020	2, 900	3, 056	2, 875

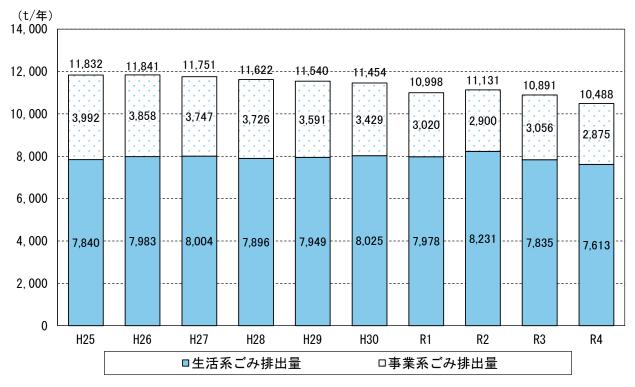


図 3-4 ごみ総排出量の実績

(3) ごみ種類別排出量

ごみ種別排出量の実績を表 3-4及び図 3-5に示します。

ごみ種類別では、もやせるごみの割合が最も多く、もやせるごみ量及び集団資源回収量は経年的に減少傾向にあります。

表 3-4 ごみ種別排出量の実績

(単位: t/年)

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
ごみ総排出量		11, 832	11, 791	11, 705	11, 622	11, 540	11, 454	10, 998	11, 131	10, 891	10, 488
	もやせるごみ	9, 634	9, 602	9, 602	9, 658	9, 533	9, 432	8, 994	8, 772	8, 758	8, 365
	もやせないごみ	495	500	486	433	426	405	427	655	512	512
	資源ごみ	1, 228	1, 141	1, 071	1, 009	1, 018	1, 077	1, 066	1, 217	1, 184	1, 161
	粗大ごみ	119	181	183	176	189	183	217	276	258	275
	危険ごみ	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21
	集団資源回収	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154

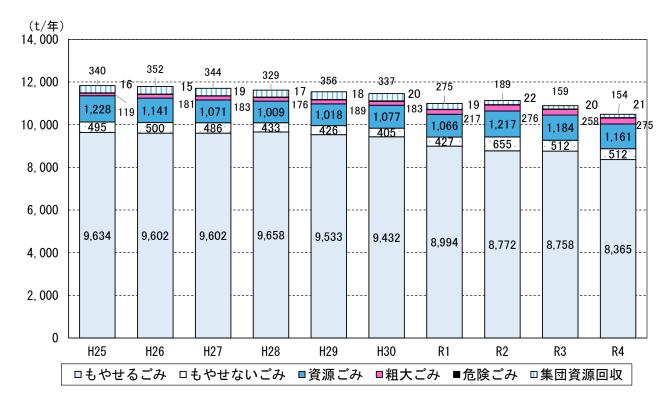


図 3-5 ごみ種別排出量の実績

(4) 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の実績を表 3-5及び図 3-6に示します。

令和 4 年度における生活系ごみ排出量は、7,613 t /年となっており、平成 25 年度以降は増減を繰り返しています。

表 3-5 生活系ごみ排出量の実績

(単位: t/年)

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
生活系ごみ排出量		7, 840	7, 983	8, 004	7, 896	7, 949	8, 025	7, 978	8, 231	7, 835	7, 613
	もやせるごみ	5, 714	5, 852	5, 961	6, 048	6, 032	6, 073	6, 067	6, 035	5, 900	5, 694
	もやせないごみ	442	491	470	368	377	364	370	556	370	357
	資源ごみ	1, 209	1, 115	1, 051	990	1, 001	1, 064	1, 051	1, 217	1, 184	1, 161
	粗大ごみ	119	158	159	144	165	167	196	212	202	226
	危険ごみ	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21
	集団資源回収	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154

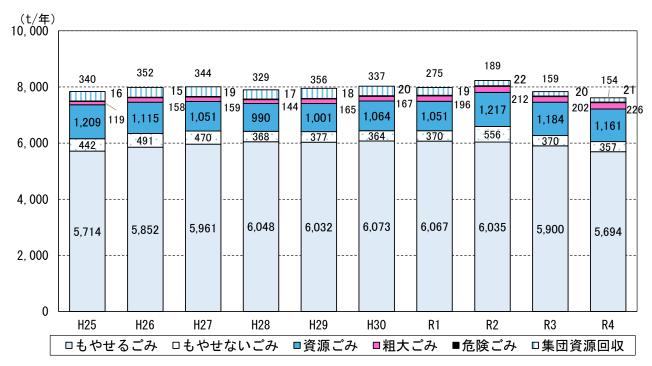


図 3-6 生活系ごみ排出量の実績

(5) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の実績を表 3-6及び図 3-7に示します。

令和 4 年度における事業系ごみ排出量は、2,875 t /年となっており、平成 25 年度以降は減少傾向にあります。

表 3-6 事業系ごみ排出量の実績

(単位: t/年)

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
事業系ごみ排出量		3, 992	3, 858	3, 747	3, 726	3, 591	3, 429	3, 020	2, 900	3, 056	2, 875
	もやせるごみ	3, 920	3, 750	3, 641	3, 610	3, 501	3, 359	2, 927	2, 737	2, 858	2, 671
	もやせないごみ	53	59	62	65	49	41	57	99	142	155
	資源ごみ	19	26	20	19	17	13	15	0	0	0
	粗大ごみ	0	23	24	32	24	16	21	64	56	49

※事業系資源ごみ量は、直接搬入時に生活系資源ごみと仕分けることが難しいことから、過少になっています。

(t/年)

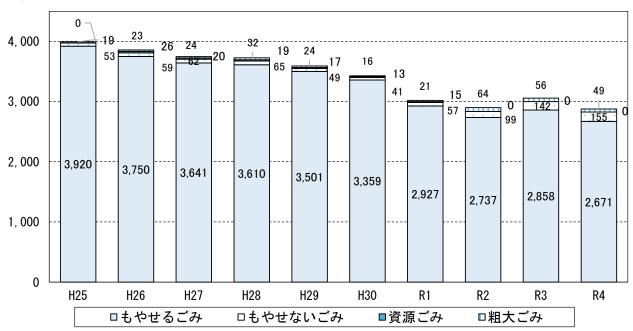


図 3-7 事業系ごみ排出量の実績

(6)1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量を図 3-8に示します。

令和4年度の1人1日当たりのごみ排出量は846g(生活系614g、事業系232g)であり、平成25年度以降増加傾向にありましたが、令和3年度以降減少に転じています。本市の1人1日当たりのごみ排出量と全国及び福島県の平均値との比較結果を図3-9に示します。本市の1人1日当たりのごみ排出量は、いずれの年度においても全国平均及び福島県平均を下回っています。

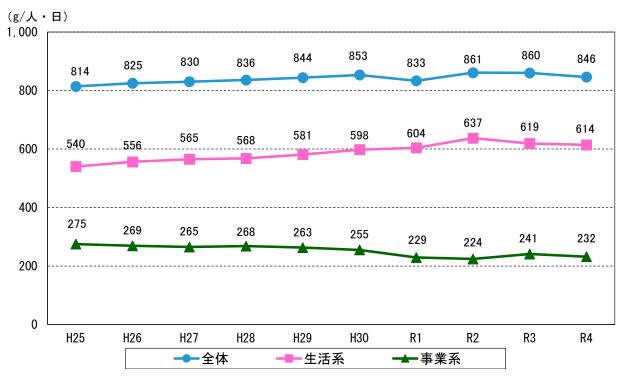
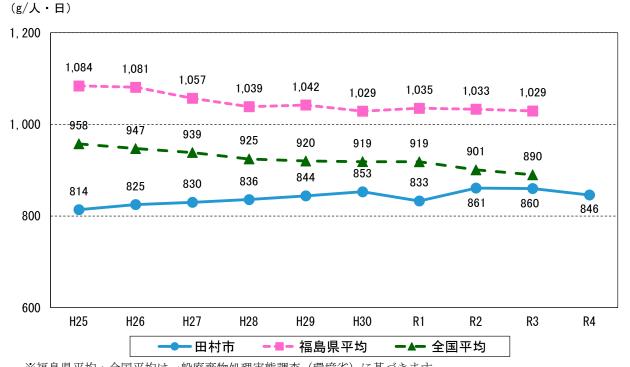


図 3-8 1人1日当たりのごみ排出量の実績



※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査(環境省)に基づきます。

図 3-9 福島県、全国との1人1日当たりのごみ排出量の比較

3) 資源化

(1) 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率の実績を表 3-7及び図 3-10に示します。

リサイクル率は令和3年度以降大幅に減少し、令和4年度において13.5%となっています。これは、令和2年度に田村西部環境センターの灰溶融施設が運転を終了したことに伴う、焼却灰のスラグ化による資源化量減少の影響によるものです。

			単位	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
資	資源化量		t/年	2, 363	2, 206	2, 115	2, 017	2, 031	2, 083	2, 058	1, 991	1, 446	1, 415
	直接資源化量		t/年	1, 244	1, 156	1, 090	1, 026	1, 036	1, 097	1, 085	1, 239	1, 204	1, 182
		資源ごみ量	t/年	1, 228	1, 141	1, 071	1, 009	1, 018	1, 077	1, 066	1, 217	1, 184	1, 161
		危険ごみ量	t/年	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21
	中	間処理後再生利用量	t/年	779	698	681	662	639	649	698	563	83	79
		溶融スラグ量	t/年	563	484	488	472	470	452	502	457	-	_
		資源物量 (金属類)	t/年	216	214	193	190	169	197	196	106	83	79
	集[団資源回収量	t/年	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154
リサイクル率		%	20. 0	18. 6	18. 0	17. 4	17. 6	18. 2	18. 7	17. 9	13. 3	13. 5	

表 3-7 資源化量及びリサイクル率の実績

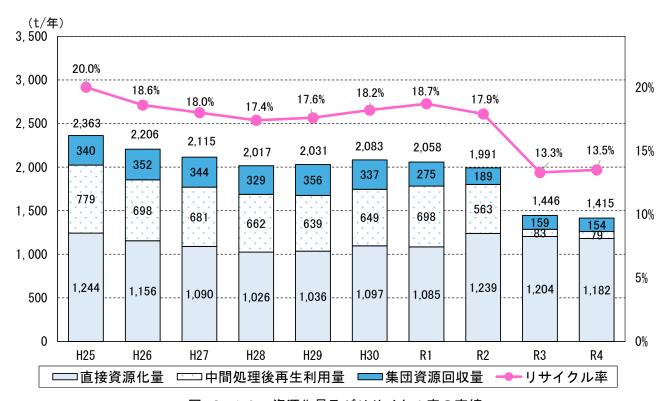
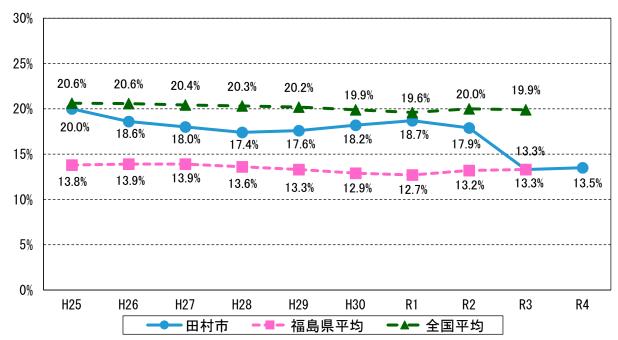


図 3-10 資源化量及びリサイクル率の実績

(2) 福島県、全国とのリサイクル率の比較

福島県、全国とのリサイクル率の比較結果を図 3-11に示します。

本市のリサイクル率は、平成 25 年度以降、全国の平均値を下回っています。また、令和 2 年度までは福島県の平均値を上回っていましたが、令和 3 年度は福島県の平均値と同値になっています。



※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査(環境省)に基づきます。

図 3-11 福島県、全国とのリサイクル率の比較

4) 収集·運搬

(1) ごみの分別区分及び収集体制

ごみの分別区分及び収集体制を表 3-8に示します。

令和5年度時点において、生活系ごみは委託業者による収集又は直接搬入、事業系ごみは許可業者による搬入又は直接搬入となっています。本市では、ごみの排出量に応じた費用負担という観点から指定袋によるごみ処理手数料の有料化を行っています。また、粗大ごみ及び特定家庭用機器においても、ごみ処理手数料を徴収しています。

表 3-8 ごみの分別区分、収集体制(令和5年度)

	5	分別区分	品目	収集回数	収集方式	収集主体	処理手数料
	もべ	⁵ せるごみ	生ごみ、草木類、革製品、ゴム製品、紙おむつ、汚れのあるプラスチック類	週2回	ステーション回収 又は直接搬入	委託又は 個人	指定袋
	もゃ	⁵ せないごみ	金属類、小型家電製品(炊飯器、掃除機等)、油や化粧用 のびん等	月1回	ステーション回収 又は直接搬入	委託又は 個人	指定袋
		かん類	主に飲料用のスチール・ア ルミかん	月1回			
	`.\ a	ペットボトル	飲料用ペットボトル、調味 料容器ペットボトル	月1回			15 25
	資源ごみ	びん類	主に飲料用の無色透明、茶 色、その他びん	月1回	ステーション回収 又は直接搬入	委託又は 個人	指定袋
生活	み	容器包装プラ スチック類	容器包装プラスチック類 (トレイ類、発泡スチロー ル等)	週1回			
生活系ごみ		紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール、 紙製容器、牛乳等の紙パック	月1回			_
	小型家電		家庭用電化製品、小型電子 機器(携帯電話等)	1	拠点回収	個人	_
	廃食用油		使用済みの食用油	-	拠点回収	個人	_
	危険	食ごみ	乾電池、蛍光管、卓上ガスボンベ、スプレーかん、水銀入りの体温計、使い捨てライター	月1回	ステーション回収 又は直接搬入	委託又は 個人	指定袋
	粗大	てごみ	指定ごみ袋に入らないもの	_	直接搬入	個人	100円/10kg
	特定家庭用機器		家電リサイクル法の家電 4 品目(エアコン、テレビ、冷 蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類 乾燥機)	_	直接搬入	個人	1,300円/個
事業系ごみ	特定外	三家庭用機器以	特定家庭用機器(生活系ご みの品目に準ずる)以外	_	直接搬入	許可又は 事業者	100円/10kg
ボごみ	特定家庭用機器		特定家庭用機器(生活系ご みの品目に準ずる)	_	直接搬入	許可又は 事業者	1,300円/個

(2) 排出形態別ごみ排出量

排出形態別ごみ排出量の実績を図 3-12に示します。

収集量及び集団資源回収量は平成 25 年度以降減少傾向にあります。一方で、直接搬入量は、増減を繰り返しています。

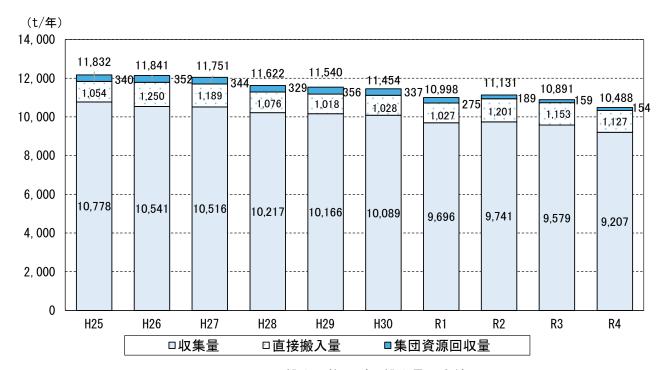


図 3-12 排出形態別ごみ排出量の実績

5)中間処理

(1) 中間処理施設の概要

ア たむらクリーンセンター

たむらクリーンセンターの概要を表 3-9に示します。

たむらクリーンセンターでは、もやせるごみの焼却処理、もやせないごみ・粗大ごみの 破砕・選別処理、資源物の保管を行っています。

もやせるごみの焼却処理は、現在、本市のたむらクリーンセンター及び三春町の田村西部環境センターにおいて行っていますが、令和8年度のたむらクリーンセンターの基幹的設備改良工事完了後は、田村西部環境センターでの焼却処理をやめて、全てたむらクリーンセンターで処理を行う予定です。

表 3-9 たむらクリーンセンターの概要

施設名称		たむらクリーンセンター(旧:田村東部環境センター) ※令和7年度末をもって基幹的設備改良工事が完了予定				
所名	王地	福島県田村市滝根町広瀬字矢大臣48番地29				
敷地	面積	8, 544. 26m²				
供用開	始年月	平成8年4月				
	処理対象	もやせるごみ、ごみ処理残渣				
焼却施設	処理能力	78 t /24 h (39 t /24h×2炉)				
	処理方式	全連続燃焼式・ストーカ炉				
₩ □^ →	処理対象	粗大ごみ、もやせないごみ				
粗大ごみ 処理施設	処理能力	9 t /5 h				
X-1/101X	処理内容	破砕・選別				
	保管対象	かん類、びん類、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック類				
保管施設	屋内面積	99 m ²				
	屋外面積	204 m ²				

[※]たむらクリーンセンター (旧:田村東部環境センター) は、令和5年4月1日付で田村広域行政 組合から田村市に移管

イ たむらリサイクルプラザ

たむらリサイクルプラザの概要を表 3-10に示します。

たむらリサイクルプラザでは、かん類、ペットボトル、容器包装プラスチック類の選別、 圧縮梱包、その他の資源物、もやせないごみ、粗大ごみの保管を行っています。選別処理 後の可燃残渣は、たむらクリーンセンターのごみ焼却施設において焼却処理されています。 なお、たむらリサイクルプラザで選別処理したペットボトル及び容器包装プラスチック 類は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に出荷し、リサイクルされています。

表 3-10 たむらリサイクルプラザの概要

施設名称		たむらリサイクルプラザ				
所在	E地	福島県田村市船引町大倉字後田43番地				
供用開	始年月	令和6年2月				
	処理対象	かん類、容器包装プラスチック類、ペットボトル				
選別施設	処理能力	かん類:1.1 t /日 容器包装プラスチック類:2.8 t /日 ペットボトル:1.9 t /日				
	処理内容	選別、圧縮梱包				
	保管対象	かん類、びん類、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック 類、粗大ごみ、もやせないごみ				
保管施設	屋内面積	1, 131 m ²				
	屋外面積	11, 180 m ²				

(2) 処理方法

分別区分ごとの中間処理方法を表 5-5に示します。

もやせるごみは、主にたむらクリーンセンターで焼却処理しており、一部を処理委託しています。もやせるごみ以外は、たむらクリーンセンター又はたむらリサイクルプラザで破砕、圧縮、保管等を行っています。

表 3-11 分別区分ごとの中間処理方法

	分別区分	処理方法	処理施設		
もや	せるごみ	焼却処理	・たむらクリーンセンター (一部処理委託)		
もや	せないごみ	破砕後資源回収			
危険	ごみ	乾電池、蛍光管は保管後資源回収			
	かん類	圧縮処理、保管後資源回収			
	ペットボトル	圧縮梱包、保管後資源回収			
	無色透明のびん				
	茶色のびん	保管後資源回収			
資	その他のびん		・たむらリサイクルプラザ		
資源ご	容器包装プラスチック類	圧縮梱包、保管後資源回収	・たむらクリーンセンター		
み	新聞				
	雑誌				
	ダンボール	保管後資源回収			
	紙箱				
	紙パック				
粗大	:ごみ	破砕後資源回収			

(3) 処理量

ごみ処理量の実績を図 3-13に示します。

令和 4 年度における直接焼却量は年間 8,365 t、焼却以外の中間処理量は年間 787 t、直接資源化量は年間 1,182 t となっています。

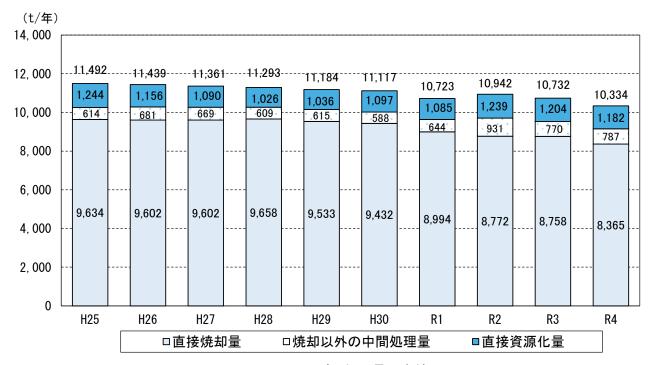


図 3-13 ごみ処理量の実績

(4) ごみ焼却施設におけるごみ質分析結果

ごみ焼却施設 (たむらクリーンセンター) におけるごみ質分析結果を図 3-14及び図 3-15に示します。

ごみ組成の平均割合では、紙類が 47.1%で最も多く、次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム類が 21.1%、厨芥類が 12.1%となっています。平均低位発熱量は、8,688kJ/kg となっています。

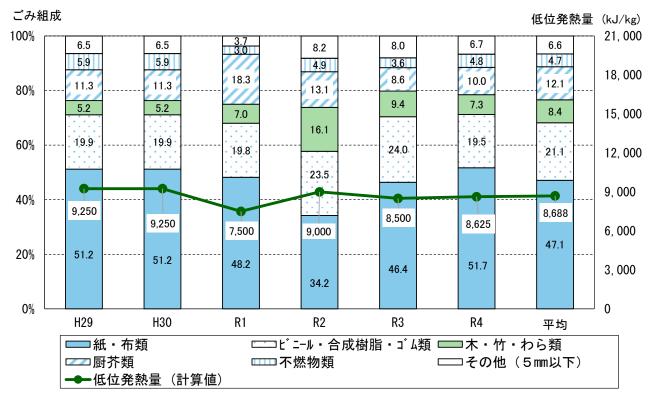


図 3-14 ごみの組成(たむらクリーンセンター(ごみ焼却施設))

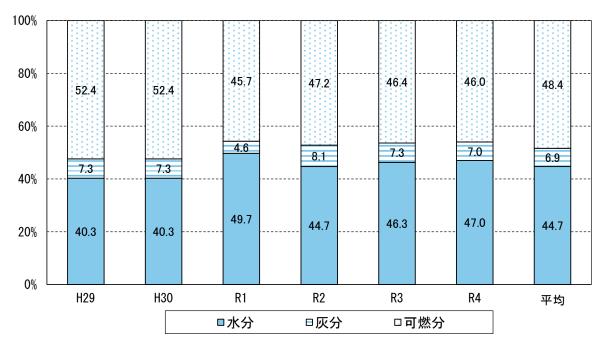


図 3-15 三成分(たむらクリーンセンター(ごみ焼却施設))

6) 最終処分

(1) 最終処分場の概要

最終処分場の施設概要を表 3-12及び表 3-13に示します。

たむら一般廃棄物最終処分場では、中間処理施設から発生する飛灰、不燃残渣を埋立処分していましたが、東日本大震災以降、放射性物質が含まれている飛灰は外部処理を行っており、現在は不燃残渣のみを埋立処分しています。

田村市船引一般廃棄物最終処分場では、汚泥、草、災害ごみを埋立処分しています。

表 3-12 たむら一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	たむら一般廃棄物最終処分場(旧:田村広域一般廃棄物最終処分場)
所在地	福島県田村市常葉町西向字池ノ入1番地1
供用開始年月	平成19年4月
処分対象	焼却灰 (飛灰)、破砕不燃残渣
埋立面積	2, 490 m ²
埋立容量	12, 575 m³
残余容量	6, 324m³ (令和 4 年度末)
水処理能力	3.3 m³/日

[※]令和5年4月1日付で田村広域行政組合から田村市に移管

表 3-13 田村市船引一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	田村市船引一般廃棄物最終処分場
所在地	福島県田村市船引町大倉字後田43番地
供用開始年月	昭和60年4月
処分対象	汚泥、草、災害ごみ
埋立面積	5, 400 m ²
埋立容量	29, 833 m³
残余容量	557m³ (令和4年度末)
水処理能力	43 m³/日

(2) 最終処分量

最終処分量及び 1 人 1 日当たりの最終処分量の推移を図 3-1 6 \sim 図 3-1 7 に示します。

令和 4 年度における最終処分量は年間 1,204 t で、1 人 1 日当たりの最終処分量は 97 g となっています。

また、令和4年度における1人1日当たりの最終処分量を全国及び福島県の平均値と比較すると、令和2年度までは全国及び福島県平均を下回っていましたが、令和3年度は福島県平均を上回っています。これは、令和2年度に田村西部環境センターの灰溶融施設が運転を終了したことに伴い、焼却灰の埋立処分を始めたことによる影響と考えられます。

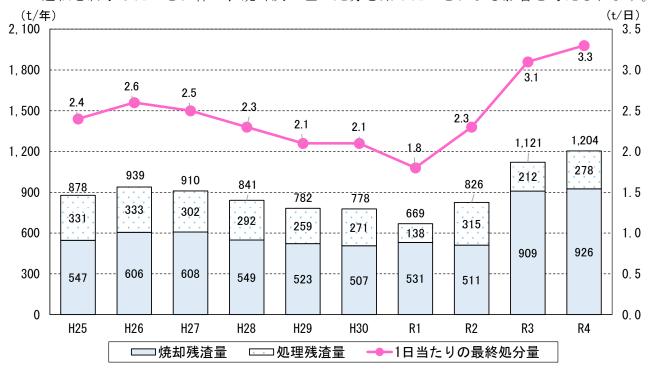
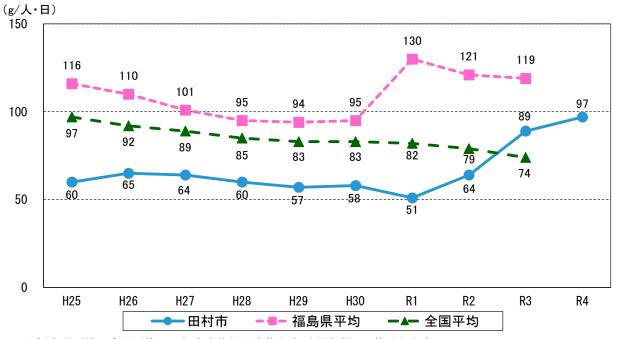


図 3-16 最終処分量の推移



※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査(環境省)に基づきます。

図 3-17 福島県、全国との1人1日当たりの最終処分量の比較

7) ごみ処理に関する経費

本市におけるごみ処理に関する経費の推移を表 3-14~表 3-15及び図 3-18 ~図 3-19に示します。

令和 4 年度における 1 人当たりの経費は 16,665 円、ごみ 1 t 当たりの経費は 53,964 円 となっています。

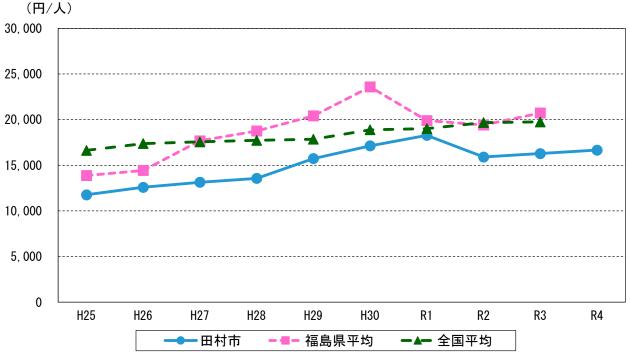
平成3年度における1人当たりの経費とごみ1t当たりの経費は、いずれも全国の平均値及び福島県の平均値を下回っていますが、いずれも増加傾向にあります。

表 3-14 1人当たりの経費の推移

(単位:円/人)

項目		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
1人当たり	田村市	11,769	12,589	13,135	13,563	15,731	17,128	18,277	15,903	16,282	16,665
のごみ処理	福島県平均	13,878	14,435	17,678	18,755	20,412	23,585	19,894	19,415	20,730	_
経費	全国平均	16,628	17,376	17,564	17,727	17,853	18,888	19,021	19,674	19,754	_

※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査(環境省)に基づきます。



※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査(環境省)に基づきます。

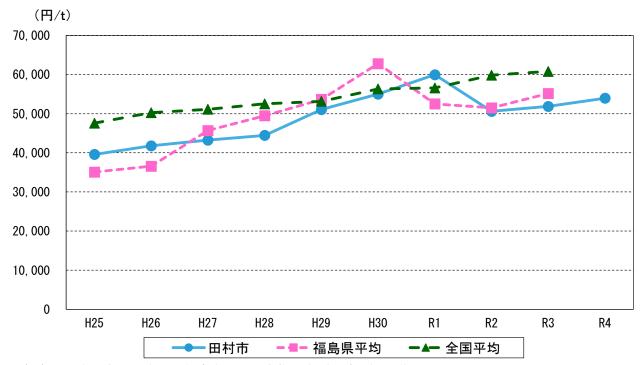
図 3-18 福島県、全国との1人当たりの経費の推移(国・県との比較)

表 3-15 ごみ1t当たりの経費の推移

(単位:円/t)

項目		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
ごみt当たり	田村市	39, 594	41, 787	43, 244	44, 456	51, 064	55, 019	59, 957	50, 614	51, 867	53, 964
のごみ処理	福島県平均	35, 075	36, 585	45, 697	49, 471	53, 653	62, 802	52, 506	51, 489	55, 175	_
経費	全国平均	47, 577	50, 257	51, 133	52, 530	53, 161	56, 336	56, 580	59, 839	60, 811	_

※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査(環境省)に基づきます。



※福島県平均・全国平均は一般廃棄物処理実態調査(環境省)に基づきます。

図 3-19 福島県、全国とのごみ1t当たりの経費の推移

2. ごみ処理の評価

1)一般廃棄物処理システム

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定の指針となる「ごみ処理基本計画策定指針」では、 平成19年6月に策定された「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくり に向けた一般廃棄物処理システムの指針(以下、「処理システム指針」という)」及び「一 般廃棄物処理有料化の手引き」を有効に活用しながら、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 を策定していくことが望ましいとされています。

以降では、処理システム指針に沿った評価を行った結果を示します。

2) 分別収集区分の評価

処理システム指針では、分別収集区分が類型 $I \sim III$ の 3 つの区分に類型化されています。分別収集区分が類型 I の水準に達していない市町村は類型 I 又は類型 I 、類型 I の市町村は類型 I 、類型 I の市町村は類型 I を分別収集区分の目安とすることとされています。表 3-16に、処理システム指針における一般廃棄物の標準的な分別収集区分と本市の適合状況を示します。現時点の本市の分別収集区分は類型 III に分類されており、全国的にも望ましい分別収集区分であると言えます。

表 3-16 処理システム指針における一般廃棄物の標準的な分別収集区分と本市の適合状況

類型 I	類型Ⅱ	類型Ⅲ	本市の適合状況
① 資源回収する容器包装 ①-1 アルミ缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ①-3 ペットボトル	 ① 資源回収する容器包装 ①-1 アルミ缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ①-3 ペットボトル ①-4 容器包装プラスチック ①-5 紙製容器包装 	 ① 資源回収する容器包装 ①-1 アルミ缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ①-3 ペットボトル ①-4 容器包装プラスチック ①-5 紙製容器包装 	① 資源回収する容器包装 ①-1 設定済 ①-2 設定済 ①-3 設定済 ①-4 設定済 ①-5 設定済
資源回収する古紙類・布 ② 類等の資源ごみ (集団資源回収含む)	資源回収する古紙類・布(②) 類等の資源ごみ (集団資源回収含む)	資源回収する古紙類・布 ② 類等の資源ごみ (集団資源回収含む) ③ 資源回収する生ごみ、廃 食用油等のパイマス ④ 小型家電	② 設定済③ 設定済④ 設定済
(廃プラスチック類を含む) (廃プラスチック類を含む) (⑥ もやせないごみ (⑦ その他専用の処理のために分別するごみ	(東) もやせるごみ (廃) うえチック類を含む) (高) もやせないごみ (同) その他専用の処理のため に分別するごみ	(原) もやせるごみ (廃) うえチック類を含む) (6) もやせないごみ (7) その他専用の処理のため に分別するごみ	⑤ 設定済⑥ 設定済⑦ 設定済 (危険ごみ)
⑧ 粗大ごみ	⑧ 粗大ごみ	⑧ 粗大ごみ	⑧ 設定済

(資料:市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 (環境省、平成25年4月改訂)を基に作成)

3)循環的利用・適正処分の評価

処理システム指針では、分別区分ごとに適正な循環的利用・適正処分の方法が複数示されており、その中から市町村の地域事情に応じた方法を選択するものとなっています。なお、前項より本市は類型 II に該当します。

表 3-17に処理システム指針における適正な循環的利用・適正処分の方法に対する本 市の状況を示します。

本市は、全ての分別収集区分で適正循環利用・適正処分に該当しています。

表 3-17 処理システム指針における適正な循環的利用・適正処分の方法と本市の状況

分別収集区分	適正な循環的利用・適	正処分の方法	本市における方法
①-1 7ルミ缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ① 容器 ②装 ②・ツトボトル ①-4 容器②装プ 5スチック ①-5 紙製容器②装	・素材別に排出源で分別するか、一部の区分について混合収集し収集後に選別応報と、中間処理を設において遺物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を付う。・・付着した汚れの洗浄が困難なもの適切を行着した汚れの洗浄が困難なもの適切なと表に係る分別収集の対象からの適切ないます。・・ガラスびんについてはリターナブルびんとそれ以外を分別・選別する。	・アルミ・スチール缶の回収業者 等への売却等による再生利用 ・容器包装リサイクル協会の引取 等による再商品化 ・リターナブルびんについて、び ん商等への引渡しよる再利用 ・除去した異物について、熱回収 施設で適正処分	分別収集し、選別後、回収 業者へ売却している。
②古紙類・布類等(集団 資源回収含む)	排出源で分別し、集団回収又は行政回収に より集め、必要最小限度の異物除去、必要 に応じて梱包等を行い、そのまま売却	・回収業者等への売却等による再 生利用 ・除去した異物について、熱回収 施設又は最終処分場で適正処分	分別収集し、回収業者へ売 却している。
③生ごみ、廃食用油等の バイオマス	・排出源で分別する ・飼料化 ・堆肥化 ・メタン化(生ごみに併せ紙 ごみ等のセルロース系のものをメタン化することもある) ・バイオディーゼル燃料化 ディーゼル燃料の燃料利用 (メチルエステル化する) ・堆肥化 ・打ごびか・・堆肥化 ・・チップ化 ・排出源で分別せず燃やすごみと混合収集し、生ごみ等のバイオマスを選別 (メタン化)	・回収した堆肥・飼料の適正利用、チップの燃料利用 ・回収したメタンの発電や燃料としての利用、バイオディーゼル燃料としての燃料利用 ・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	分別収集(拠点回収)し、 回収業者へ売却している。
④小型家電	排出原で分別するか、他の区分と混合収集 し、収集後に選別する。	・認定事業者等への引渡しによる 有用金属の回収・再資源化	分別収集(拠点回収)し、 回収業者へ売却している。
⑤もやせるごみ	ストーカ方式等による従来型の焼却方式 最終処分場で適正処分 セメント原料化 灰溶融しスラグ化 薬剤等により安定化処理し最 終処分 セメント原料化 山元還元	・焼却に当たっては回収した熱を エネルギーとしてできる限り利用 することを基本とする。エネル ギー利用は、発電及び蒸気又は温 水による熱供給(発電と熱供給の 組合せを含む)をできるだけ行う こととする。	ごみ焼却施設にて焼却後、 焼却残渣は最終処分場にて 適正処分している(発電及 び熱供給は設備がないため 実施していない)。
⑥もやせないごみ	金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさ ばるものの減容等の中間処理	・金属等の回収業者等への売却等 による再生利用 ・除去した異物について、熱回収 施設又は最終処分場で適正処分	破砕・選別後、金属類は回 収業者へ売却、可燃残渣は ごみ処理施設で焼却、不燃 残渣は最終処分場にて埋立 処分している。
⑦その他専用の処理のた めに分別するごみ	性状に見合った処理及び保管	・性状に見合った再生利用又は適 正処分	危険ごみを分別収集し、回 収業者へ売却。
⑧粗大ごみ	修理等による再使用、金属等の回収、燃や せる残さの選別、かさばるものの減容等の 中間処理	・修理等して再使用 ・金属等の回収業者等への売却等 による再生利用 ・除去した異物について、熱回収 施設又は最終処分場で適正処分	破砕・選別後、金属類は回 収業者へ売却、可燃残渣は ごみ処理施設で焼却、不燃 残渣は最終処分場にて埋立 処分している。

(資料:市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 (環境省、平成25年4月改訂)を基に作成)

4) 一般廃棄物処理システムの評価

処理システム指針では、市町村は、自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷 面、経済面等から、客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるよう努 める必要があるとされています。

その客観的な評価のための標準的な評価項目を表 3-18に示します。

表 3-18 一般廃棄物処理システムの標準的な評価項目

視点	指標で 測るもの	指標の名称	単位	計算方法	指数化の方法	指数の見方
	廃棄物の発生	人口1人1日当たり ごみ総排出量	kg/人・日	(年間収集量+年間直接搬入量 +集団回収量) ÷計画収集人口 ÷365 日(又は 366 日)	(1-[実績値 -平均値]÷ 平均値)×100	指数が大きい ほどごみ総排 出量は少なく なる
循 環 型:	廃棄物の再生 利用	廃棄物からの資源 回収率	t/t	総資源化量÷ (年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	実績値÷平均 値×100	指数が大きい ほど資源回収 率は高くなる
社会形成	エネルギー回 収・利用	廃棄物からのエネ ルギー回収量	MJ/t	エネルギー回収量(正味)÷熱 回収施設(可燃ごみ処理施設) における総処理量	実績値÷平均 値×100	指数が大きい ほどエネル ギー回収量は 多くなる
	最終処分	廃棄物のうち最終 処分される割合		最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	(1-[実績値 -平均値]÷ 平均値)×100	指数が大きい ほど最終処分 される割合は 小さくなる
	温室効果ガス の排出	廃棄物処理に伴う 温室効果ガスの人 ロ1人1日当たり排 出量	kg/人・日	温室効果ガス排出量(正味)÷ 人口÷365 日	(1-[実績値 -平均値]÷ 平均値)×100	指数が大きい ほど温室効果 ガスの排出量 は少なくなる
サー ビ ス 共	廃棄物処理 サービス	住民満足度	I	アンケート調査等による評価	実績値÷平均 値×100	指数が大きい ほど住民満足 度は高くなる
		人口1人当たり年 間処理経費		廃棄物処理に要する総費用÷計 画収集人口	(1-[実績値 -平均値]÷ 平均値)×100	指数が大きい ほど住民満足 度は高くなる
経済	費用対効果	資源回収に要する 費用	円/t	資源化に要する総費用(正味) ÷総資源化量	(1-[実績値 -平均値]÷ 平均値)×100	指数が大きい ほど1人の当た り処理経費は 少なくなる
性		エネルギー回収に 要する費用	円/MJ	エネルギー回収に要する総費用 (正味)÷エネルギー回収量 (正味)	(1-[実績値 -平均値]÷ 平均値)×100	指数が大きい ほど費用対効 果は高くなる
		最終処分減量に要 する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷ (年間収集量+年間直接搬入量 +集団回収量ー最終処分量)	(1-[実績値 -平均値]÷ 平均値)×100	指数が大きい ほど費用対効 果は高くなる

※1 エネルギー回収量:エネルギー回収量(所内・所外利用)[MJ]-施設での購入電力量[kWh]×3.6[MJ/kWh]-燃料の種類毎の消費量×燃料の種類毎の発熱量[MJ/単位]

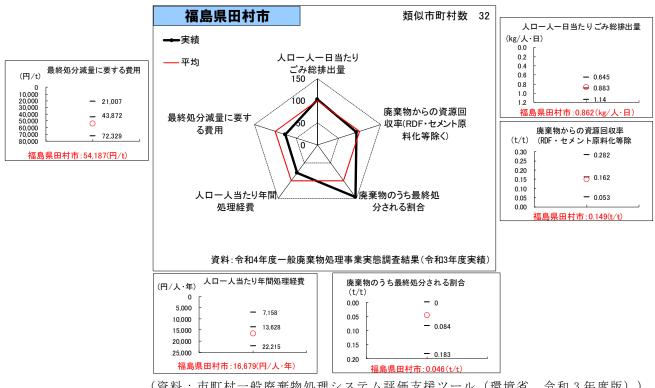
※2 温室効果ガス排出量:各過程(収集、中間処理、最終処分)における温室効果ガスの排出量[kg-CO₂/年]

(資料:市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(環境省、平成25年4月改訂))

また、環境省の市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和3年度版)では、 全国の市町村から本市と都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村について、 表 3-18の評価項目のうち、「人口1人1日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源 回収率 (リサイクル率)」、「人口1人当たり年間処理経費」、「廃棄物のうち最終処分され る割合(最終処分率)」、「最終処分減量に要する費用」を比較することができます。

令和3年度における類似自治体の平均値と本市との比較結果を図 3-20に示します。 類似自治体の平均値との比較より、「廃棄物のうち最終処分される割合(最終処分率)」 の指数は高い結果となっています。一方で、「人口1人当たり年間処理経費」及び「最終 処分減量に要する費用」の2指標の指数は低くなっています。また、「人口1人1日当た りのごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率(リサイクル率)」の2指標の指数は、ほ ぼ100に等しく、類似自治体の平均と同程度となっています。

以上から、類似自治体と比較して、最終処分される割合は少なく評価できる一方、ごみ の処理や最終処分に係る経費の削減に取り組んでいく必要があります。



(資料:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(環境省 令和3年度版))

図 3-20 全国の類似自治体の平均との比較

5) 中間目標年度における計画目標の達成状況

中間目標年度(令和4年度)における目標値の達成状況を表 3-19に示します。

1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の中間目標年度における目標値はいずれも達成できていません。

表 3-19 現行計画における目標値の達成状況等

		人知 1 左座	現行計画の目標			
	区分	令和 4 年度 の実績	中間目標年度	計画目標年度		
		の美棋	(令和4年度)	(令和 12 年度)		
->	1人1日当たりのごみ排出量	846g/人·日	718g/人・日	600g/人・日		
ごみの	リサイクル率*1	12 50/	22.4%	28.6%		
減量化・	(溶融スラグ分を除く)	13.5%	(18.3%)	(24.8%)		
資源化	最終処分量※2	1 204+/左	519t/年	310t/年		
	(溶融スラグ分を含む)	1, 204t/年	(886t/年)	(538t/年)		

^{※1} リサイクル率の現行計画の目標値について、令和2年度の灰溶融施設の運転終了に伴い、本市で は溶融スラグの資源化が実施できなくなったことから、現行計画の目標値に対して、溶融スラグ を資源化しない場合の目標値を()内に示します。

^{※2} 最終処分量の現行計画の目標値について、令和2年度の灰溶融施設の運転終了に伴い、本市では 焼却灰を埋立処分することになったことから、現行計画の目標値に対して、溶融スラグを埋立処 分した場合の目標値を()内に示します。

3. ごみ処理の課題

各段階におけるごみ処理の課題は、次のとおりです。

1)ごみの減量化・資源化

本市の生活系ごみ及び事業系ごみを含めた1人1日当たりのごみ排出量は、令和4年度で846g/人・日(集団資源回収量含む)となっており、現行計画の中間目標年度の目標値(令和4年度:718g/人・日)を達成できていません。

リサイクル率は、令和2年度の灰溶融施設の運転終了により、焼却灰のスラグ化が廃止されたことから大幅に減少し、令和4年度で13.5%となっており、現行計画の中間目標年度の目標値(令和4年度:22.4%)を大幅に下回っています。

ごみの減量化・資源化を推進していくためには、もやせるごみに含まれる紙類(ごみ質分析結果より全体量の約5割を占める)、厨芥類の分別の徹底を図るとともに、たむらリサイクルプラザで処理を行う容器包装プラスチック類、ペットボトルの分別排出の促進、プラスチック資源循環促進法への対応について検討する必要があります。

2) 収集·運搬

令和7年度末のたむらクリーンセンター基幹的設備改良工事完工後は、市内から発生するもやせるごみを全てたむらクリーンセンターで処理する予定であることから、令和8年度以降の収集・運搬体制を確立していく必要があります。

また、生活スタイルの変化によりごみの発生量も変わってきていることから、変化に合わせた収集体制とするよう改善を図っていく必要があります。

3)中間処理

田村広域行政組合の解散に伴い、本市に移管されたたむらクリーンセンターについては、 令和5年度現在、本市と小野町のもやせるごみの全量を処理することを目的として、基幹 的設備改良工事を実施しており、令和7年度末の竣工に向けて、もやせるごみの安定的な 処理及び効率的な運営が行えるよう検討する必要があります。

また、令和6年2月に供用開始されたたむらリサイクルプラザについても、効率的な運営を検討する必要があります。

4) 最終処分

東日本大震災以降、放射性物質が含まれている飛灰の搬入ができないため、令和6年3 月時点でたむら一般廃棄物最終処分場へ搬入しているごみは、粗大ごみ・もやせないごみ 等の選別処理後に発生する不燃残渣のみとなっています。そのため、今後は効率的な最終 処分場の運営方法を検討する必要があります。

併せて、田村市船引一般廃棄物最終処分場については、引き続き適正な管理を継続していく必要があります。

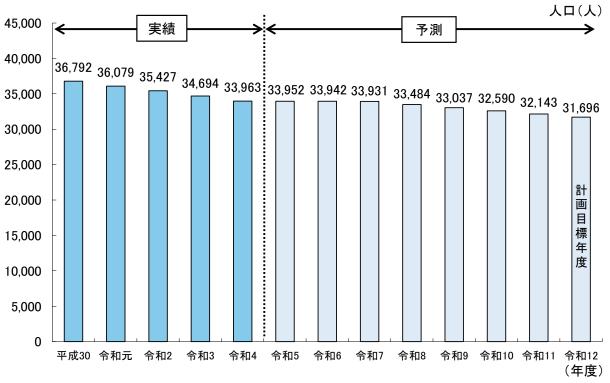
第4章 ごみ処理の将来予測

本章では、将来のごみ発生量と処理・処分量の動向を把握するため、計画対象区域内人口 及び計画ごみ量の予測を行います。

1. 計画対象区域内人口の予測

計画対象区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口に基づき設定します。 なお、令和5年度から令和6年度の人口については、令和4年度の実績値と令和7年度の予 測値を直線補間し、それ以降の年度は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口の5年度毎 の予測値を直線補間します。

計画対象区域内人口の予測結果を図 4-1に示します。



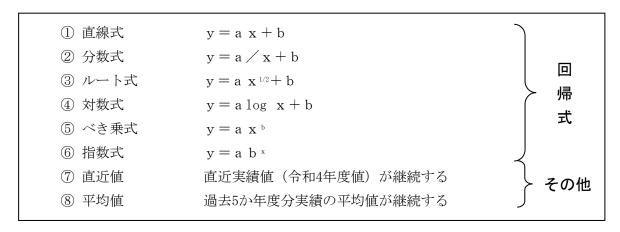
※国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)を基に作成

図 4-1 計画対象区域内人口の予測結果

2. 計画ごみ排出量・処理量の予測

1)予測の考え方

計画ごみ量は、「ごみ処理施設構造指針解説(構造指針)」(1987年8月、全国都市清掃会議)において参考推計方法として記載されている回帰式¹及び過年度の平均値や直近値²から予測を行います。計画ごみ量の予測に採用する回帰式等を以下に示します。



回帰式の相関係数については、下記の一般値を根拠に、過去の実績との相関が認められないものと判断します。

【 0 ≦ | r | <0.2 】 : 殆ど相関がない 【 0.2 ≦ | r | <0.4 】 : やや相関がある 【 0.4 ≦ | r | <0.7 】 : かなり相関がある 【 0.7 ≦ | r | ≦1 】 : 強い相関がある

また、回帰式については、以下の方針に基づいて式を選定します。

~ ごみ量における回帰式採用方針 ~

- a) 相関係数の中でも一般的に【強い相関がある】と判断される相関係数 0.7 以上の もののみを選定する。
- b) 実情を考慮して、増加が最新年度値の倍近くかそれ以上、又は減少が半分近くか 0になるなどの式は採用せず、現実性を考慮して選定する。
- c) 各式が上記 a), b) を満たさない場合は、直近値又は平均値を採用する。

_

¹ 回帰式予測:過去の実績をグラフにプロットしてその規則性を見出し、さらにその規則性により適合する 傾向線を最小二乗法により算出する方法。

² 過年度の平均値・直近値

[:]回帰式予測では、増加や減少の幅が著しく大きくなったり、減少により値が"0"となる等、 実現性の低い結果になる場合がある。このような場合は、回帰式予測では過去の実績との相 関が認められないと判断し、別途過去5か年度分の平均値や直近値を用いる方法がある。

2) 予測方法

計画ごみ排出量の予測に当たっては、「生活系ごみ」と「事業系ごみ」の2つに分類し、 それぞれの排出原単位を推計した上で算出するものとします。

(1) 生活系ごみ

生活系ごみ量の予測に当たっては、排出原単位(1人1日当たりの生活系ごみ排出量)を算出し、その将来推計値を求め、将来人口予測値と年間日数を乗じることによって年間排出量を算出します。排出原単位及び年間排出量は以下の式により算出します。

【生活系ごみ排出原単位 (g/人・日)】

=年間生活系ごみ排出量(t)÷人口(人)÷365(日)×1,000,000(g/t)

【生活系ごみ年間排出量 (t/年)】

=生活系ごみ排出原単位 $(g/人・日) \times 人口 (人) \times 365 (日) \div 1,000,000 (g/t)$

また、品目別の排出量は、年間排出量を算出後、実績の構成割合によって、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、危険ごみ、集団資源回収に再配分します。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみ量の予測については、排出原単位(1人1日当たりの事業系ごみ排出量)を 算出し、推計を行います。排出原単位及び年間日排出量は以下の式により算出します。

【事業系ごみ排出原単位 (g/人・日)】

=年間事業系ごみ排出量(t)÷人口(人)÷365(日)×1,000,000(g/t)

【事業系ごみ年間排出量 (t/年)】

=事業系ごみ排出原単位 $(g/人・日) \times 人口 (人) \times 365 (日) ÷ 1,000,000 (g/t)$

また、品目別の排出量は、生活系ごみと同様に、年間排出量を算出後、実績の構成割合によってもやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ、粗大ごみに再配分します。

3) 予測フロー

予測方法の内容を図示すると、図 4-2に示すとおりです。

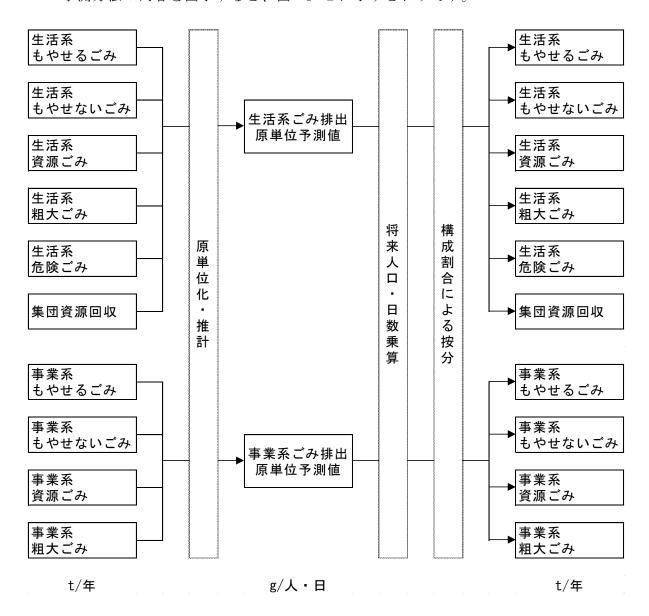


図 4-2 ごみ処理予測フロー

4) 生活系ごみ排出原単位の予測

生活系ごみ排出原単位実績に基づく予測結果を表 4-1及び図 4-3に示します。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が大きいと考えられる令和2年度~令和3年度を除いた過去8か年の実績から予測を行いました。

回帰式は相関係数が 0.8 以上と高い値を示しています。本計画では、その中で最も相関係数の高い「ルート式」を採用しました。

												単	位:g/人日
経過	年	度	推計					推計	值(y)				
年数 (x)	(西暦)	(和暦)	データ 採用	実績値	①直線式	②分数式	【採用式】 ③ルート式	④対数式	⑤べき乗式	⑥指数式	⑦直近値	⑧平均値	採用値
1	2013	25	0	540									
2	2014	26	0	556									
3	2015	27	0	565		•							•
4	2016	28	0	568									
5	2017	29	0	581									
6	2018	30	0	598									
7	2019	1	0	604									
8	2020	2		637									
9	2021	3		619									
10	2022	4	0	614									
11	2023	5			631.45	596.3	623.0	613.0	613.77	633.35	614.00	614.40	622.96
12	2024	6			639.97	596.9	628.3	615.9	616.87	642.73	614.00	614.40	628.29
13	2025	7			648.48	597.3	633.4	618.6	619.74	652.25	614.00	614.40	633.41
14	2026	8			656.99	597.8	638.3	621.1	622.40	661.91	614.00	614.40	638.33
15	2027	9			665.50	598.1	643.1	623.4	624.89	671.71	614.00	614.40	643.07
16	2028	10			674.02	598.4	647.7	625.5	627.23	681.66	614.00	614.40	647.67
17	2029	11			682.53	598.7	652.1	627.6	629.44	691.75	614.00	614.40	652.12
18	2030	12			691.04	598.9	656.4	629.5	631.53	701.99	614.00	614.40	656.44
				定数 a	8.51	-73.55	36.15	76.72	534.21	538.79			
	佶	請考		定数 b	537.82	603.01	503.05	533.16	0.06	1.01	_	_	_
	VA	77		相関係数	0.97	0.85	0.98	0.97	0.97	0.97			
				相関順位	2	6	1	5	3	4			

表 4-1 生活系ごみ排出原単位の予測結果

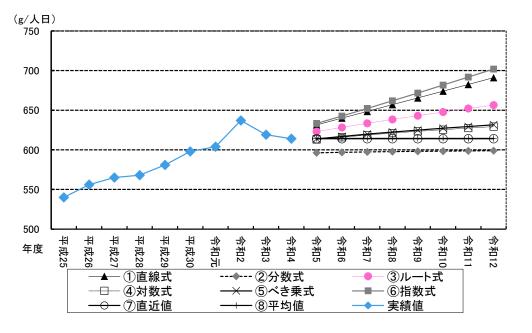


図 4-3 生活系ごみ排出原単位の予測結果

5) 事業系ごみ排出原単位の予測

事業系ごみ排出原単位実績に基づく予測結果を表 4-2及び図 4-4に示します。なお、生活系ごみ同様、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が大きいと考えられる令和2年度~令和3年度を除いた過去8か年の実績から予測を行いました。

分数式を除く全ての回帰式で相関係数が 0.8 以上と高い値を示しています。本計画では、相関係数が高い回帰式のうち、減少幅が大きい直線式及び指数式は実現性が低いと判断し、次に相関係数が大きい「ルート式」を採用しました。

												単	位:g/人日
経過	年	度	推計					推計	値(y)				
年数	(西暦)	(和暦)	データ				【採用式】						採用値
(x)	(四層)	(作山)首)	採用	実績値	①直線式	②分数式	③ルート式	④対数式	⑤べき乗式	⑥指数式	⑦直近値	⑧平均値	
1	2013	25	0	275									
2	2014	26	0	269									
3	2015	27	0	265									
4	2016	28	0	268									
5	2017	29	0	263									
6	2018	30	0	255									
7	2019	1	0	229									
8	2020	2		224									
9	2021	3		241									
10	2022	4	0	232									
11	2023	5			223.60	247.5	230.1	237.0	236.96	224.55	232.00	236.20	230.08
12	2024	6			218.25	247.2	226.9	235.3	235.40	219.83	232.00	236.20	226.87
13	2025	7			212.91	247.0	223.8	233.8	233.98	215.20	232.00	236.20	223.79
14	2026	8			207.56	246.8	220.8	232.4	232.67	210.67	232.00	236.20	220.82
15	2027	9			202.22	246.6	218.0	231.1	231.45	206.24	232.00	236.20	217.96
16	2028	10			196.87	246.4	215.2	229.8	230.33	201.90	232.00	236.20	215.20
17	2029	11			191.53	246.3	212.5	228.7	229.27	197.65	232.00	236.20	212.52
18	2030	12			186.18	246.1	209.9	227.6	228.28	193.50	232.00	236.20	209.92
				定数 a	-5.34	38.65	-21.77	-44.11	284.16	283.73			
	佶	請考		定数 b	282.39	243.99	302.28	282.93	-0.08	0.98	_	_	_
	178	175		相関係数	0.90	0.66	0.87	0.82	0.81	0.90	0		
				相関順位	1	6	3	4	5	2			

表 4-2 事業系ごみ排出原単位の予測結果

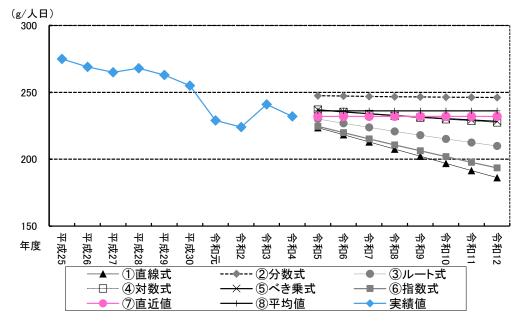


図 4-4 事業系ごみ排出原単位の予測結果

6) 将来ごみ処理・処分量の推計

(1) 生活系ごみ、事業系ごみの品目別排出量

品目別の将来排出量の内訳は、前項の排出原単位から算定した生活系ごみ及び事業系ご みの排出量に、各品目の実績の構成比率を乗じることで算定しました。

各構成比率は、過去 5 か年 (平成 30 年度~令和 4 年度) における実績値の平均値とします。

表 4-3に各品目の構成比率の推移を示します。

平成30 令和元 令和2 令和3 令和4 平均 生活系ごみ 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% もやせるごみ 73.2% 75.3% 74.7% 75.0% 75.7% 76.1% もやせないごみ 4.6% 5.1% 4.5% 6.8% 4.7% 4.7% 資源ごみ 13.3% 13.2% 14.8% 15.1% 15.3% 14.3% 粗大ごみ 2.5% 2.6% 2.1% 2.6% 2.6% 3.0% 危険ごみ 0.3% 0.3% 0.3% 0.2% 0.2% 0.3% 4.2% 3.4% 2.0% 2.8% 集団資源回収 2.3% 2.0% 事業系ごみ 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% もやせるごみ 97.9% 96.9% 94.4% 93.6% 92.9% 95.1% もやせないごみ 1.2% 1.9% 3.4% 4.6% 5.4% 3.3% 資源ごみ 0.5% 0.0% 0.0% 0.0% 0.2% 0.4% 粗大ごみ 0.5% 0.7% 2.2% 1.8% 1.7% 1.4%

表 4-3 各品目の構成比率の推移

(2) 焼却処理量及び焼却処理後量

将来の焼却処理量は、生活系及び事業系のもやせるごみの排出量及びもやせないごみ・ 粗大ごみの破砕・選別処理後の可燃残渣量の和とします。

将来の焼却処理後量は、焼却処理量に発生率(焼却残渣及び溶融スラグの発生割合)を 乗じることで算出しました。

なお、令和2年度に田村西部環境センターの灰溶融施設が運転を終了したことに伴い、溶融スラグは発生しないものとし、焼却残渣の発生率は過去2か年(令和3年度~令和4年度)の平均値とします。

表 4-4に焼却処理量及び残渣発生量の推移を示します。

		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平均
焼却	処理量	9,477	9,046	8,841	8,757	8,539	8,932
	もやせるごみ量	9,432	8,994	8,772	8,758	8,365	8,864
	破砕·選別処理後可燃残渣量	45	52	69	-1	174	68
焼却	処理後量	959	1,033	968	909	926	959
	焼却残渣量	507	531	511	909	926	677
	溶融スラグ量	452	502	457	1	1	470
焼却残渣発生率		5.3%	5.9%	5.8%	10.4%	10.8%	10.6%
溶融	スラグ発生率	4.8%	5.5%	5.2%	_	_	_

表 4-4 焼却処理量及び残渣発生量の推移

[※]令和3年度の可燃残渣量がマイナス値となるのは、令和3年度に搬入されたごみの一部を翌年(令和4年度)に処理したことによります。

(3) 破砕・選別処理量

生活系及び事業系のもやせないごみ・粗大ごみは破砕・選別処理され、可燃残渣、不燃 残渣、資源物(金属類等)に分別されます。

将来の破砕・選別処理量は、生活系及び事業系のもやせないごみ・粗大ごみの排出量の 和とします。

将来の破砕・選別処理後量は、破砕・選別処理量に各発生率(資源物、可燃残渣及び不 燃残渣の発生割合)を乗じることで算出しました。

各発生率は、過去 5 か年 (平成 30 年度~令和 4 年度) における実績値の平均値とします。

表 4-5に資源物量、可燃残渣発生量、不燃残渣発生量の推移を示します。

平成30 令和元 令和2 令和3 令和4 平均 破砕・選別処理量 588 644 931 770 787 744 もやせないごみ量 427 405 655 512 512 502 粗大ごみ量 276 258 275 242 183 217 破砕・選別処理後量 386 490 294 531 443 513 資源物量(金属類) 197 196 106 83 79 132 可燃残渣量 45 52 69 -1 174 68 不燃残渣量 271 138 315 212 278 243 資源物(金属類)発生率 33.5% 30.4% 11.4% 10.8% 10.0% 19.2% 7.4% -0.1% 可燃残渣発生率 7.7% 8.1% 22.1% 7.7% 不燃残渣発生率 46.1% 21.4% 33.8% 27.5% 35.3% 32.8%

表 4-5 資源物量、可燃残渣発生量、不燃残渣発生量の推移

7) 将来の見通し

上記の条件を踏まえ、施策を講じずに、現状のまま推移した場合のごみ排出量及び処理量の推計結果を表 4-6に示します。

[※]令和3年度は、搬入されたごみの一部を翌年(令和4年度)に処理したことにより可燃残渣量がマイナス値をとっており、令和4年度は、令和3年度のごみを処理したことにより可燃残渣量が増加していることから、令和3年度~令和4年度の可燃残渣量は平均に加えないこととします。

表 4-6 計画ごみ排出・処理量の見通しく施策を講じずに、現状のまま推移した場合の推計値>

									実績	:								推注	<u></u>			
	項目	記号	計算式	比率等 単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1年の	日数	(1)	-	В	365	365	366	365	365	365	366		365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
	常见	(2)	社人研推計準拠(平成30(2018)年推計)	7	39,806	39,305	38,686	38,094	37,460	36,792	36,079	35,427	34,694	33,963	33,952	33,942	33,931	33,484	33,037	32,590	32,143	31,696
	ごみ量:1人1日平均排出量	(3)	(4)+(5)	g/人·日	814	825	830	836	844	853	833		860	846	853	855	857	859	861	863	865	866
	生活系ごみ量:1人1日平均排出量	(4)	項目別予測:ルート式	g/人·日	540	556	565	568	581	598	604		619	614	623	628	633	638	643	648	652	656
	事業系ごみ量:1人1日平均排出量	(5)	項目別予測:ルート式	g/人·日	275	269	265	268	263	255	229		241	232	230	227	224	221	218	215	213	210
糸	ごみ量(資源ごみ・集団資源回収除く):1人1日平均排出量	(3)′	(4) + (5)	g/人·日	706	721	730	740	744	748	731		754	740	746	747	748	749	751	752	753	753
	生活系ごみ量(資源ごみ・集団資源回収除く):1人1日平均排出量	(4)′	$((7)-(10)-(13))\div(2)\div(1)\times 1.000.000$	g/人·日	433	454	467	473	482	493	504		513	508	516	521	525	529	533	537	540	544
	事業系ごみ量(資源ごみ・集団資源回収除く):1人1日平均排出量	(5)′	$((14)-(17)) \div (2) \div (1) \times 1,000,000$	g/人·日	273	267	263	267	261	254	228		241	232	230	226	223	221	218	215	213	210
ź	ごみ量	(6)	(7)+(14)	t/年	11,832	11,841	11,751	11,622	11,540	11,454	10,998		10,891	10,488	10,600	10,592	10,614	10,498	10,411	10,266	10,148	10,018
	生活系ごみ量	(7)	$(2) \times (4) \times (1) \div 1,000,000$	t/年	7,840	7,983	8,004	7,896	7,949	8,025	7,978	<u> </u>	7,835	7,613	7,742	7,780	7,840	7,797	7,775	7,708	7,649	7,589
年間	もやせるごみ量	(8)	(7)-((9)~(13)の合計)	75.0% t/年	5,714	5,852	5,961	6,048	6,032	6,073	6,067	6,035	5,900	5,694	5,799	5,827	5,871	5,840	5,823	5,774	5,729	5,685
排	もやせないごみ量	(9)	(7)×生活系ごみ中構成比率	5.1% t/年	442	491	470	368	377	364	370		370	357	395	397	400	398	397	393	390	387
出	資源ごみ量	(10)	(7)×生活系ごみ中構成比率	14.3% t/年	1,209	1,115	1,051	990	1,001	1,064	1,051	1,217	1,184	1,161	1,107	1,113	1,121	1,115	1,112	1,102	1,094	1,085
量	粗大ごみ量	(11)	(7)×生活系ごみ中構成比率	2.6% t/年	119	158	159	144	165	167	196		202	226	201	202	204	203	202	200	199	197
	危険ごみ量	(12)	(7)×生活系ごみ中構成比率	0.3% t/年	16	15	19	17	18	20	19	-	20	21	23	23	24	23	23	23	23	23
	集団資源回収量	(13)	(7)×生活系ごみ中構成比率	2.8% t/年	340	352	344	329	356	337	275		159	154	217	218	220	218	218	216	214	212
	事業系ごみ量	(14)	(2)×(5)×(1)÷1,000,000	t/年	3,992	3,858	3,747	3,726	3,591	3.429	3,020		3,056	2,875	2,858	2,812	2.774	2,701	2,636	2,558	2,499	2,429
	もやせるごみ量	(15)	(14)-((16)~(18)の合計)	95.1% t/年	3,920	3,750	3,641	3,610	3,501	3,359	2,927	2,737	2,858	2,671	2,718	2,674	2,637	2,569	2,507	2,433	2,377	2,310
	もやせないごみ量	(16)	(14)×事業系ごみ中構成比率	3.3% t/年	53	59	62	65	49	41	57		142	155	94	93	92	89	87	84	82	80
	資源ごみ量	(17)	(14)×事業系ごみ中構成比率	0.2% t/年	19	26	20	19	17	13	15		0	0	6	6	6	5	5	5	5	5
	粗大ごみ量	(18)	(14)×事業系ごみ中構成比率	1.4% t/年	0	23	24	32	24	16	21		56	49	40	39	39	38	37	36	35	34
. á	ごみ排出量	(19)	(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)	t/年	11,832	11,841	11,751	11,622	11,540	11,454	10,998		10,891	10,488	10,600	10,592	10,614	10,498	10,411	10,266	10,148	10,018
ご *	もやせるごみ量	(20)	(8)+(15)	t/年	9,634	9,602	9,602	9,658	9,533	9,432	8,994	8,772	8,758	8,365	8,517	8,501	8,508	8,409	8,330	8,207	8,106	7,995
種		(21)	(9)+(16)	t/年	495	550	532	433	426	405	427	655	512	512	489	490	492	487	484	477	472	467
類	資源ごみ量	(22)	(10)+(17)	t/年	1,228	1,141	1,071	1,009	1,018	1,077	1,066	1,217	1,184	1,161	1,113	1,119	1,127	1,120	1,117	1,107	1,099	1,090
別排		(23)	(11)+(18)	t/年	119	181	183	176	189	183	217	276	258	275	241	241	243	241	239	236	234	231
出		(24)	(12)	t/年	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21	23	23	24	23	23	23	23	23
量		(25)	(13)	t/年	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154	217	218	220	218	218	216	214	212
埃	起却処理施設	(26)																				
	焼却処理量	(27)	(28)+(29)	t/年	9,634	9,647	9,665	9,683	9,567	9,477	9,046	8,841	8,757	8,539	8,573	8,557	8,565	8,465	8,386	8,262	8,160	8,049
	もやせるごみ量	(28)	(20)	t/年	9,634	9,602	9,602	9,658	9,533	9,432	8,994	8,772	8,758	8,365	8,517	8,501	8,508	8,409	8,330	8,207	8,106	7,995
	破砕・選別処理後可燃残渣量	(29)	(39)	t/年	0	45	63	25	34	45	52	69	-1	174	56	56	57	56	56	55	54	54
	焼却処理後量	(30)	(31)+(32)	t/年	1,110	1,090	1,096	1,021	993	959	1,033	968	909	926	909	907	908	897	889	876	865	853
	焼却残渣量	(31)	(27)×構成比率	10.6% t/年	547	606	608	549	523	507	531	511	909	926	909	907	908	897	889	876	865	853
	溶融スラグ量	(32)	(27)×構成比率	0.0% t/年	563	484	488	472	470	452	502	457	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_
石	。 砕処理施設·資源化施設	(33)																				
	破砕・選別処理量	(34)	(35)+(36)	t/年	614	731	715	609	615	588	644	931	770	787	730	731	735	728	723	713	706	698
	もやせないごみ量	(35)	(21)	t/年	495	550	532	433	426	405	427	655	512	512	489	490	492	487	484	477	472	467
	粗大ごみ量	(36)	(23)	t/年	119	181	183	176	189	183	217	276	258	275	241	241	243	241	239	236	234	231
年	破砕·選別処理後量	(37)	(38)~(40)の合計	t/年	547	592	558	507	462	513	386	490	294	531	435	436	439	435	432	426	422	417
間	資源物量(金属類)	(38)	(34)×構成比率	19.2% t/年	216	214	193	190	169	197	196	106	83	79	140	140	141	140	139	137	136	134
処理	可燃残渣量	(39)	(34)×構成比率	7.7% t/年	0	45	63	25	34	45	52		-1	174	56	56	57	56	56	55	54	54
-	不燃残渣量	(40)	(34)×構成比率	32.8% t/年	331	333	302	292	259	271	138		212	278	239	240	241	239	237	234	232	229
	源化量	(41)	(42)+(45)+(48)	t/年	2,363	2,206	2,115	2,017	2,031	2,083	2,058	-	1,446	1,415	1,493	1,500	1,512	1,501	1,497	1,483	1,472	1,459
分量	直接資源化量	(42)	(43)+(44)	t/年	1,244	1,156	1,090	1,026	1,036	1,097	1,085		1,204	1,182	1,136	1,142	1,151	1,143	1,140	1,130	1,122	1,113
-	資源ごみ量	(43)	(22)	t/年	1,228	1,141	1,071	1,009	1,018	1,077	1,066		1,184	1,161	1,113	1,119	1,127	1,120	1,117	1,107	1,099	1,090
	危険ごみ量	(44)	(24)	t/年	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21	23	23	24	23	23	23	23	23
	中間処理後再生利用量	(45)	(46)+(47)	t/年	779	698	681	662	639	649	698		83	79	140	140	141	140	139	137	136	134
	溶融スラグ量	(46)	(32)	t/年	563	484	488	472	470	452	502					_		-		_	_	
	資源物量(金属類)	(47)	(38)	t/年	216	214	193	190	169	197	196		83	79	140	140	141	140	139	137	136	134
<u> </u>	集団資源回収量	(48)	(25)	t/年	340	352	344	329	356	337	275		159	154	217	218	220	218	218	216	214	212
Į į		(49)	(50)+(51)	t/年	878	939	910	841	782	778	669		1,121	1,204	1,148	1,147	1,149	1,136	1,126	1,110	1,097	1,082
	焼却残渣量	(50)	(31)	t/年	547	606	608	549	523	507	531	-	909	926	909	907	908	897	889	876	865	853
-	不燃残渣量	(51)	(40)	t/年	331	333	302	292	259	271	138		212	278	239	240	241	239	237	234	232 14.5	229
1 F	サイクル率	(52)	(41)÷(6)	%	20.0	18.6	18.0	17.4	17.6	18.2	18.7		13.3	13.5	14.1	14.2	14.2	14.3	14.4	14.4		14.6
 	上10半たUの最終加入量	(53)	(49)÷(6) (40)÷(2)÷(1) × 1,000,000	% ~/\P	7.4	7.9	7.7	7.2	6.8	6.8	6.1	-	10.3	11.5	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8
	人1日当たりの最終処分量	(54)	$(49) \div (2) \div (1) \times 1,000,000$	g/人·日	60	65	64	60	57	58	51	64	89	97	92	93	93	93	93	93	94	94

3. 減量化・資源化・最終処分量の目標設定

上位計画の目標値を参考に、本市における減量化・資源化・最終処分量の目標値は、次の とおり設定します。

1)上位計画における目標値

国及び福島県の定める計画目標値や本市の第2次田村市総合計画で定める目標値は、 表 4-7に示すとおりです。

表 4-7 上位計画の目標値

	国の目	目標値	県の目標値	本市の目標値
項目	廃棄物処理 基本方針	第四次循環型 社会形成推進 基本計画	福島県廃棄物 処理計画	第2次田村市 総合計画 (前期基本計画)
目標年度	令和7年度 [*] 令和9年度 [*]		令和8年度	令和8年度
総ごみ排出量	平成 24 年度比 で約 16%削減	-	_	_
1 人 1 日当たりの ごみ排出量	_	約 850g/人·日	約 923g/人·日	648g/人·日
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人·日	約 440g/人·日	_	_
リサイクル率	約 28%	約 28%	約 16%以上	約 25.9%
最終処分量	平成 24 年度比 で約 31%削減	_	_	_

[※] 廃棄物処理基本方針の目標年度は、総ごみ排出量、1人1日当たりの生活系ごみ排出量、最終処分量が令和7年度、リサイクル率が令和9年度となっています。

2) 本計画における目標値の設定

(1)減量化の目標設定

本市の中間目標年度である令和 4 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 846 g であり、 国が第四次循環型社会形成推進基本計画で掲げる令和 7 年度目標 850g 及び福島県の掲げる令和 8 年度目標 923 g を既に下回っている状況にあります。

本計画においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活スタイルの変化や国や県の目標値を既に下回っていることを考慮し、現状を維持しつつ、さらなる減量化を目指すものとして、計画目標年度である令和 12 年度に 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 750 g / 人・日とすることを目標とします(図 4-5)。

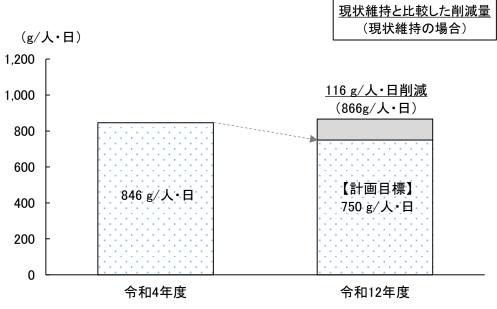


図 4-5 1人1日当たりのごみ排出量の目標値

(2) 資源化の目標設定

本市のリサイクル率は、焼却灰の溶融スラグ化を終了した令和3年度に大きく減少し、中間目標年度である令和4年度における実績値は13.5%となっています。国が廃棄物処理基本方針で掲げる令和9年度目標28%、第四次循環型社会形成推進基本計画で掲げる令和7年度目標28%及び福島県の掲げる令和8年度目標16%をいずれも下回っている状況にあります。

本計画においては、焼却灰の資源化先を確保することが困難な状況を考慮し、更なる分別の徹底による資源化を促進し、循環型社会の形成を目指すものとして、計画目標年度である令和 12 年度に**リサイクル率を 23.0\%**とすることを目標とします(図 4-6)。

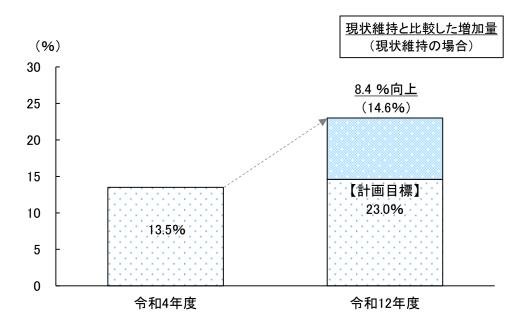
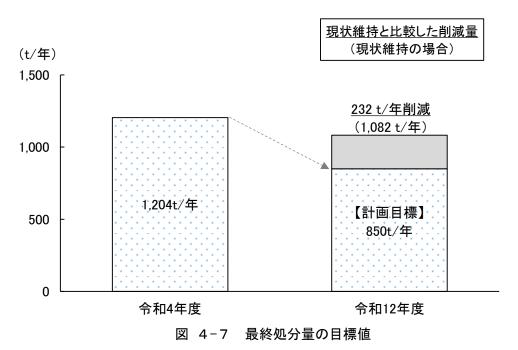


図 4-6 リサイクル率の目標値

(3) 最終処分量の目標設定

本市の最終処分量は、焼却灰の溶融スラグ化を終了した令和3年度に大きく増加し、中間目標年度である令和4年度における実績値は1,204tとなっています。平成25年度実績の878tと比較すると、約37%の増加が見られます。

本計画においては、リサイクル率と同様に、焼却灰の資源化先を確保することが困難な状況を考慮し、更なる分別の徹底により、もやせるごみや粗大ごみ中の資源物を資源化し、計画目標年度である令和 12 年度に<u>最終処分量を</u>850 <math>tとすることを目標とします(図 4-7)。



(4) 各種目標値のまとめ

以上から、本計画における 1 人 1 日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の目標値は表 4-8 に示すとおりです。

指標	計画目標 (令和 12 年度)				
1人1日当たりのごみ排出量	750 g / 人·日				
リサイクル率	23.0%				
最終処分量	850 t /年				

表 4-8 目標値のまとめ

3)目標値設定後の計画ごみ排出量・処理量の見通し 目標値設定後の計画ごみ排出・処理量の見通しの詳細を表 4-9に示します。

表 4-9 計画ごみ排出・処理量の見通しく施策等の効果を考慮した推計値>

									実	 績								推	 計			
	項目	記号	計算式	比率等 単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1年の日数	Þ	(1)	-	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
計画対象	区域内人口	(2)	社人研推計準拠(平成30(2018)年推計)	人	39,806	39,305	38,686	38,094	37,460	36,792	36,079	35,427	34,694	33,963	33,952	33,942	33,931	33,484	33,037	32,590	32,143	31,696
総ご	み量:1人1日平均排出量	(3)	(4)+(5)	g/人·日	814	825	830	836	844	853	833	861	860	846	834	822	810	799	786	774	762	750
	生活系ごみ量:1人1日平均排出量	(4)	目標設定	g/人·日	540	556	565	568	581	598	604	637	619	614	609	603	598	593	587	582	576	571
	事業系ごみ量:1人1日平均排出量	(5)	目標設定	g/人·日	275	269	265	268	263	255	229	224	241	232	225	219	212	206	199	192	186	179
総ごみ	▶量(資源ごみ・集団資源回収除く):1人1日平均排出量	(3)	(4)´+(5)´	g/人·日	706	721	730	740	744	748	731	752	754	740	710	689	666	651	635	621	605	589
	生活系ごみ量(資源ごみ・集団資源回収除く): 1人1日平均排出量	(4)	$((7)-(10)-(13))\div(2)\div(1)\times 1,000,000$	g/人·日	433	454	467	473	482	493	504	528	513	508	493	481	468	460	451	444	436	427
	事業系ごみ量(資源ごみ・集団資源回収除く):1人1日平均排出量	(5)	$((14)-(17)) \div (2) \div (1) \times 1,000,000$	g/人·日	273	267	263	267	261	254	228	224	241	232	216	208	198	191	184	177	169	162
総ご	み量	(6)	(7)+(14)	t/年	11,832	11,841	11,751	11,622	11,540	11,454	10,998	11,131	10,891	10,488	10,364	10,183	10,032	9,765	9,504	9,207	8,940	8,677
	生活系ごみ量	(7)	$(2) \times (4) \times (1) \div 1,000,000$	t/年	7,840	7,983	8,004	7,896	7,949	8,025	7,978	8,231	7,835	7,613	7,568	7,470	7,406	7,247	7,098	6,923	6,758	6,606
間	もやせるごみ量	(8)	(7)-((9)~(13)の合計)	75.0% t/年	5,714	5,852	5,961	6,048	6,032	6,073	6,067	6,035	5,900	5,694	5,539	5,384	5,228	5,073	4,918	4,763	4,607	4,452
排	もやせないごみ量	(9)	(7)×生活系ごみ中構成比率	5.1% t/年	442	491	470	368	377	364	370	556	370	357	351	345	339	334	328	322	316	310
出量	資源ごみ量	(10)	(7)×生活系ごみ中構成比率	14.3% t/年	1,209	1,115	1,051	990	1,001	1,064	1,051	1,217	1,184	1,161	1,225	1,301	1,409	1,423	1,448	1,448	1,459	1,481
"	粗大ごみ量	(11)	(7)×生活系ごみ中構成比率	2.6% t/年	119	158	159	144	165	167	196	212	202	226	218	209	201	192	184	175	167	158
	危険ごみ量	(12)	(7)×生活系ごみ中構成比率	0.3% t/年	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21	23	22	22	22	21	21	20	20
	集団資源回収量	(13)	(7)×生活系ごみ中構成比率	2.8% t/年	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154	212	209	207	203	199	194	189	185
	事業系ごみ量	(14)	$(2) \times (5) \times (1) \div 1,000,000$	t/年	3,992	3,858	3,747	3,726	3,591	3,429	3,020	2,900	3,056	2,875	2,796	2,713	2,626	2,518	2,406	2,284	2,182	2,071
	もやせるごみ量	(15)	(14)-((16)~(18)の合計)	95.1% t/年	3,920	3,750	3,641	3,610	3,501	3,359	2,927	2,737	2,858	2,671	2,559	2,447	2,334	2,222	2,110	1,998	1,885	1,773
	もやせないごみ量	(16)	(14)×事業系ごみ中構成比率	3.3% t/年	53	59	62	65	49	41	57	99	142	155	92	90	87	83	79	75	72	68
	資源ごみ量	(17)	(14)×事業系ごみ中構成比率	0.2% t/年	19	26	20	19	17	13	15	0	0	0	106	138	168	178	183	179	194	201
	粗大ごみ量	(18)	(14)×事業系ごみ中構成比率	1.4% t/年	0	23	24	32	24	16	21	64	56	49	39	38	37	35	34	32	31	29
_ 総ご		(19)	(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)	t/年	11,832	11,841	11,751	11,622	11,540	11,454	10,998	11,131	10,891	10,488	10,364	10,183	10,032	9,765	9,504	9,207	8,940	8,677
み	もやせるごみ量	(20)	(8)+(15)	t/年	9,634	9,602	9,602	9,658	9,533	9,432	8,994	8,772	8,758	8,365	8,098	7,831	7,562	7,295	7,028	6,761	6,492	6,225
種	もやせないごみ量	(21)	(9)+(16)	t/年	495	550	532	433	426	405	427	655	512	512	443	435	426	417	407	397	388	378
類 別	資源ごみ量	(22)	(10)+(17)	t/年	1,228	1,141	1,071	1,009	1,018	1,077	1,066	1,217	1,184	1,161	1,331	1,439	1,577	1,601	1,631	1,627	1,653	1,682
排	粗大ごみ量	(23)	(11)+(18)	t/年	119	181	183	176	189	183	217	276	258	275	257	247	238	227	218	207	198	187
出	危険ごみ量	(24)	(12)	t/年	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21	23	22	22	22	21	21	20	20
量	集団資源回収量	(25)	(13)	t/年	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154	212	209	207	203	199	194	189	185
焼却	処理施設	(26)																				
	焼却処理量	(27)	(28)+(29)	t/年	9,634	9,647	9,665	9,683	9,567	9,477	9,046	8,841	8,757	8,539	8,152	7,884	7,613	7,345	7,076	6,808	6,537	6,269
	もやせるごみ量	(28)	(20)	t/年	9,634	9,602	9,602	9,658	9,533	9,432	8,994	8,772	8,758	8,365	8,098	7,831	7,562	7,295	7,028	6,761	6,492	6,225
	破砕・選別処理後可燃残渣量	(29)	(39)	t/年	0	45	63	25	34	45	52	69	-1	174	54	53	51	50	48	47	45	44
		(30)	(31)+(32)	t/年	1,110	1,090	1,096	1,021	993	959	1,033	968	909	926	864	836	807	779	750	722	693	665
	焼却残渣量	(31)	(27)×構成比率	10.6% t/年	547	606	608	549	523	507	531	511	909	926	864	836	807	779	750	722	693	665
	溶融スラグ量	(32)	(27)×構成比率	0.0% t/年	563	484	488	472	470	452	502	457	-	_	_	_	_	_	_	_	_	
破砕		(33)																				
		(34)	(35)+(36)	t/年	614	731	715	609	615	588	644	931	770	787	700	682	664	644	625	604	586	565
	もやせないごみ量	(35)	(21)	t/年	495	550	532	433	426	405	427	655	512	512	443	435	426	417	407	397	388	378
	粗大ごみ量	(36)	(23)	t/年	119	181	183	176	189	183	217	276	258	275	257	247	238	227	218	207	198	187
年		(37)	(38)~(40)の合計	t/年	547	592	558	507	462	513	386	490	294	531	418	408	396	385	373	361	350	337
間	資源物量(金属類)	(38)	(34)×構成比率	19.2% t/年	216	214	193	190	169	197	196	106	83	79	134	131	127	124	120	116	113	108
処	可燃残渣量	(39)	(34)×構成比率	7.7% t/年	0	45	63	25	34	45	52	69	-1	174	54	53	51	50	48	47	45	44
理・	不燃残渣量	(40)	(34)×構成比率	32.8% t/年	331	333	302	292	259	271	138	315	212	278	230	224	218	211	205	198	192	185
処 資源	化量	(41)	(42)+(45)+(48)	t/年	2,363	2,206	2,115	2,017	2,031	2,083	2,058	1,991	1,446	1,415	1,700	1,801	1,933	1,950	1,971	1,958	1,975	1,995
分	直接資源化量	(42)	(43)+(44)	t/年	1,244	1,156	1,090	1,026	1,036	1,097	1,085	1,239	1,204	1,182	1,354	1,461	1,599	1,623	1,652	1,648	1,673	1,702
量	資源ごみ量	(43)	(22)	t/年	1,228	1,141	1,071	1,009	1,018	1,077	1,066	1,217	1,184	1,161	1,331	1,439	1,577	1,601	1,631	1,627	1,653	1,682
	危険ごみ量	(44)	(24)	t/年	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21	23	22	22	22	21	21	20	20
	中間処理後再生利用量	(45)	(46)+(47)	t/年	779	698	681	662	639	649	698	563	83	79	134	131	127	124	120	116	113	108
	溶融スラグ量	(46)	(32)	t/年	563	484	488	472	470	452	502	457	-	-	-	-	_	_	_	_	_	_
	資源物量(金属類)	(47)	(38)	t/年	216	214	193	190	169	197	196	106	83	79	134	131	127	124	120	116	113	108
	集団資源回収量	(48)	(25)	t/年	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154	212	209	207	203	199	194	189	185
最終	処分量	(49)	(50)+(51)	t/年	878	939	910	841	782	778	669	826	1,121	1,204	1,094	1,060	1,025	990	955	920	885	850
	焼却残渣量	(50)	(31)	t/年	547	606	608	549	523	507	531	511	909	926	864	836	807	779	750	722	693	665
	不燃残渣量	(51)	(40)	t/年	331	333	302	292	259	271	138	315	212	278	230	224	218	211	205	198	192	185
	イクル率	(52)	(41)÷(6)	%	20.0	18.6		17.4	17.6	18.2	18.7	17.9	13.3	13.5	16.4	17.7	19.3	20.0	20.7	21.3	22.1	23.0
	処分率	(53)	(49)÷(6)	%	7.4	7.9		7.2	6.8	6.8	6.1	7.4	10.3	11.5	10.6	10.4	10.2	10.1	10.0	10.0	9.9	9.8
	日当たりの最終処分量	(54)	(49)÷(2)÷(1)×1,000,000	g/人·日	60	65		60	57	58	51	64	89	97	88	86	83	81	79	77	75	73
			1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<u>ı </u>					111	I		<u> </u>		I	<u> </u>		I	<u> </u>	I		

第5章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本理念・基本方針

1) 基本理念

上位計画である「第2次田村市総合計画前期(前期基本計画)(令和4年6月)」の将来像「ワクワクがとまらない 自然とチャレンジが生きるまち 田村市」等を踏まえて、ごみ処理基本計画の基本理念を以下に示します。

【ごみ処理の基本理念】

みんなでつくる 環境にやさしい 住みたいまち 田村市

ごみに関する諸問題の解決には、環境問題全体の解決を目指しつつ、私たち一人ひとりが大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、 資源が循環する持続可能な社会を目指していくことが重要です。

本計画では、市民、事業者、市が一体となり、ごみの減量化・資源化に取り組むことで、環境負荷を低減し、人にも自然にもやさしい、持続可能で住み続けたいと思うまちを目指します。

2) 基本方針

基本理念を実現するための柱として、次の3つのごみ処理の基本方針を定めます。

基本方針1. ごみ減量化・資源化のための生活スタイルの確立

3R (リデュース (発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再生利用)) のうち最も優先されるリデュース (発生抑制) を重点に置いた取り組みを進め、ごみ減量化、資源化のための生活スタイルを確立していきます。

基本方針2. わかりやすい情報発信と学べる環境づくり

ごみの分別方法や出し方についてわかりやすく周知していくとともに、幅広い世代を対象とした環境学習の場をつくっていきます。

基本方針3.人と環境に配慮したごみ処理体制の確保

個人の生活スタイルの変化や高齢化等に対応したごみ処理体制の確保に努めます。また、ごみによる住環境の悪化を防ぐため、不法投棄やポイ捨て対策等を強化していきます。

3) ごみ処理の基本原則

循環型社会を構築するためのごみ処理の基本原則は、ものを大切に使い、廃棄物の発生を抑制(発生抑制:リデュース)し、不要になったものは繰り返し使い(再使用:リュース)、ごみとして排出する量を削減することです。排出されたごみのうち、原料として利用可能なものについては再生利用(マテリアルリサイクル)します。再生利用できないものについては、焼却等により熱回収(サーマルリサイクル)します。どうしてもリサイクルできないものは、適正処分するという効率的な流れを作ることが必要です。

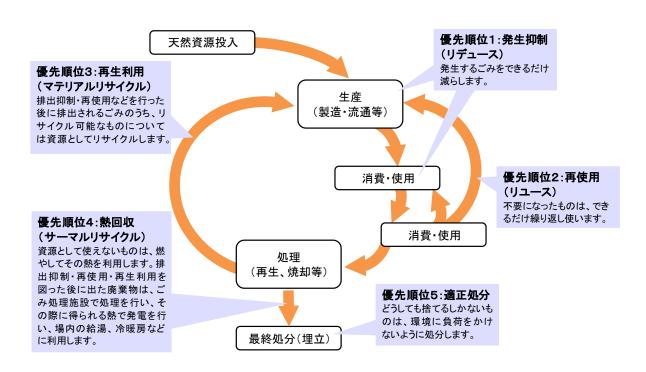


図 5-1 循環型社会のイメージ

3. ごみの排出の抑制のための方策

1)減量化・資源化の目標

本市における減量化・資源化の目標値は、国や県の目標値等を参考に次のとおり設定します。

- ◆ 計画目標年度(令和12年度)までに
 - 1人1日当たりのごみ排出量を750g以下とする。
 - リサイクル率を 23.0%以上とする。
 - 最終処分量を 850 t /年*以下とする。
- ※最終処分量は、表 5-1に示すとおり、1人1日当たりのごみ排出量の削減による総 ごみ量の減少や、リサイクル率の向上を加味した推計値を目標値として設定しました。 具体的には、令和 12 年度において、令和 4 年度実績から計画収集人口が 2,267 人 (6.7%)減少し、1人1日当たりのごみ排出量を 96g/人・日 (11.3%)削減することで、総ごみ量は 1,811 t (17.3%)減少する予測となります。令和 12 年度における総 ごみ量 8,677 t のうち、23.0%を資源化し、残りを現在の処理方法により処理した場合に発生する焼却残渣と破砕不燃物の合計値は 850 t と推計されるため、その値を目標値として採用しました。(推計結果の詳細は第4章ごみ処理の将来予測」に記載。)

表 5-1 減量化・資源化目標値(推計結果より)

項目	令和 4 年度 実績値	令和 12 年度 目標値	令和 4 年度比
計画収集人口	33, 963 人	31,696 人	6.7%減
1人1日当たりのごみ 排出量	846g/人·日	750g/人·日	11.3%減
総ごみ量	10, 488 t	8, 677 t	17.3%減
リサイクル率	13. 5%	23. 0%	9.5%増
最終処分量	1, 204 t	850 t	29. 4%減

2)減量化・資源化のための方策

減量化・資源化目標を達成するために、市民・事業者・市が協働して、次に示す取組 みを行っていくものとします。

なお、方策の選定にあたっては、令和 5 年 9 月 21 日~10 月 20 日までに実施した「ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケート」の結果を参考にしています。

基本方針 1. ごみ減量化・資源化のための生活スタイルの確立

1—1. ごみの)発生抑制
取組内容	市民に対しては、使い捨てのものは買わない、マイバックを持参する、出された料理は食べきる、てまえどり3を実践する等、普段の生活で実行可能な取組みを呼びかけ、プラスチックや食品ロス等の発生量の削減につなげます。 市内の販売業者に対しては、ばら売りの促進、過剰包装、トレイ・レジ袋の削減等、環境に配慮した事業活動の推進を呼びかけます。 市の事業では、石油由来のワンウェイプラスチックではなく、紙製や木製等の代替となる製品の使用に努め、温室効果ガスの排出量の削減に貢献します。
市民の取組み	・ごみの発生抑制につながる購買行動等を実施する。 (使い捨てのものは買わない、マイバックを持参する 等)
事業者の取組み	・環境に配慮した事業活動を実施する。 (ばら売りの促進、過剰包装、トレイ・レジ袋の削減 等)
市の取組み	・市民・事業者にごみの発生抑制に向けた啓発を実施する。 ・市の事業では環境に配慮した製品を使用する。
1—2. 生ごみ	・ ・ 処理機等への補助制度の導入
取組内容	家庭でのごみの減量化を促進するため、生ごみを分解し減量化できる「生ごみ処理機」の補助制度の導入を検討します。 また、市民や事業者に対しては、引き続き生ごみの水切り等による減量化を呼びかけていきます。
市民の取組み	・家庭で生ごみ処理機を使う。 ・生ごみの水切りを行う。
事業者の取組み	・生ごみの水切りを行う。
市の取組み	・生ごみ処理機等の補助制度の導入を検討する。 ・水切り運動を推進する。

63

³ てまえどり:購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動。

1—3. 資源こ	1—3. 資源ごみの分別・収集の推進								
取組内容	ごみの分別を促進し、資源ごみの収集量を増やすため、現在は月1回しか収集していない「かん」、「ペットボトル」等の資源ごみの収集回数の見直しを検討します。 分別の徹底については、呼びかけを継続していくとともに、容器包装プラスチック以外のプラスチック製品等、現時点において本市が収集していない品目の回収も検討します。								
市民の取組み	・正しく分別する。								
事業者の取組み	・正しく分別する。								
市の取組み	・資源ごみの収集回数の見直しを検討する。 ・資源ごみ指定袋等の価格見直しを検討する。 ・新たな資源ごみの分別を検討する。								

基本方針 2. わかりやすい情報発信と学べる環境づくり

2—1. 環境教	2—1. 環境教育·環境学習								
取組内容	市の広報やホームページ、市のイベント、SNS 等を通じて、市のごみの現状やごみの減量化や資源化に役立つ情報等を発信していきます。また、小学校や中学校での出前授業やたむらクリーンセンターの見学のほか、環境啓発イベントや環境学習講座等、幅広い世代が環境について学べる場をつくっていきます。								
市民の取組み	・市から発信されたごみに関する情報を確認する。・環境啓発イベントや環境学習講座等に参加する。								
事業者の取組み	・市から発信されたごみに関する情報を確認する。								
市の取組み	・市の広報やホームページ等を通して、ごみに関する情報を発信する。・幅広い世代が参加できる環境学習の場を設ける。								
2-2. わかり	リやすい情報発信(SNS での情報発信強化)								
取組内容	現在、市のホームページでは、「家庭からの資源とごみの出し方、分け方」にて、ごみの分別方法や出し方を紹介しています。今後はホームページでの紹介に加えて、市の LINE 等の SNS による情報発信の強化に取り組みます。 また、福島県が作成した「福島環境アプリ」では、収集日の確認や分別方法の検索が可能であり、これを広く利用してもらうための周知を行います。								
市民の取組み	・市の作成した冊子に従ったごみ出し、分別を徹底する。・福島環境アプリを活用する。								
事業者の取組み	・市の作成した冊子に従ったごみ出し、分別を徹底する。								
市の取組み	・ごみの分け方・出し方の分かりやすい冊子を作成する。 ・福島環境アプリの普及を推進する。								

基本方針3.人と環境に配慮したごみ処理体制の確保

3—1. 粗大こ	ごみの戸別収集の実施
取組内容	現在、粗大ごみの受け入れは、たむらクリーンセンター及びたむらリサイクルプラザで平日及び一部の土曜日、日曜日の直接持込みのみになっています。 今後は、仕事が忙しい方や高齢で粗大ごみを持込むのが難しい方などに対応するため、粗大ごみの戸別収集の実施を検討します。
市民の取組み	_
事業者の取組み	_
市の取組み	・粗大ごみの実施(戸別収集、又は、集積所での収集)を検討する。
3—2. ごみの)排出が困難な方への対応
取組内容	高齢化等によりごみ出しが困難になる状況に対応するため、自宅玄関からごみ集積所までごみを運搬する「ふれあい回収」等のごみ出し支援 策について、関係部署と連携し検討を進めます。
市民の取組み	
事業者の取組み	_
市の取組み	・ごみ出し支援策を検討する。
3-3. ごみ第	長積所の環境の維持
取組内容	各家庭や集合住宅のごみ集積所において、収集日以外でのごみの排出 や資源物への不適物の混入を防止するため、ごみ集積所の美化を市民や 自治会等に働きかけていきます。 また、ごみ集積所の集約化や集積所建設にあたる補助制度の導入を検 討し、集積所管理に係る負担の軽減を図ります。
市民の取組み	・朝8時までにその日収集のあるごみを集積所に出す。
事業者の取組み	_
市の取組み	・ごみ集積所の集約化や建設にあたる補助制度の導入を検討する。
3—4. 不法找	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
取組内容	不法投棄やポイ捨て等を防止するため、市職員による監視パトロール を実施していくほか、土地管理者には、不法投棄されにくい環境づくり について啓発していきます。 また、野焼きについては、現在市職員によるパトロールを実施中であ り、引き続き野焼き禁止を呼びかけるパトロールを継続していきます。
市民の取組み	・不法投棄、ポイ捨て、野焼きをしない。 ・農作物等や草刈り後の草等を川に捨てない。
事業者の取組み	・不法投棄、ポイ捨て、野焼きをしない。
市の取組み	・不法投棄、ポイ捨て、野焼きの監視パトロールを実施する。・土地管理者に対して、不法投棄されにくい環境づくりを啓発する。

4. ごみ排出量及び処理量の見込み

計画目標年度である令和 12 年度のごみ排出量及び処理量の見込みを表 5-2 に、ごみ処理予測フローを図 4-2 に示します。

表 5-2 ごみ排出量及び処理量の見込み

区分	実績	予測			
运 刀	令和4年度	令和12年度			
総ごみ排出量	10,488	8,677			
もやせるごみ量	8,365	6,225			
もやせないごみ量	512	378			
資源ごみ量	1,161	1,682			
粗大ごみ量	275	187			
危険ごみ量	21	20			
集団資源回収量	154	185			
焼却処理量	8,539	6,269			
もやせるごみ量	8,365	6,225			
破砕・選別処理後可燃残渣量	174	44			
破砕・選別処理量	787	565			
もやせないごみ量	512	378			
粗大ごみ量	275	18			
総資源化量	1,415	1,995			
直接資源化量	1,182	1,702			
資源ごみ量	1,161	1,682			
危険ごみ量	21	20			
中間処理後再生利用量	79	108			
資源物量(金属類)	79	108			
集団資源回収量	154	185			
最終処分量	1,204	850			
焼却残渣量	926	665			
不燃残渣量	278	185			

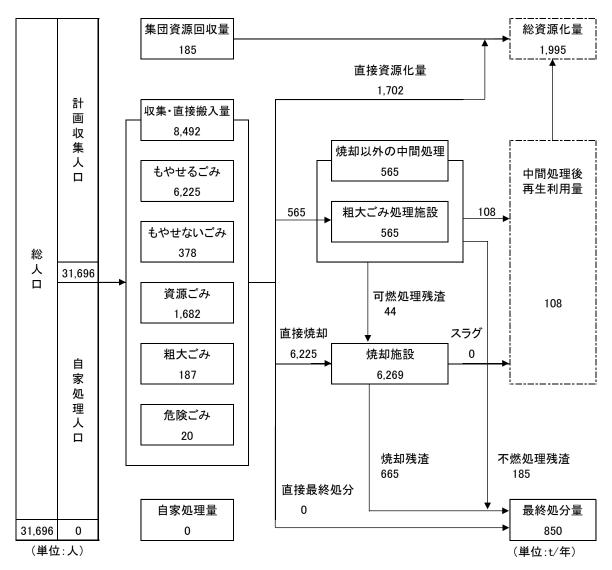


図 5-2 ごみ処理予測フロー(令和12年度)

5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1) ごみ処理主体

ごみ処理・処分の各段階における処理主体について、令和7年度までは現行(表 3-2) と同様に処理を行います。

令和8年度以降のごみ処理体系は、表 5-3に示すとおりです。たむらクリーンセンターの基幹的設備改修工事の完了に伴い、令和8年度以降は、もやせるごみの一部処理委託を廃止し、全量をたむらクリーンセンターで処理する予定です。

表 5-3 ごみ処理体系(令和8年度以降)

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分・資源化
もやせるごみ	市	市	民間事業者
もやせないごみ	市	市	市
資源ごみ	市	市	民間事業者
危険ごみ	市	市	民間事業者
粗大ごみ	_	市	民間事業者

2) ごみ処理体系

ごみ処理の体系について、令和 7 年度までは図 3-2 と同様の処理体制で処理を行います。

令和8年度以降のごみ処理体系は、図 5-3に示すとおりです。たむらクリーンセンターの基幹的設備改修工事が完了する令和8年度以降は、もやせるごみの全量をたむらクリーンセンターで処理する予定です。

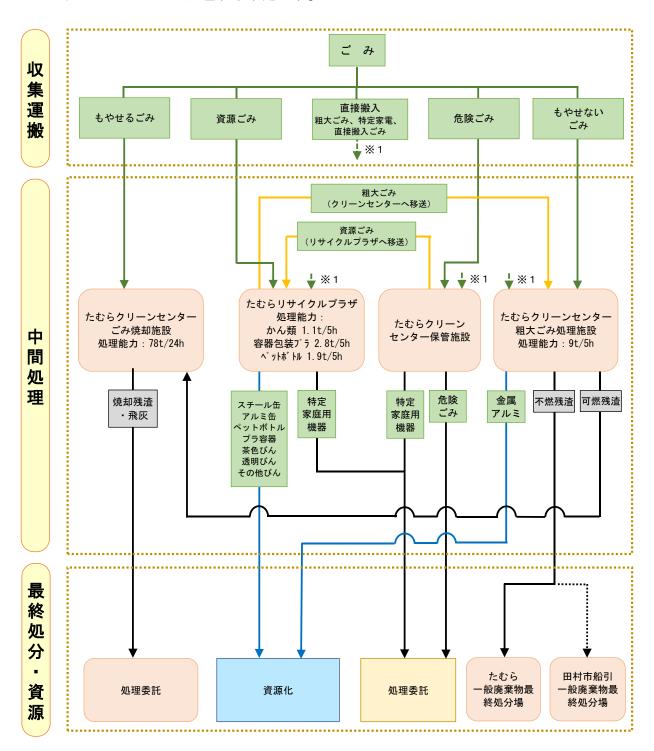


図 5-3 令和8年度以降のごみ処理体制

3) 収集·運搬計画

将来のごみの収集・運搬に関する基本的事項を、次のとおり定めます。

(1) 収集・運搬の方法

令和6年度以降の分別区分、収集体制は表 5-4に示すとおりです。今後、本市では以下の事項について検討を行います。

- ・容器包装以外のプラスチック類の回収の実施
- ・粗大ごみの戸別回収の実施
- ・かん類、ペットボトルの収集回数を月2回へ増加
- ・ふれあい回収の実施

表 5-4 ごみの分別区分、収集体制(令和6年度以降)

	分別区分		品目	収集回数	収集方式	収集主体	処理手数料
	ŧ	^ら せるごみ	生ごみ、草木類、革製品、ゴム製品、紙おむつ、汚れのあるプラスチック類	週2回	ステーション回収 又は直接搬入	委託又は 個人	指定袋
	ŧ۲	^ら せないごみ	金属類、小型家電製品(炊飯器、掃除機等)、油や化粧用のびん等	月1回	ステーション回収 又は直接搬入	委託又は 個人	指定袋
		かん類	主に飲料用のスチール・ア ルミかん	月2回			
		ペットボトル	飲料用ペットボトル、調味 料容器ペットボトル	月2回			
	資源	びん類	主に飲料用の無色透明、茶 色、その他びん	月1回	ステーション回収	委託又は 個人	指定袋
	ごみ	容器包装プラ スチック類	食品トレイ類、発泡スチロール等	週1回	又は直接搬入		
生活系ごみ		容器包装以外のプラスチック類					
心ごみ		紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール 紙製容器、牛乳等の紙パッ				_
	小型家電		家庭用電化製品、小型電子 機器(携帯電話等)	1	拠点回収	個人	_
	廃食	注用油	使用済みの食用油	_	拠点回収	個人	_
	危険ごみ		乾電池、蛍光管、卓上ガスボンベ、スプレーかん、水銀入りの体温計、使い捨てライター	月1回	ステーション回収 又は直接搬入	委託又は 個人	指定袋
	粗大ごみ 特定家庭用機器		指定ごみ袋に入らないもの	_	<u>戸別回収</u> 又は直接搬入	個人	100円/10kg
			家電リサイクル法の家電 4 品目 (エアコン、テレビ、冷蔵 庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾 燥機)	_	直接搬入	個人	1,300円/個
事業系ごみ	特定家庭用機器以 外		特定家庭用機器(生活系ご みの品目に準ずる)以外	_	直接搬入	許可又は 事業者	100円/10kg
がごみ	特定	三家庭用機器	特定家庭用機器(生活系ご みの品目に準ずる)	_	直接搬入	許可又は 事業者	1,300円/個

[※]太字下線部は、検討事項を実施した場合に変更になる項目。

(2) 収集・運搬に関する許可業務の取扱い

一般廃棄物収集運搬業の許可については、計画処理区域内のごみを処理するため、下記 の許可要件により判断することとします。

- ① 原則として市内在住者(法人の場合は市内に事務所を有すること)であること。 また、車庫・車両も市内にあること。
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する許可基準に適合していること。
- ③ 収集運搬の状況を勘案し、市が必要と認める場合。

(3) 事業系ごみの取扱い

事業系ごみ(許可業者による搬入を含む)について、次のとおり受け入れの取扱いを示します。

ア 受け入れの方針

事業活動によって排出される一般廃棄物(事業系ごみ)は、排出者責任に基づき、事業者自らの責任において、適正に処理することを原則とします。事業者は本計画に協力するものとし、また、市は、本市の処理において市民の日常生活から排出される一般廃棄物(生活系ごみ)の処理に支障をきたす場合は、その処理等について事業者に協力を求めていきます。多量の一般廃棄物を排出する事業者については、その削減を促し、運搬すべき場所や方法等について指導していきます。

イ 受け入れの方法

分別基準は、原則として市民の日常生活から排出される一般廃棄物(生活系ごみ)と 同様とします。

ウ 処理手数料

処理手数料は、事業系ごみの排出状況を勘案し、周辺市町村と連携・調整を図って、 適宜見直していくものとします。

4)中間処理計画

ごみの中間処理に関する基本的事項を次のとおり定めます。

(1) 処理方法

分別区分ごとの中間処理方法を表 5-5に示します。

たむらクリーンセンターの基幹的設備改修工事が完了する令和8年度以降は、市内全域 のもやせるごみの処理をたむらクリーンセンターに集約する予定です。

分別区分 処理方法 処理施設 もやせるごみ 焼却処理 ・<u>たむらクリーンセンター</u> もやせないごみ 破砕後資源回収 危険ごみ 乾電池、蛍光管は保管後資源回収 かん類 圧縮処理、保管後資源回収 ペットボトル 圧縮梱包、保管後資源回収 無色透明のびん 茶色のびん 保管後資源回収 その他のびん ・たむらリサイクルプラザ 容器包装プラスチック類 圧縮梱包、保管後資源回収 ・たむらクリーンセンター 新聞 雑誌 ダンボール 保管後資源回収 紙箱 紙パック 粗大ごみ

表 5-5 分別区分ごとの中間処理方法(令和8年度以降)

(2) 処理量

中間処理量の見込みを図 5-4に示します。

破砕後資源回収

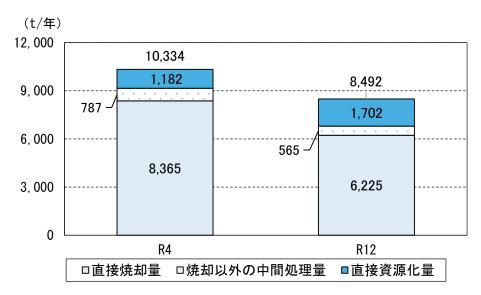


図 5-4 中間処理量の見込み

5) 最終処分計画

ごみの最終処分に関する基本的事項を次のとおり定めます。

(1) 処分方法

現在は、たむら一般廃棄物最終処分場で不燃残渣、田村市船引一般廃棄物最終処分場で 汚泥、草、災害ごみを埋立処分しており、飛灰は外部処理委託しています。

今後も、現状の処分方法を継続しつつ、ごみの発生抑制や資源化、中間処理等により最終処分量の更なる減量化の推進を図るとともに、より効率的な最終処分方法について検討を進めていきます。

(2) 最終処分量

最終処分量及び1人1日当たりの最終処分量の見込みを図 5-5に示します。

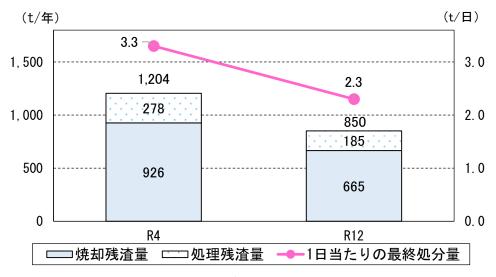


図 5-5 最終処分量及び1人1日当たりの最終処分量の見込み

(3) 残余容量

各最終処分場の残余容量を表 5-6に示します。

令和 4 年度末において、たむら一般廃棄物最終処分場の残余容量は 6,324 m³、田村市船引一般廃棄物最終処分場の残余容量は 557 m³となっています。

最終処分施設	残余容量 (令和 4 年度末)
たむら一般廃棄物最終処分場	6, 324 m³
田村市船引一般廃棄物最終処分場	557 m³

表 5-6 各最終処分場の残余容量及び計画処分量

6. 災害時の廃棄物処理計画

本市では、災害時において一般廃棄物の収集・運搬、処理、処分が迅速に行われるよう、 田村市地域防災計画(令和5年7月改定)及び田村市災害廃棄物処理計画(令和5年2月策 定)に基づき、平時から近隣市町、福島県、県外の市町村及び民間事業者等との協力体制を 構築していきます。

災害発生時は、災害廃棄物処理計画に基づき、初動対応を着実に実施し、災害廃棄物の適 正かつ迅速な処理を進めます。

7. その他の計画

1) 家電製品4品目の取り扱い

家電製品4品目(冷蔵庫及び冷凍庫、テレビ、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン)につ いては、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、郵便局での手続き後、 本市で回収を行っています。今後も、家電製品の小売業者等と協力し、リサイクルを進め るとともに、市民に対して処理方法の周知等を行っていきます。

2)特別管理一般廃棄物の適正処理

特別管理一般廃棄物は、通常の廃棄物とは別に、より厳しい処理基準や委託基準に基づ いて処理しなければならないこととなっています。

本市では、特別管理一般廃棄物が一般廃棄物として排出されないように、関係機関に対 する周知を行っています。今後も特別管理一般廃棄物が本市の処理施設へ搬入されること がないよう、周知徹底を実施していきます。

3) あわせ産廃への対応

産業廃棄物については、排出する事業者に処理責任がありますが、本市の産業等の特性 を考慮し、状況に応じてあわせ産廃としての対応策の検討等を行っていくこととします。

4) 感染性廃棄物の処理

在宅医療廃棄物の受け入れ状況を表 5-7に示します。

本市では、一部の在宅医療廃棄物の受け入れを行っています。また、受け入れを実施し ていない注射針等の処理については、医療機関への持ち込みを指導する等、排出者に対し て、適正に分別するよう啓発を行っています。今後も分別の徹底について呼び掛けていく とともに、処理方法についても検討を行っていきます。

受け入れていないもの 受け入れているもの ・プラスチック性廃棄物 • 注射針等 • 注射筒等 その他のビニールパック類 チューブ・カテーテル • 可燃性廃棄物等 脱脂綿・ガーゼ 紙おむつ 服用しなかった薬

表 5-7 在宅医療廃棄物の受入状況

生活排水処理編

目 次

生活排水処理編

第	1章	〕基本計画の基礎的事項	75
	1.	計画改定の背景と目的	75
	2.	計画の位置づけ	75
	3.	関係法令等	76
	4.	上位計画	76
	5.	計画の期間	77
	6.	計画の区域	77
	7.	計画の対象廃棄物	77
第	2章	t 地域の概況 '	78
	1.	自然的概況	78
	2.	社会的概況	78
第	3 章	生活排水処理計画	79
	1.	生活排水処理の現状	79
	2.	生活排水処理の課題	90
	3.	生活排水処理の将来予測	91

第1章 基本計画の基礎的事項

1. 計画改定の背景と目的

一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)は、平成2年10月8日衛環第200号 (厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)に基づき策定します。

本計画は、田村市(以下「本市」という。)が、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本 方針となる計画のうち、生活排水処理に関する事項について定めたものであり、本市におけ る生活排水処理に関する市の特性等を考慮して、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の視点 から、生活排水処理に係る理念、達成目標並びに生活排水処理施設整備の基本方針を明らか にするものです。

○生活排水処理の理念

本市の面積は、458.33km² で、福島県全体(13,783.74km²)の3.3%を占めています。また、河川状況は、9本の一級河川と6本の二級河川があります。

令和4年度の福島県環境白書の水質測定結果によると、阿武隈川水系大滝根川はA類型に指定されており、BODの基準値は年平均値2.0mg/ℓ以下となっていますが、令和4年度のBOD年平均値は1.2mg/ℓ(船引橋測定地点)と基準値を下回っています。しかしながら、令和4年度における本市の生活排水処理率は68.9%にとどまっており、公共下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備のより一層の促進が必要です。

今後も、本市の美しい河川を維持していくためにも、生活排水に起因する水質汚濁を軽減 し、地域の環境に調和した対策を総合的に実施していくこととします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的に適正な生活排水処理を行っていくため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水をどのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本的事項を定めています。

3. 関係法令等

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法の概要を表 1-1に示します。

表 1-1 生活排水関係関連法令

年 月 (公布)	関 連 法	概 要
S45. 12	水質汚濁防止法施 行	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
\$58.5	净化槽法施行	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び 雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上 に寄与することを目的としています。
\$33.4	下水道法施行	公共下水道(以降「下水道」とします)等の設置その他の管理の 基準等を定めて、下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公 衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資す ることを目的としています。
\$44.7	農業振興地域の整 備に関する法律施 行	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を 図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的 な利用に寄与することを目的としています。

4. 上位計画

1) 国及び県の上位計画

国及び県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画を定めています。生活排水対策に関する国・県の計画を下表に示します。

福島県は平成22年度に「福島全県域下水道化構想」の見直しを行い、名称も「ふくしまの美しい水環境整備構想~適正な生活排水等の処理に向けて~」に変更しました。

当計画の生活排水処理率の目標値は、2014年(平成 26 年度末)で 80%以上、2019年(令和元年度末)で 87%以上、2030年代初頭で概ね 100%としています。

また、令和4年1月に「福島県水環境保全基本計画」を策定しており、令和12年度までに汚水処理人口普及率を97.4%とすることを目標として掲げています。

表 1-2 国及び県の上位計画

年 月	関連する計画等
令和3年5月	第5次社会資本整備重点計画(国)
平成22年6月	ふくしまの美しい水環境整備構想~適正な生活排水等の処理に向けて~(福島県)
令和3年3月	福島県流域下水道事業経営戦略(福島県)
令和4年1月	福島県水環境保全基本計画(福島県)

2) 市の上位計画

市の上位計画は、「ごみ処理編」に準じます。

5. 計画の期間

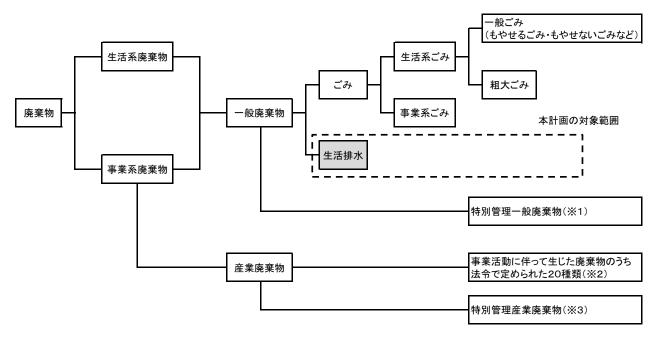
計画の期間は、「ごみ処理編」に準じます。

6. 計画の区域

計画の区域は、「ごみ処理編」に準じます。

7. 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち、「し尿」と「生活雑排水」です(図 1-1)。



- ※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物 (PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)
- ※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の19 種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので19 種類の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形化物等)
- ※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等)

図 1-1 廃棄物処理法における廃棄物の分類と本計画の対象範囲

第2章 地域の概況

1. 自然的概况

自然的概況は、「ごみ処理編」に準じます。

2. 社会的概况

社会的概況は、「ごみ処理編」に準じます。

第3章 生活排水処理計画

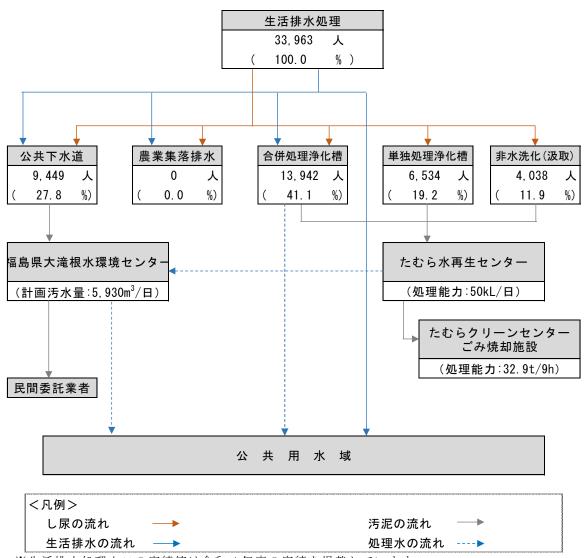
1. 生活排水処理の現状

1) 生活排水処理の概要

本市の生活排水処理は、し尿処理が昭和 42 年度、農業集落排水が平成 11 年度、公共下水道が平成 16 年度より供用が開始され、平成 4 年度からは、公共下水道及び農業集落排水の事業区域を除く地域に、合併処理浄化槽の設置・普及の推進を行っています。

また、令和3年度から、農業集落排水の公共下水道への接続統合及び公共下水道でのし 尿の受入れを行っています。合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥な らびにくみ取りし尿は、令和5年度に稼働を始めたたむら水再生センターにおいて処理さ れ、処理水は公共下水道に、脱水汚泥はたむらクリーンセンターにおいて助燃材として焼 却処理されています。

本市における令和5年度の生活排水の処理フローは、図3-1に示すとおりです。



※生活排水処理人口の実績値は令和4年度の実績を掲載しています。

図 3-1 生活排水処理フロー(令和5年度)

2) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、表 3-1に、本市の公共下水道事業全体計画・事業認可計画区域図を図 3-2~図 3-5に示します。

本市の公共下水道事業計画では、大滝根川流域に係わる都市計画区域を基本とし、関連する河川及び経済性等を考慮して公共下水道の処理区域として 973ha を計画しています。公共下水道計画区域においては公共下水道への接続を推進しており、公共下水道処理区域外の地域では合併処理浄化槽の設置の補助を行い、生活排水処理の適正処理を推進しています。

区分	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道 (大滝根水環境センター)	し尿及び生活雑排水	福島県
し尿処理施設 (令和4年度までたむら衛生処理センター、令 和5年度以降たむら水再生センター)	し尿及び浄化槽汚泥	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等

表 3-1 生活排水の処理主体

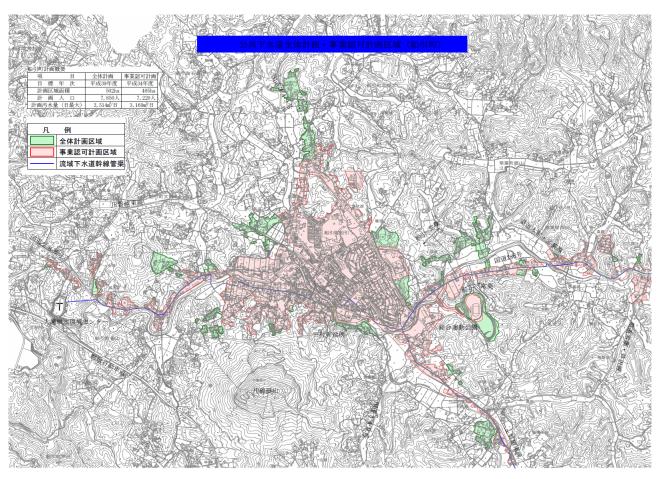


図 3-2 公共下水道全体計画·事業認可計画区域図(船引町)

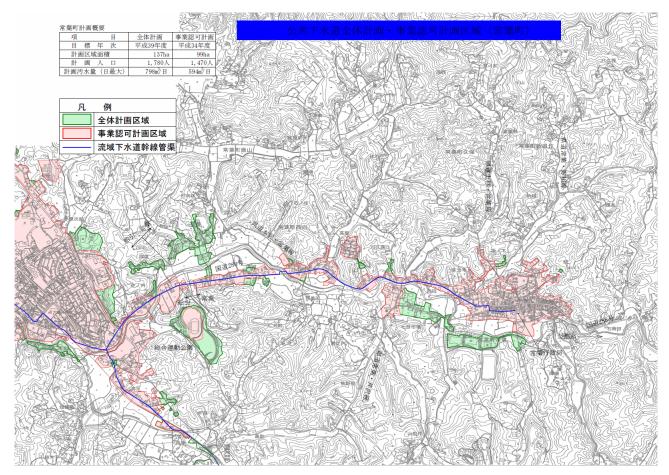


図 3-3 公共下水道全体計画・事業認可計画区域図(常葉町)

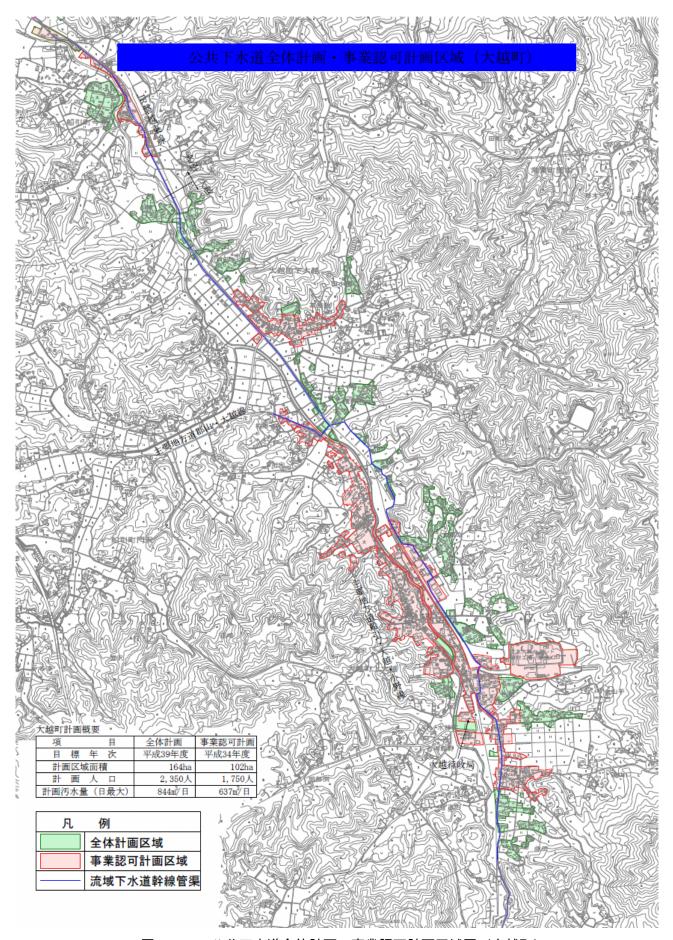


図 3-4 公共下水道全体計画・事業認可計画区域図 (大越町)

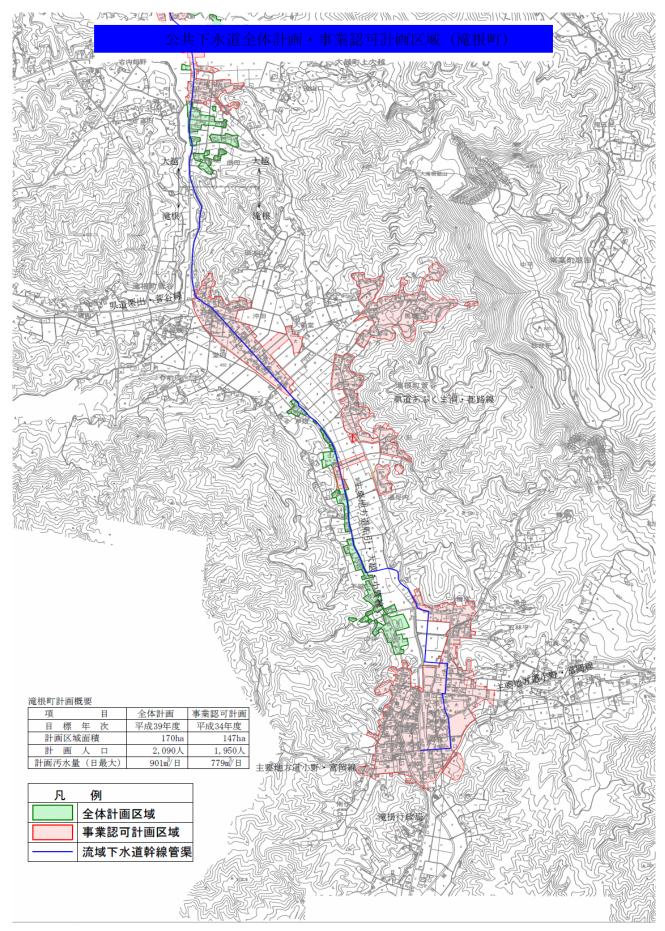


図 3-5 公共下水道全体計画·事業認可計画区域図 (滝根町)

3) 生活排水処理の実績

(1) 生活排水処理形態別人口の実績及び生活排水処理率等

本市における生活排水の排出状況は、表 3-2 、図 3-6 及び図 3-7 に示すとおりです。

令和 4 年度の生活排水処理の形態別普及率は、公共下水道で 27.8%、浄化槽で 60.3% (うち合併処理浄化槽 41.1%) となっています。また、生活排水処理率は 68.9%となっています。

本市の令和 3 年度における生活排水処理率は、全国及び福島県の平均値と比較すると 全国平均 89.3%及び福島県平均 79.6%を下回っている状況となっています。

表 3-2 生活排水処理形態別人口の実績及び生活排水処理率等

項目		単位	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
計画知	計画処理区域内人口		39, 806	39, 305	38, 686	38, 094	37, 460	36, 792	36, 079	35, 427	34, 694	33, 963
7	く洗化・生活雑排水処理人口	人	20, 245	21, 092	21, 345	22, 362	22, 471	22, 692	22, 887	23, 102	23, 228	23, 391
	公共下水道	人	5, 006	5, 529	6, 164	7, 070	7, 464	7, 873	8, 237	8, 539	9, 075	9, 449
	コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水	人	254	266	267	261	257	252	253	253	0	0
	合併処理浄化槽	人	14, 985	15, 297	14, 914	15, 031	14, 750	14, 567	14, 397	14, 310	14, 153	13, 942
	、洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	10, 755	10, 028	9, 534	9, 190	8, 782	8, 270	7, 742	7, 246	6, 737	6, 534
身		人	8, 806	8, 185	7, 807	6, 542	6, 207	5, 830	5, 450	5, 079	4, 729	4, 038
計画処	D理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化	比率	%	77. 9	79. 2	79. 8	82. 8	83. 4	84. 2	84. 9	85. 7	86. 4	88. 1
非水流	先化率	%	22. 1	20. 8	20. 2	17. 2	16. 6	15. 8	15. 1	14. 3	13. 6	11. 9
公共	下水道普及率	%	12. 6	14. 1	15. 9	18. 6	19. 9	21.4	22. 8	24. 1	26. 2	27. 8
農業集	集落排水普及率	%	0. 6	0. 7	0. 7	0. 7	0. 7	0. 7	0. 7	0. 7	0.0	0.0
浄化村	曹普及率	%	64. 7	64. 4	63. 2	63. 6	62. 8	62. 1	61. 4	60.8	60. 2	60. 3
=	うち合併処理浄化槽		37. 6	38. 9	38. 6	39. 5	39. 4	39. 6	39. 9	40. 4	40. 8	41. 1
生活技	非水処理率	%	50. 9	53. 7	55. 2	58. 7	60.0	61.7	63. 4	65. 2	67. 0	68. 9
生活技	非水処理率 (全国)	%	83. 9	84. 7	85. 4	86. 0	86. 6	87. 2	87. 7	88. 3	89. 3	_
生活技	非水処理率 (福島県)	%	70. 0	71.6	71. 9	73. 2	74. 4	73. 3	74. 3	75. 8	79. 6	_

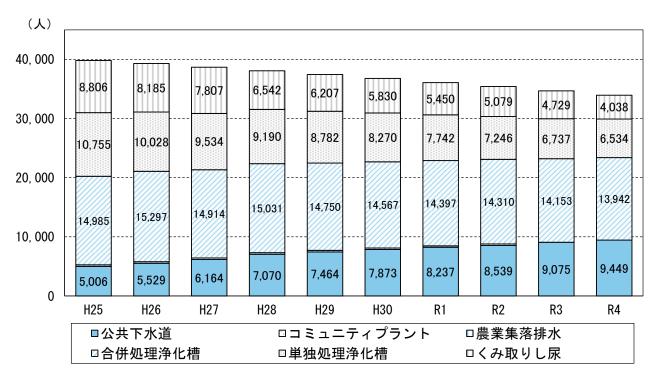


図 3-6 生活排水処理形態別人口の実績

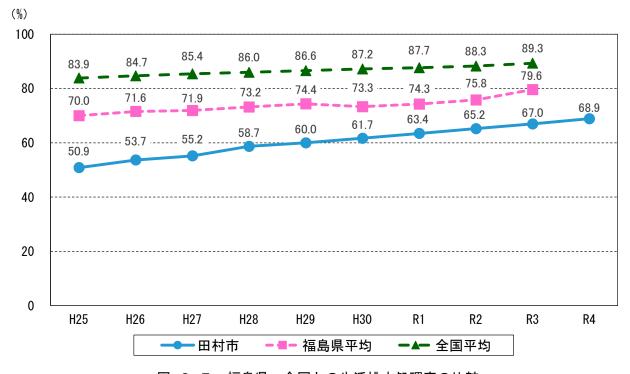


図 3-7 福島県、全国との生活排水処理率の比較

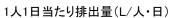
(2) し尿・浄化槽汚泥量の実績

本市におけるし尿・浄化槽汚泥量の実績は、表 3-3 及び図 3-8 に示すとおりです。 令和 4 年度におけるし尿のくみ取り量は、3,023 kL/年、浄化槽汚泥発生量は 8,937 t/年であり、いずれも減少傾向にあります。また、1 人 1 日当たりのし尿・浄化槽汚泥の排出量は 1,34 g/人・日であり、平成 27 年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

項目		単位	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	
	し尿(くみ取り)		人	8, 806	8, 185	7, 807	6, 542	6, 207	5, 830	5, 450	5, 079	4, 729	4, 038
	浄化	;槽	人	25, 740	25, 325	24, 448	24, 221	23, 532	22, 837	22, 139	21, 556	20, 890	20, 476
스		(合併)	人	14, 985	15, 297	14, 914	15, 031	14, 750	14, 567	14, 397	14, 310	14, 153	13, 942
等		(単独)	人	10, 755	10, 028	9, 534	9, 190	8, 782	8, 270	7, 742	7, 246	6, 737	6, 534
	農業	集落排水	人	254	266	267	261	257	252	253	253	0	0
	合計		人	34, 800	33, 776	32, 522	31, 024	29, 996	28, 919	27, 842	26, 888	25, 619	24, 514
汚	し尿(くみ取り)		kL/年	4, 296	4, 246	4, 075	3, 841	3, 879	3, 936	3, 551	3, 290	3, 202	3, 023
泥発	浄化槽汚泥 kL/		kL/年	9, 706	10, 429	11, 406	10, 259	9, 451	9, 851	9, 302	9, 516	9, 282	8, 937
生	農業	集落排水汚泥	kL/年	54	54	72	54	54	36	54	36	0	0
量	合計		kL/年	14, 056	14, 729	15, 553	14, 154	13, 384	13, 823	12, 907	12, 842	12, 484	11, 960
排	し尿	! (くみ取り)	L/人·日	1. 34	1. 42	1. 43	1. 61	1. 71	1. 85	1. 78	1. 77	1. 86	2. 05
出	浄化	;槽汚泥	L/人·日	1.03	1. 13	1. 27	1. 16	1. 10	1. 18	1. 15	1. 21	1. 22	1. 20
原単	農業	集落排水汚泥	L/人・日	0. 58	0. 56	0. 74	0. 57	0. 58	0. 39	0. 58	0. 39	-	-
位	合計	-	L/人・日	1. 11	1. 19	1. 31	1. 25	1. 22	1. 31	1. 27	1. 31	1. 34	1. 34

表 3-3 し尿・浄化槽汚泥量の実績





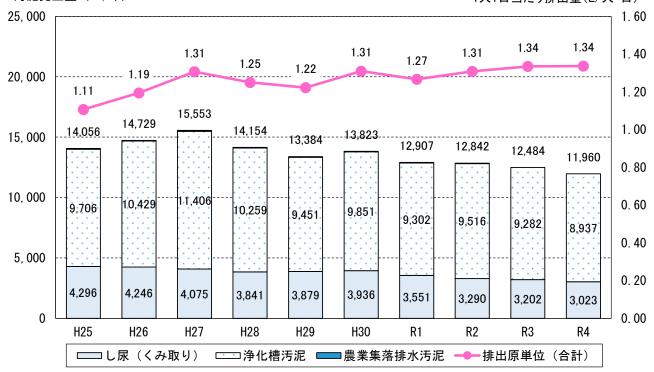


図 3-8 し尿・浄化槽汚泥量

4) 収集·運搬

し尿の収集・運搬・処理については、本市で行っています。令和 5 年 4 月時点の収集・運搬等の状況は、表 3 -4 に示すとおりです。

表 3-4 収集・運搬等の状況(令和5年4月時点)

項目	内 容
実施形態	委託 (一部直営)
収集形態	申込制(一部計画収集)
料 金	従量制
人員	収集運搬:18人(うち直営3人) 合計:18人
車両	2 t (5 台) 4 t (4 台) 5.5 t (1 台) 合計 10 台

5)中間処理

本市のし尿処理施設の概要は、表 3-5に示すとおりです。

表 3-5 し尿処理施設の概要

名 称	たむら水再生センター
所 在 地	福島県田村市船引町春山字赤間田 165
事業主体	田村市
敷地面積	2, 201. 88 ㎡(延べ床面積 838. 39 ㎡)
処理能力	50kL/日(し尿 8kL/日、浄化槽汚泥 42kL/日)
処理方式	前脱水・希釈下水道放流方式
放 流 先	田村市公共下水道

6) 最終処分

本市のし尿・浄化槽汚泥は、たむら水再生センターで処理した後、助燃材としてたむら クリーンセンターで焼却処理しています。

7) 生活排水処理経費

1人当たり生活排水処理経費の推移は、図 3-9及び図 3-10に示すとおりです。 令和3年度における本市の人口1人当たりの生活排水処理経費は3,494円、1kL あたり

の処理経費は9,710円となっています。令和3年度においては、たむら水再生センターの 建設工事費支払いによる費用増があったため、全国及び福島県を上回っていますが、過年 度は全国、福島県を下回っています。



福島県、全国との1人当たりの生活排水処理経費の比較

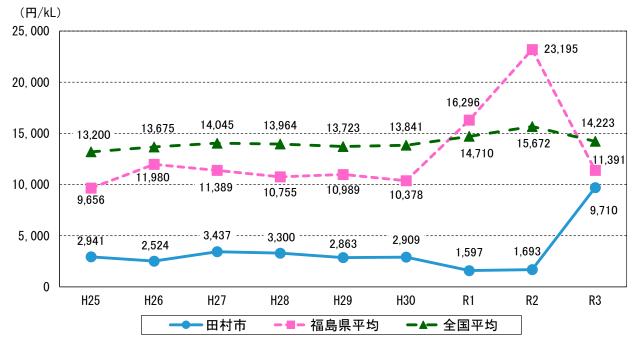


図 3-10 福島県、全国とのし尿 1kL 当たりの生活排水処理経費の比較

8) 中間目標年度における目標の達成状況

中間目標年度(令和 4 年度)における目標値の達成状況を表 3-6 に示します。 令和 4 年度の生活排水処理率は 68.9%であり、中間目標年度の目標値を達成しています。

表 3-6 現行計画における目標値の達成状況

	今和 / 左 库	現行計画の目標			
区分	令和4年度 の実績	中間目標年度 (令和4年度)	計画目標年度 (令和12年度)		
計画処理区域内人口	33, 963 人	32, 509 人	27, 548 人		
水洗化・生活雑排水処理人口	23, 391 人	21, 085 人	20, 290 人		
生活排水処理率	68. 9%	64. 9%	73. 7%		

2. 生活排水処理の課題

各段階における課題を以下にとりまとめました。

1) 生活排水の適正処理の推進

本市の令和 4 年度の生活排水処理の形態別普及率は、公共下水道で 27.8%、浄化槽で 60.3% (うち合併処理浄化槽 41.1%) となっています。また、本市の令和 4 年度の生活排水処理率は 68.9%で、現行計画の中間目標年度 (令和 4 年度) の目標値を達成していますが、令和 3 年度の福島県平均は 79.6%であり 10%近く下回っています。

今後、公共下水道の接続を進めるほか、浄化槽設置補助制度を利用した合併浄化槽設置整備事業を継続していく等、一層生活排水の適正な処理を推進していく必要があります。

2) 収集·運搬

本市のし尿、浄化槽汚泥の収集運搬は、令和5年3月31日の田村広域行政組合解散により、本市が実施することとなったため、効率的な収集運搬体制を確立していく必要があります。

3)中間処理

本市のし尿、浄化槽汚泥は、令和5年3月から稼働したたむら水再生センターにおいて 処理を行うことから、各々の排出量や性状を踏まえ、し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理 及び効率的な運営が行えるよう検討する必要があります。

4) その他

(1)公共下水道

公共下水道は、福島県が平成7年度に策定した「福島県全県域下水道化構想」により 推進され、その後、当該構想は、平成19年度、平成23年度及び平成26年度に見直しが 行われています。

本市においては、公共下水道事業計画に基づき、下水道事業における経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的に、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした下水道事業経営戦略を策定しています。また、令和3年度から、農業集落排水の公共下水道への接続・統合及び公共下水道へのし尿の受入れを行っています。

今後も、公共下水道事業計画に沿った事業を計画的に進めていく必要があります。

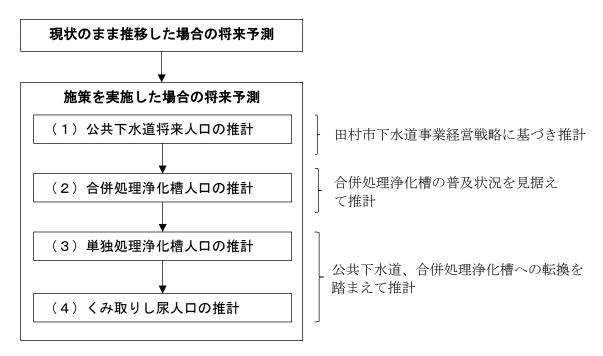
3. 生活排水処理の将来予測

- 1) 処理形態別人口の予測
- (1)計画処理区域内人口の予測 ごみ処理基本計画の将来推計人口と同じく設定します。
- (2) 生活排水処理形態別人口の予測

ア 生活排水処理形態別人口の予測手順

本市は、公共下水道事業計画に基づき、公共下水道を積極的に整備することとしており、加えて浄化槽設置補助制度による合併浄化槽の普及を図ることで水洗化を推進していくこととしています。

令和5年度から令和12年度までの生活排水処理形態別人口については、本市の下水道 事業経営戦略を踏まえ、以下の方法で予測します。



※本市は、コミュニティプラントと農業集落排水施設の整備予定はありません。

図 3-11 生活排水処理形態別人口の予測手順

イ 生活排水処理形態別人口の予測結果

生活排水処理形態別人口の予測結果は、表 3-7に示すとおりです。

計画目標年度である令和 12 年度における水洗化・生活雑排水処理人口は 26,660 人、 生活排水処理率は 74.9%となる見込みです。

表 3-7 生活排水処理形態別人口の予測結果

			予測								
項目			単位	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
1 計画処理区域内人口			人	33, 952	33, 942	33, 931	33, 484	33, 037	32, 590	32, 143	31, 696
	2	水洗化・生活雑排水処理人口	人	24, 460	25, 380	26, 301	27, 041	27, 782	27, 408	27, 034	26, 660
		(1)公共下水道	人	11, 535	11, 394	11, 252	11, 117	10, 983	10, 848	10, 713	10, 578
		(2)コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3)農業集落排水	人	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 合併処理浄化槽	人	14, 087	14, 083	14, 079	13, 895	13, 712	13, 528	13, 345	13, 161
3 水洗化・生活雑排水 (単独処理浄化槽)		水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽)	人	5, 413	5, 480	5, 547	5, 467	5, 385	5, 305	5, 224	5, 143
	浄化槽人口		人	19, 500	19, 563	19, 626	19, 362	19, 097	18, 833	18, 569	18, 304
	4	非水洗化人口	人	2, 918	2, 986	3, 053	3, 006	2, 957	2, 910	2, 861	2, 814
		(1)くみ取りし尿人口	人	2, 918	2, 986	3, 053	3, 006	2, 957	2, 910	2, 861	2, 814
		(2) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口		人	0	0	0	0	0	0	0	0	
水洗化率 (2+3)÷1×100			%	91. 4	91. 2	91.0	91.0	91.0	91. 1	91. 1	91. 1
非水洗化率 4÷1×100			%	8. 6	8. 8	9. 0	9. 0	9. 0	8. 9	8. 9	8. 9
公共下水道普及率 ((1)÷1)×100			%	34. 0	33. 6	33. 2	33. 2	33. 2	33. 3	33. 3	33. 4
農業集落排水普及率 ((3)÷1)×100			%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
浄イ	匕槽 [:]	普及率 ((4)+3)÷1×100	%	57. 4	57. 6	57. 8	57. 8	57. 8	57. 8	57. 8	57. 7
	う	ち合併処理浄化槽 ((4)÷1)×100	%	41.5	41.5	41.5	41. 5	41.5	41. 5	41.5	41.5
生活	生活排水処理率 2÷1×100			75. 5	75. 1	74. 7	74. 7	74. 7	74. 8	74. 8	74. 9

2) し尿・汚泥の計画処理量の予測

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の処理量の予測は、表 3-8に示すとおりです。

本市のし尿及び浄化槽汚泥の1人1日平均排出量(原単位)の実績は、令和4年度においてし尿が2.05L/人・日、浄化槽汚泥が1.20L/人・日となっています。将来推計における原単位は、令和4年度の原単位(実績値)として計画処理量を算定しています。

計画目標年度である令和 12 年度のし尿、浄化槽汚泥の排出量は、10,095kL/年となる見込みです。

表 3-8 し尿・浄化槽汚泥量の実績及び予測結果

1百日		出仕	予測								
	項目		単位	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
	し尿	艮(くみ取り)	人	2, 918	2, 986	3, 053	3, 006	2, 957	2, 910	2, 861	2, 814
	浄化	: 槽汚泥	人	19, 500	19, 563	19, 626	19, 362	19, 097	18, 833	18, 569	18, 304
스		(合併)	人	14, 087	14, 083	14, 079	13, 895	13, 712	13, 528	13, 345	13, 161
等		(単独)	人	5, 413	5, 480	5, 547	5, 467	5, 385	5, 305	5, 224	5, 143
	農業	集落排水	人	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	t	人	22, 417	22, 548	22, 679	22, 367	22, 054	21, 742	21, 430	21, 118
汚	し尿	艮(くみ取り)	kL/年	2, 189	2, 234	2, 284	2, 249	2, 219	2, 177	2, 141	2, 106
泥発	浄化	: 槽汚泥	kL/年	8, 534	8, 538	8, 566	8, 451	8, 358	8, 220	8, 105	7, 989
生量	農業	集落排水	kL/年	0	0	0	0	0	0	0	0
量	合計	ŀ	kL/年	10, 723	10, 772	10, 850	10, 699	10, 577	10, 397	10, 245	10, 095
排	し尿	艮(くみ取り)	L/人・日	2. 05	2. 05	2. 05	2. 05	2. 05	2. 05	2. 05	2. 05
出原単	浄化	: 槽汚泥	L/人・日	1. 20	1. 20	1. 20	1. 20	1. 20	1. 20	1. 20	1. 20
	農業	 集落排水	L/人・日	_	_	_	_	_	_	_	_
位	合討	†	L/人・日	1. 31	1. 31	1. 31	1. 31	1. 31	1. 31	1. 31	1. 31

3) 生活排水の計画処理フロー

計画目標年度(令和 12 年度)における生活排水の処理フローは、図 3-1 2 に示すとおり、現行の体制を維持することとします。

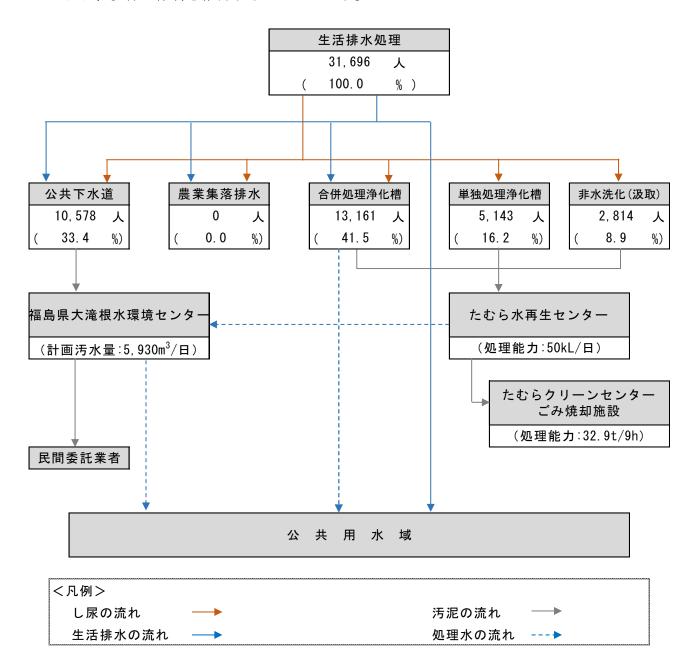


図 3-12 計画目標年度(令和12年度)における生活排水処理フロー

4. 生活排水処理基本計画

1) 生活排水処理の基本理念・基本方針

(1) 基本理念

上位計画「第2次田村市総合計画」の将来像「ワクワクがとまらない 自然とチャレンジがいきるまち 田村市」を踏まえて、生活排水処理の基本理念を以下に示します。

【生活排水処理の基本理念】

みんなでつくる 環境にやさしい 住みたいまち 田村市 ~ 『**もっときれいに!**』の心が育む、快適で環境により優しいまち をめざして~

本市では、環境にやさしい住みたいまちづくりを進めるため、自然環境問題を私たち自身の問題としてとらえ、地域に残る美しい水辺環境を保全していく必要があります。 そのためには、地域に残る美しい水辺を「もっときれいに」の精神のもと、市民・事業者・市が一体となり、協働で生活排水の適正な処理に取り組むことにより、環境への負荷の少ないライフスタイルを構築し、地球にやさしい持続可能かつ住みやすいまちを目指していきます。

(2) 基本方針

基本理念を実現するために、本市が目指すべき基本方針を以下に示します。

- ▶ 市民、事業者、市が連携し、それぞれの役割を明確にし、生活に伴う水の汚れを減らします。
- ▶ 市は生活排水対策の推進を図るため、市民、市民団体などに対し、適宜適切な情報を提供します。
- 下水道整備計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置の推進を図ります。
- 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の適正処理を進めるため、個別の状況を考慮しつつ、合併処理浄化槽への転換の推進を図ります。
- ▶ 下水道整備済区域では、未接続の世帯及び事業所に対し、下水道への接続転換を推進します。

2) 生活排水処理の目標

本市は、生活排水の適正処理のより一層の推進を図るため、表 3-9 のとおり目標値を設定します。

計画目標年度(令和 12 年度)における生活排水処理率は、74.9%以上を目標として掲げるものとします。

表 3-9 生活排水処理の目標値

項目	令和 4 年度 実績	令和 12 年度 目標値	令和4年度比	
計画処理区域内人口	33, 963 人	31,696 人	6.7%減	
水洗化・生活雑排水処理人口	23, 391 人	26, 660 人	14.0%増	
生活排水処理率	68.9%	74. 9%	6.0%増	

3) 生活排水処理に関する取り組み

(1) 計画処理主体

生活排水の計画処理主体は、表 3-10に示すとおり、今後も現状と同様の計画処理 主体を維持します。

Z o l o Zaminom azazan				
区 分	処理対象となる生活排水の種類	処理主体		
公共下水道 (大滝根水環境センター)	し尿及び生活雑排水	福島県		
し尿処理施設 (たむら水再生センター)	し尿及び浄化槽汚泥	市		
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等		
単独処理浄化槽	し尿	個人等		

表 3-10 生活排水の計画処理主体

(2) 生活排水の適正処理の推進

ア 家庭でできる生活排水対策の推進

令和5年9月21日~10月20日までに実施した「ごみ及び生活排水処理に関する市民 アンケート」の調査結果では、身近な水環境について、「きたない」という回答が、約2 割を占めていました。そのうち、「排水」に起因する回答が約5割を占めています。(詳細は「資料編 アンケート調査結果」を参照)

本市の水環境を保全するためには、家庭や事業所から汚れた水を発生させないことが 最も重要です。

本市では、市民一人ひとりが進んで行動できるよう、広報やパンフレット、SNSを活用して家庭でできる生活排水対策をPRするほか、講習会などを実施し、市民の意識向上に努めます。

<家庭でできる生活排水対策の一例>

- ① 調理器具や食器についた汚れは、紙などで拭き取ってから洗う。
- ② 流し台では三角コーナーを使用する。
- ③ 流し台では備え付けのストレーナーを使用する。
- ④ 調理くず等は生ごみ処理機などで堆肥にする。
- ⑤ 調理に使った油は、全部使い切るか、固化剤などで固めて流さないようにする。
- ⑥ 調理に使った油は、再生石けんの原料にする。
- ⑦ 米のとぎ汁は、植木などの肥料として利用する。
- ⑧ 無洗米を使用する。
- ⑨ 洗濯するとき洗剤は、計量カップなどを用いて適量を使う。
- ⑩ 洗剤を購入するときは成分表示(リンなどが含まれていないかなど)をよくみる。
- ① 風呂の残り湯は洗濯に使い、排水を少なくする。
- ② 庭木や草花等への堆肥や農薬は、使いすぎないようにする。
- ③ その他(湖や川にごみを捨てない、浄化槽の点検を励行するなど)

イ 生活排水処理施設への加入促進

本市の生活排水処理率は、令和 4 年度において 68.9%であり、残りの 31.1%の市民については、汚れた水をそのまま自然界に流していることになります。

水環境を保全するためには、家庭からの汚れた水を、公共下水道や合併処理浄化槽といった生活排水処理施設で処理する必要があります。

さらに、公共下水道の整備区域以外の地域については、合併処理浄化槽の普及活動を行う必要がありますが、市で行っている合併処理浄化槽設置の補助金に関して、令和5年10月に実施したアンケート調査結果によると、約7割の市民が内容をよく理解していないという結果でした。(詳細は「資料編 アンケート調査結果」を参照)

そのため、本市では、補助金制度への理解、浄化槽への転換、浄化槽の適正な維持管理を推進するため、広報やパンフレット、SNS、講習会などにより、市民の理解に努めます。

(3) 収集・運搬計画

し尿・汚泥の収集運搬は今後も継続して本市が実施します。

本市では、今後も合併処理浄化槽への転換を促進していきますが、本市の将来人口は減少していくことが予測され、し尿・浄化槽汚泥の排出量も減少することが見込まれています。

今後、本市の人口増減や公共下水道や合併処理浄化槽への転換により、し尿・浄化槽 汚泥の排出量に変動が生じた場合は、適正に収集・運搬が行えるよう、体制の見直しを 適宜行います。また、し尿処理施設の運転負荷軽減のため、し尿・浄化槽汚泥の搬入量 の平準化を図り、計画的なし尿・汚泥の収集・運搬を実施します。

(4) 中間処理計画

し尿・汚泥は、本市が管理するたむら水再生センターにおいて、今後も適正処理を継続していきます。

(5) 最終処分計画

たむら水再生センターにおいて適正処理され排出された脱水汚泥は、今後も助燃材と して、本市が管理するたむらクリーンセンターで焼却処理していきます。

4) 市民、事業者、本市の役割

生活排水の適正な処理に向けて、市民、事業者、本市がそれぞれの役割を理解し、主体的に取り組む必要があります。

表 3-11 市民、事業者、本市の役割

主体	役割
市民 · 事業者	 ● 生活雑排水の排出抑制及び適正排出 ● 公共下水道への接続転換 ● 単独処理浄化槽及びし尿汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換 ● 浄化槽の適正な維持管理の実施 事業活動に伴って発生する排水の適正排出及び適正処理 ● 本市が実施する環境学習への積極的な参加
本市	 ● し尿・汚泥の適正な収集運搬体制の継続 ● し尿・汚泥の適正な中間処理体制、最終処分体制の継続 ● 水環境保全・生活排水に係る普及啓発及び情報発信の実施 ● 公共下水道の整備及び適正な維持管理の実施 ● 公共下水道、合併処理浄化槽への転換の推進

資 料 編

目 次

資料編

4.	アンケートのクロス集計結果	152
3)	回答者数一覧	151
2)	アンケート集計結果	116
1)	無作為抽出によるアンケート回答者の属性	114
3.	ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケートの結果	114
2.	ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケートの内容	100
1.	ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケートの概要	100

1. ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケートの概要

本計画の策定に当たって実施した「ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケート」の概要を下表に示します。

1. 調査目的	市民のごみ処理と生活排水に関する意識を把握するとともに、「一般廃棄物処理基				
	本計画」策定の参考とすることを目的とする。				
2. 調査対象	田村市に住民登録している 18 歳以上の住民から無作為に抽出した 1,500 名				
3. 調査方法	郵送自記質問用約	氏法又は QR コードに	よるオンライン回答		
4. 調査期間	令和5年9月21	日~令和5年10月2	0 日 (締切)		
5. 質問事項	<ごみの処理に関する質問> <生活排水の処理に関する質問>				
	ごみに関する請	皆問題について	・生活排水に関する諸問題について		
	・ごみの減量化に	こついて	・生活排水施策について		
	・地域の美化活動について				
	合計 31 問				
6. 回収状況		発送数	回収集	回答率	
	集計結果	1, 500	628 (うち、オンライン 回答:91)	41.9%	

2. ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケートの内容

「ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケート」の内容を次頁以降に示します。

ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケート

ご協力のお願い

市民の皆さまには、日頃より市政に対するご理解、ご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本市では、平成29年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化や資源の有効利用、生活排水の適正処理に関する様々な施策を実施し、循環型社会*の推進に取り組んでいます。

このアンケートは、本年度実施する「一般廃棄物処理基本計画」の見直しに当たり、 市民の皆さまが本市のごみ収集・処理および生活排水処理についてどのように考えて おられるかをお聞かせいただき、新たな計画に反映させることを目的として実施する ものです。

お忙しいところ、誠にお手数をおかけしますが、本アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

※循環型社会: ごみの発生を抑制し、発生したごみはできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することを徹底して実現される「環境への 負荷ができる限り低減された社会」のことです。

◆アンケートの記入に当たって

- 市内にお住まいの 18 歳以上の方 1,500 名を無作為に選んでいます。
- ご回答は、できるだけ宛名のご本人にお願いします。ご本人が回答できない場合は、ご家族の方が回答していただいても構いません。
- ご回答は、下記の QR コードを読み取りオンライン上でご回答いただくか、アンケート調査票に直接記入し同封の返信用封筒でご返信ください。 (お名前のご記入は必要ありません。)
- アンケートの締め切りは、10月20日(金)(必着)です。
- ご回答内容は、どなたが回答されたか分からないように処理します。また、 調査目的以外に使用することはありません。

【お問い合わせ先】田村市役所 市民部 環境課

電 話: 0247-81-2272 FAX: 0247-81-2522



(回答用QRコード)

問1 はじめに、あなた自身のことについて教えて下さい。 それぞれ当てはまるものを1つ選んで番号を〇で囲んで下さい。

①性別	1. 男性 2. 女性
②年齢	1. 20 歳未満 2. 20~29 歳 3. 30~39 歳 4. 40~49 歳 5. 50~59 歳 6. 60~69 歳 7. 70 歳以上
③世帯人数	1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人 5. 5人以上
④住居形態	 7. 戸建て住宅 2. 集合住宅(アパート、団地) 3. その他()
⑤世帯中のインターネット等の利用状況	パソコン保有台数 台 スマートフォン保有台数 台 インターネットへの接続 有・無 ※スマートフォン除く
⑥お住まいの地区	1. 滝根地区 2. 大越地区 3. 都路地区 4. 常葉地区 5. 船引地区

<ごみの処理に関する質問>

- ・ごみに関する諸問題
- 問2 近年、プラスチックごみ問題*1や食品ロス*2等、様々なごみ問題が社会の課題となっています。ごみの問題についてどの程度関心がありますか。 (どれか1つにO)
 - ※1 プラスチックごみ問題:プラスチックごみを燃やすことで発生する温室効果ガスが 地球温暖化の原因となることや、ポイ捨てされたプラスチックごみが海 に流れ着くことで海洋汚染を引き起こす問題を指します。
 - ※2 食品ロス:本来食べられるのに、売れ残りや消費期限を超えた食品、食べ残しなどで捨てられてしまう食品を指します。
 - 1. 非常に関心がある
 - 2. ある程度関心がある
 - 3. あまり関心がない
 - 4. まったく関心がない
 - 5. どのような問題かよくわからない

- 問3 ごみの減量化やリサイクルが、持続可能な社会づくり*に役立つと思いますか。 (どれか1つにO)
 - ※持続可能な社会づくり:現在の世代の要求を満たしながら、将来の世代が必要とする地球環境や自然を損なわない社会づくりのことを指します。持続可能な社会を目指すために立てられた目標が「SDGs(エスディージーズ、持続可能な開発目標)」です。
 - 1. とても役立つと思う
 - 2. まあまあ役立つと思う
 - 3. あまり役立つと思わない
 - 4. まったく役立つと思わない
 - 5. よくわからない
- 問4 プラスチックごみ問題(使用量削減や分別の徹底など)に関心がありますか。 (どれか1つにO)
 - 1. 非常に関心がある
 - 2. ある程度関心がある
 - 3. あまり関心がない
 - 4. まったく関心がない
- 問5 プラスチックごみ問題の解決に向けて、どのような取組が必要と考えますか。 (当てはまるもの全てにO)
 - 1. マイバックを持参するなど、できる限りレジ袋を受け取らない
 - 2. ルールに従って、ごみを正しく分別する
 - 3. できる限りスプーンなどの食器・ストロー等を受け取らない
 - 4. マイボトルを持参するなど、使い捨ての飲料容器(ペットボトル等)をできる限り使用しない
 - 5. リサイクル材や植物を原料としたプラスチックなどを積極的に選ぶ
 - 6. 容器包装以外のプラスチック類*の分別・収集を実施する
 - 7. その他()
 - ※容器包装プラスチック類:中身(商品)を取り出したり、使い切った後に不用となるプラスチック製の「容器(入れもの)」や「包装(包み、袋)」で、プラスチックマーク (アラブ) のついたものを指します。
 - ※容器包装以外のプラスチック類:上記のプラスチック類以外のプラスチックで、スプーンやおもちゃ等、商品そのものがプラスチックのものを指します。

問ん	食品ロスに関心がありますか。	(どわか1	$\gamma (C)$
	及回口人に因心が切りよりか。		ノにした

- 1. 非常に関心がある
- 2. ある程度関心がある
- 3. あまり関心がない
- 4. まったく関心がない
- 問7 食品ロスを出さないためには、どのような取組が必要と考えますか。(当ては まるもの全てにO)
 - 1. 買い物に行く前に冷蔵庫の中身を確認している
 - 2. ばら売りや小袋サイズなどで必要な分だけ買っている
 - 3. 食べきれる分だけ料理を作っている
 - 4. 残った食材を別の料理に利用している
 - 5. 出された料理を食べきっている
 - 6. 特に取り組んでいない
 - 7. その他(

ごみの減量化について

- 問8 ごみの減量化やリサイクルの方法について、どこから情報を得ていますか。(当 てはまるもの全てにO)
 - 1. 新聞
 - 2. 雑誌
 - 3. テレビ番組
 - 4. 田村市のホームページ
 - 5. インターネットウェブサイト(田村市のホームページを除く)
 - 6. 田村市の SNS
 - 7. 田村市が発行しているパンフレット・チラシ
 - 8. 国や他の市町村が発行しているパンフレット・チラシ
 - 9. 体験学習や講習会
 - 10. 特に何からも情報を得ていない
 - 11. その他(

)

. –	ごみの減量化やリサイクルについて、ご家庭で か。(当てはまるもの全てに〇)	取り組んでいることはあります
2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11.	買い物時にマイバッグを持参している ばら売り・量り売りを利用している 使い捨て容器をできるだけ避け、詰替え商品 商品の過剰包装を断っている 食べ物を残さないように工夫している 生ごみを堆肥化するなど処理をしている 生ごみは十分に水切りをしてから捨てている 不用品はフリーマーケット等に出品するなど 衣類をぞうきんにするなど、不用品の再生処 リサイクル商品を優先して買っている ごみや資源の分別を徹底している 古紙やびん、缶等の資源物を PTA や子ども 特に何もしていない	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
14.	. その他(
1. 2.	問9で「13. 特に何もしていない」とお答由を下記から選択してください。(どれか17 関心がないから ごみの減量化・リサイクルの方法がわからな 手間がかかるから)(O3ICO)
4.	その他(
問11	家庭のごみの減量化を目的に田村市が生ごみ場合、使用したいとお考えですか。(どれか※生ごみ処理機:家庭から出た生ごみ等を乾燥ま堆肥化させる機器です。	1つに0)
2. 3.	使用したい 使用するつもりはない すでにコンポスト容器等を使用している その他(

問12	容器包装プラスチック類は現在「資源ごみ」として分別収集していますが、 あなたのお宅ではどのように分別していますか。(どれか1つに〇)
2.	資源ごみ(プラスチックごみ)として出している 燃やせるごみとして出している その他()
問13	問12で「2. 燃やせるごみとして出している」または「3. その他」とお答えの方にお伺いします。その理由を下記から選択してください。(どれか1つにO)
2.	分別に手間がかかるから 細かい分別区分がわからないから その他()
問14	新聞、雑誌、段ボール、紙パックは現在「資源ごみ」として分別収集していますが、あなたのお宅ではどのように分別していますか。
2. 3. 4.	資源ごみ(新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック)として出している 燃やせるごみとして出している スーパーマーケットなどの店頭回収に出している PTA や子ども会等の集団回収に出している その他(
問15	問14で「2. 燃やせるごみとして出している」または「5. その他」とお答えの方にお伺いします。その理由を下記から選択してください。(どれか1つにO)
2.	分別に手間がかかるから 細かい分別区分がわからないから その他()

	のご負担をいただいておりますが、現在の料金についてどのように感じていますか。(どれか1つにO)
1.	高いと思う
2.	ちょうどいい
3.	安いと思う

)

問16 指定ごみ袋の料金は、ごみ処理手数料として、ごみを出す量に応じて応分

問17 指定ごみ袋の種類についてどのように感じていますか。

- 1. 多い
- 2. 少ない

4. その他(

- 3. ちょうどいい
- 問18 リサイクルを推進するためにはごみの分別種類を増やすことも効果的ですが、現在よりも指定ごみ袋の種類が増えた場合、対応することは可能ですか。 (どれか一つにO)
 - 1. 1種類であれば可能
 - 2. 2種類でも可能
 - 3. 3種類以上でも可能
 - 4. 対応できない
 - 5. その他()

問19 現在のごみの収集回数についてどのように感じていますか。 それぞれ当てはまるものを1つ選んで番号を〇で囲んで下さい。

種類	収集回数	多い	少ない	ちょうどよ い
燃やせるごみ	週2回	1	2	3
容器包装プラスチック類	週1回	1	2	3
燃やせないごみ	月1回	1	2	3
缶	月1回	1	2	3
びん	月1回	1	2	3
ペットボトル	月1回	1	2	3
紙類	月1回	1	2	3
危険ごみ	月1回	1	2	3
その他ごみの収集について ご意見がございましたら右の欄に ご記入ください				

- 問20 現在粗大ごみはごみ処理施設に直接持ち込むこととしていますが、ご自宅 前や収集所までの回収を実施した場合利用したいと思いますか。
 - 1. 現在の料金より高くても利用したい
 - 2. 現在と同じ料金であれば利用したい
 - 3. 利用しない

問21 今年度から小型家電の拠点回収*を実施していますが、それ以外の品目で拠点回収を実施した場合、利用したいと思いますか。

(利用したいと思う品目全てに〇)

※拠点回収:公共施設などに回収ボックスを設置し、資源ごみなどを回収する方法。 設置してある場所まで持ち込む手間はかかりますが、収集日によらずに ごみを出すことが可能です。

> 今年度からノートパソコンやスマートフォンなどについて、市役所本庁 舎及び各行政局に回収ボックスを設置しています。

> なお、臭いや衛生面、安全性の問題から拠点回収ができない品目もあります。(もやせるごみやスプレー缶など)

種類	利用したい品目に〇
容器包装プラスチック類	
ペットボトル	
缶	
びん	
紙類	
電池類	
蛍光管	
古着等	
その他ご意見がございましたら 右の欄にご記入ください	

・地域の美化活動について

- 問22 あなたは地域の美化活動などに参加されたことがありますか。(当てはまるもの全てにO)
 - 1. ご近所同士での側溝などの清掃
 - 2. 自治会などの地域ぐるみで行う美化活動
 - 3. 自主的なボランティアグループでの美化活動
 - 4. 子ども会、婦人会などでの清掃活動
 - 5. 市が主催する環境美化活動
 - 6. 参加したことはない
 - 7.その他(

)

•	ごみな	ル理へ	の意見
•	ししひかり	, or + /	いいぶん

問23	田村市のごみ収集 、 ください。	処理の今後のあり方について、	率直なご意見をお聞かせ

<生活排水の処理に関する質問>

- ・生活排水に関する諸問題
- 問24 身近な河川や水路について、どのように感じていますか。(どれか1つに〇)
 - 1. きれい
 - 2. きたない
 - 3. どちらともいえない
 - 4. その他(

問25 問24で「2. きたない」とお答えの方にお伺いします。きたない原因は何 だと思いますか。(当てはまるもの全てにO)

- 1. 家庭からの生活排水
- 2. 工場などからの排水
- 3. 飲食店などからの排水
- 4. 空き缶やごみの投げ捨て
- 5. 農薬や飼料の流出、畜産業からの排水
- 6. 周辺からの土砂の流入
- 7. その他(

・生活排水施策について

問26 家庭から汚れた水を流さない対策としてどのようなことをされていますか。 (当てはまるもの全てにO)

)

- 1. 調理器具や食器についた汚れは、紙などで拭き取ってから洗っている
- 2. 流し台では三角コーナーを使用している
- 3. 流し台で備え付けのストレーナー(排水口ごみ受け)を使用している
- 4. 調理くず等は生ごみ処理機などで堆肥にしている
- 5. 調理に使った油は、全部使い切るか、固化剤などで固めて流さないようにしている
- 6. 調理に使った油は、再生石けんの原料にしている
- 7. 調理に使った油は、廃食油として市の回収ボックスに出している
- 8. 米のとぎ汁は、植木などの肥料として利用している
- 9. 無洗米を使用している
- 10. 洗濯するとき洗剤は、計量カップなどを用いて適量を使用している
- 11. 洗剤を購入するときは、表示成分(リン等が含まれていないかなど)をよく見て買っている
- 12. 風呂の残り湯は洗濯に使用し、排水を少なくしている
- 13. 庭木や草花等への肥料や農薬は、使いすぎないようにしている
- 14. 特に何もしていない
- 15. その他(

問27	あなたのご家庭では、	生活排水をどのように処理されていますか。	(どれか
	1つに0)		

- 1. 下水道に接続している
- 2. 合併処理浄化槽で、し尿と台所などの排水の両方を処理している
- 3. 単独処理浄化槽で、し尿のみを処理し、台所などの排水は水路などに流している
- 4. し尿は汲み取りし、台所などの排水は水路などに流している
- 5. わからない
- 6. その他()
- 問28 問27で「2. 合併処理浄化槽」または「3. 単独処理浄化槽」とお答えの 方にお伺いします。浄化槽の設置者は適切な維持管理を行うことが法律で義 務付けられていますが、あなたのご家庭では浄化槽をどのように管理されて いますか。(当てはまるもの全てに〇)
 - 1. 年1回、指定検査機関が実施する法定検査を受けている
 - 2. 年1回以上、清掃業者へ清掃を依頼している
 - 3. 定期的に、保守点検業者へ保守点検を依頼している
 - 4. 維持管理が必要と知っていたが、何もしていない
 - 5. 維持管理が必要と知らなかったので、何もしていない
 - 6. その他(
- 問29 問27で「3. 単独処理浄化槽」または「4. し尿は汲み取り」とお答えの 方にお伺いします。合併浄化槽への転換をしない理由をお聞かせください。(ど れか1つに〇)
 - 1. 費用がかかるため
 - 2. 現状で問題がないため
 - 3. その他()
- 問30 合併処理浄化槽設置のための補助金制度があることについてご存知ですか。 (どれか1つにO)
 - 1. よく知っている
 - 2. 聞いたことはあるが、内容はよくわからない
 - 3. 知らない

・生活排水処理への意見

問31 田村市の水環境、生活排水処理の今後のあり方について、率直なご意見をお聞かせください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

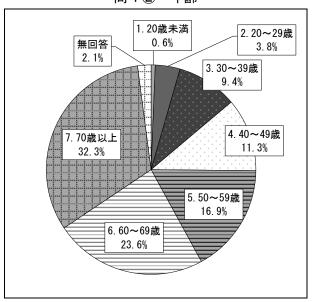
3. ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケートの結果

- 1) 無作為抽出によるアンケート回答者の属性
- はじめに、あなた自身のことについて教えて下さい。 問 1 それぞれ当てはまるものを1つ選んで番号を〇で囲んで下さい。

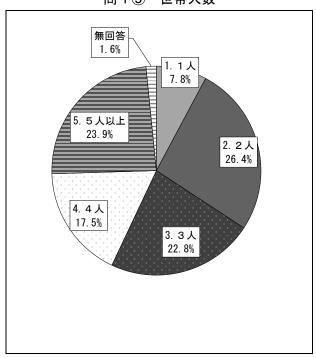
問 1 ① 性別

18.5% 1. 男性 34. 7% 2. 女性 46.8%

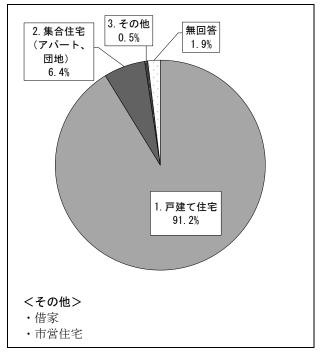
問12 年齢



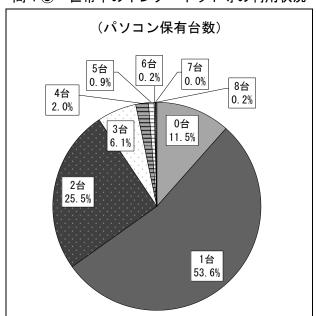
問1③ 世帯人数



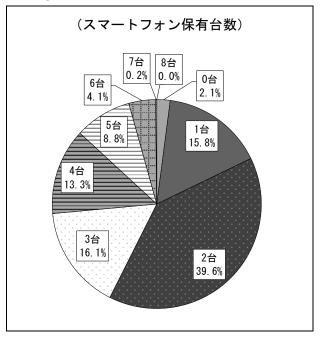
問1④ 住居形態



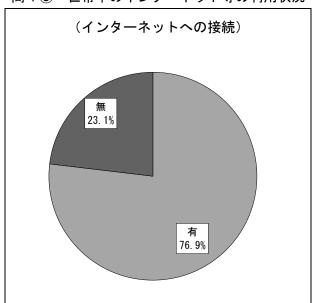
問1⑤ 世帯中のインターネット等の利用状況



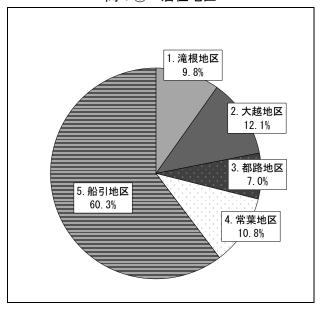
問1⑤ 世帯中のインターネット等の利用状況



問1⑤ 世帯中のインターネット等の利用状況



問1⑥ 居住地区

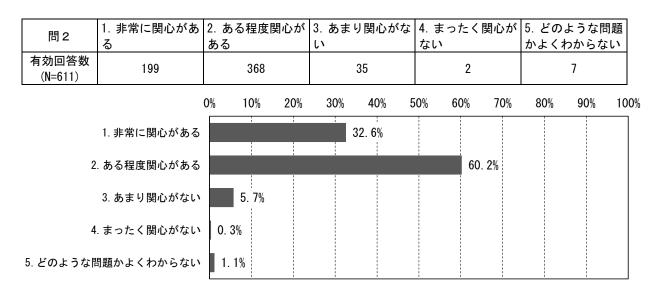


2) アンケート集計結果

くごみの処理に関する質問>

・ごみに関する諸問題

問2 近年、プラスチックごみ問題や食品ロス等、様々なごみ問題が社会の課題となっています。 ごみの問題についてどの程度関心がありますか。(どれか1つに〇)

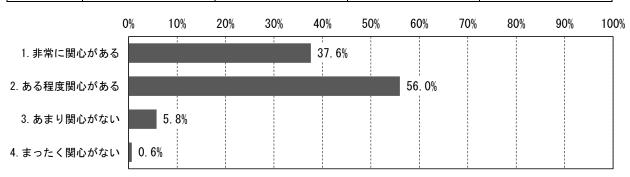


問3 ごみの減量化やリサイクルが、持続可能な社会づくりに役立つと思いますか。(どれか1つ にO)

問3	1. とても役: 思う	立つと	2. まあ と思う			あまり役∑ つない	さつと	4. まった と思わな!		5. よく	わからな	よい
有効回答数 (N=625)	365			221		18		7			14	
		0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
1. とても	も役立つと思う							58. 4	%			
2. まあまま	あ役立つと思う					35. 4%						
3. あまり役式	立つと思わない	2	. 9%									
4. まったく役立	なつと思わない	1.	1%									
5. J	よくわからない	2.	2%									

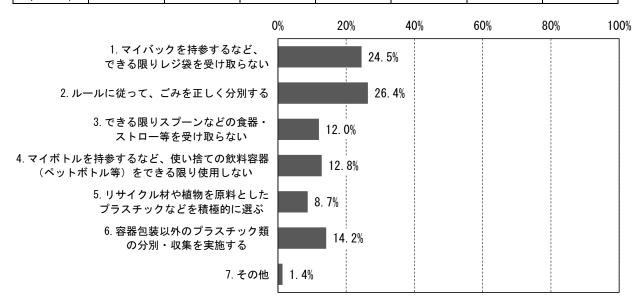
問4 プラスチックごみ問題(使用量削減や分別の徹底など)に関心がありますか。(どれか1つ にO)

問 4	1. 非常に関心がある	2. ある程度関心がある	3. あまり関心がない	4. まったく関心がない
有効回答数 (N=625)	235	350	36	4



問5 プラスチックごみ問題の解決に向けて、どのような取組が必要と考えますか。(当てはまるもの全てにO)

	1. マイバッ	2. ルールに	3. できる限	4. マイボト	5. リサイク	6. 容器包装	7. その他
	クを持参す	従って、ごみ	りスプーン	ルを持参す	ル材や植物	以外のプラ	
	るなど、でき	を正しく分	などの食器・	るなど、使い	を原料とし	スチック類	
問 5	る限りレジ	別する	ストロー等	捨ての飲料	たプラスチ	の分別・収集	
[n] S	袋を受け取		を受け取ら	容器(ペット	ックなどを	を実施する	
	らない		ない	ボトル等) を	積極的に選		
				できる限り	ぶ		
				使用しない			
有効回答数 (N=1971)	483	520	237	253	172	279	27

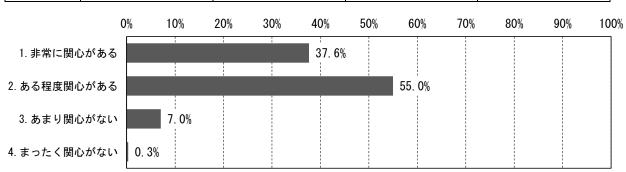


くその他回答>

- ・生産過程での努力が大きいので、生産事業者にはたらきかけをすべき
- ・容器包装自体を最小限にする、過剰な包装を控える
- ・リサイクル技術を向上させ、プラスチックの100%リサイクルをめざす
- ・燃料として有効活用する
- ・プラスチックの代替となるもの(アルミ缶、木製や紙製等)を使用する
- ・ムダなものを買わない、秤り売りを利用する
- ポイ捨てをしない
- ・リサイクル品等の回収に協力した人にポイント等を付与する
- ・家庭内で気がついたことを実行する 等

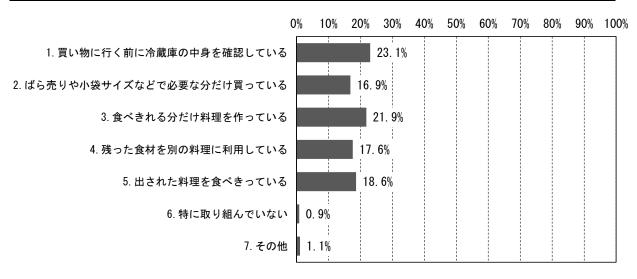
問6 食品ロスに関心がありますか。(どれか1つにO)

問6	1. 非常に関心がある	2. ある程度関心がある	3. あまり関心がない	4. まったく関心がない
有効回答数 (N=611)	230	336	43	2



問7 食品ロスを出さないためには、どのような取組が必要と考えますか。(当てはまるもの全てにO)

問 7	行く前に冷 蔵庫の中身	や小袋サイ	る分だけ料 理を作って	材を別の料	5. 出された 料理を食べ きっている	組んでいな	
有効回答数 (N=1647)	380	278	360	290	307	14	18

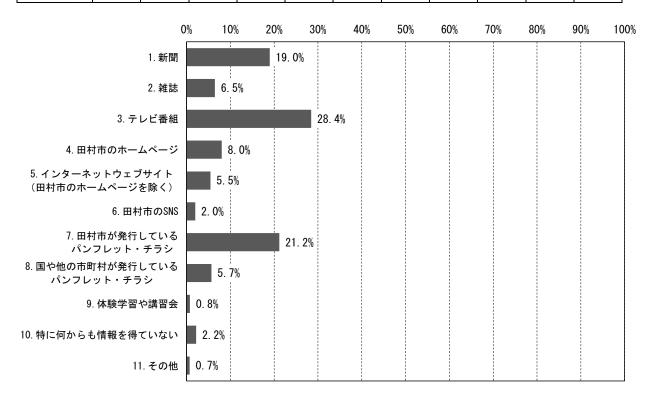


- ・必要な物だけメモして買いに行く
- ・一週間に一回の買い出し等、買い物に行く回数を減らず
- ・調理時に野菜の皮等を過剰除去しないよう気をつける
- ・冷凍して使う様にしている
- ・買った食品は必ず食べきる。それでも食べきれない場合はお裾分けする
- ・贈答用等で手をつけない物を提供(寄付)出来る所を設置する
- ・農地があるので、残飯は肥料にしている
- ・賞味期限の近い物等を積極的に買って利用している
- ・小売店側が賞味期限・消費期限がせまっているものを安く売るなど
- ・外食時に、食べきれる量だけ注文する 等

ごみの減量化について

問8 ごみの減量化やリサイクルの方法について、どこから情報を得ていますか。(当てはまるもの全てにO)

	1. 新聞	2. 雑誌	3. テレ	4. 田村	5. イン	6. 田村	7. 田村	8. 国や	9. 体験	10. 特に	11. その
			ビ番組	市のホ	ターネ	市の	市が発	他の市	学習や	何から	他
				ームペ	ットウ	SNS	行して	町村が	講習会	も情報	
				ージ	ェブサ		いるパ	発行し		を得て	
問8					イト		ンフレ	ている		いない	
[F] O					(田村		ット・	パンフ			
					市のホ		チラシ	レッ			
					ームペ			ト・チ			
					ージを			ラシ			
					除く)						
有効回答数 (N=1406)	267	91	400	113	77	28	298	80	11	31	10

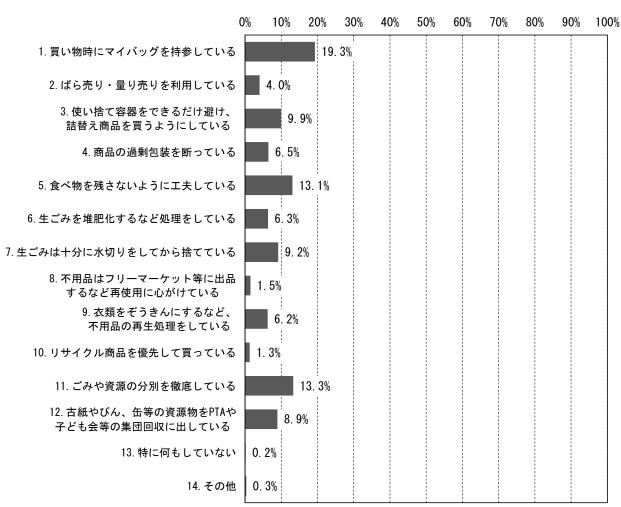


くその他回答>

- ・ごみのカレンダー
- ・周囲の人(会社、家族)
- ラジオ番組
- · SNS 等

問9 ごみの減量化やリサイクルについて、ご家庭で取り組んでいることはありますか。(当てはまるもの全てにO)

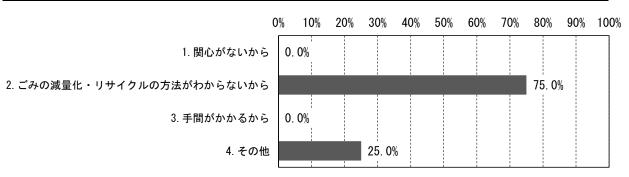
問 9	1 を持参している. 買い物時にマイバッグ	2. 用している。 ばら売りを利	3. だけ避け、詰替え商品を使い捨て容器をできる	4 ている. 商品の過剰包装を断っ	5 に工夫している 食べ物を残さないよう	6 ど処理をしている. 生ごみを堆肥化するな	7 をしてから捨てている. 生ごみは十分に水切り	8.ット等に出品するなど不用品はフリーマーケ	9. など、不用品の再生処理9. など、不用品の再生処理	10. リサイクル商品を優先	11 底している ごみや資源の分別を徹	12. 物をPTA や子ども会等の. 古紙やびん、缶等の資源	13. 特に何もしていない	14. その他
有効回答数 (N=2939)	567	118	292	190	384	186	269	44	183	38	391	262	5	10



- ・古紙やびんなどは市の資源ごみの日に出している
- ・スーパーのリサイクル回収に出している
- ・古紙や新聞、牛乳パック、段ボールなどは回収業者に持って行ってもらっている
- ・リサイクル店で家具調度品を揃えている 等

問10 問9で「13. 特に何もしていない」とお答えの方にお伺いします。その理由を下記から選択してください。(どれか1つにO)

問10	1. 関心がないから	2. ごみの減量化・リサイクルの方法がわからないから	3. 手間がかかるから	4. その他
有効回答数 (N=4)	0	3	0	1

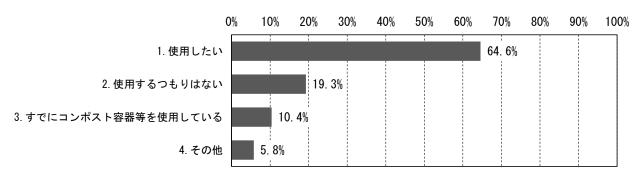


<その他の回答>

・市が力を入れていると感じられないから

問 1 1 家庭のごみの減量化を目的に田村市が生ごみ処理機等に補助制度を設けた場合、使用したいとお考えですか。(どれか 1 つに〇)

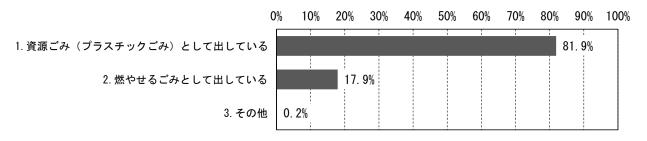
問11	1. 使用したい	2. 使用するつもりはな い	3. すでにコンポスト容 器等を使用している	4. その他
有効回答数 (N=607)	392	117	63	35



- ・自分の畑にまいて、雑草や生ごみで堆肥を作っている
- ・使用したいが、補助制度の内容による
- ・処理機の大きさや種類による
- ・アパートなので置く場所がない
- ・ 堆肥化しても利用先がない 等

問12 容器包装プラスチック類は現在「資源ごみ」として分別収集していますが、あなたのお 宅ではどのように分別していますか。(どれか1つにO)

問12	1. 資源ごみ (プラスチックごみ) として出している	2. 燃やせるごみとして出している	3. その他
有効回答数 (N=613)	502	110	1

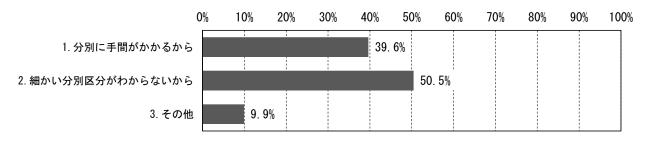


くその他の回答>

物による

問13 問12で「2. 燃やせるごみとして出している」または「3. その他」とお答えの方にお伺いします。その理由を下記から選択してください。(どれか1つに〇)

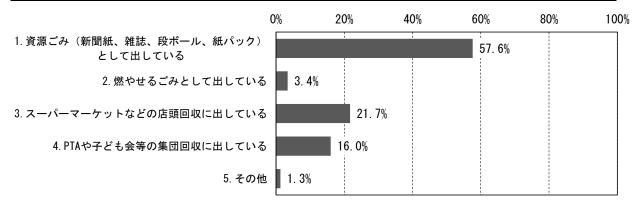
問 1 3 1. 分別に手間がかかるから		2. 細かい分別区分がわからない から	3. その他
有効回答数 (N=111)	44	56	11



- 汚れているから
- ・田村市ではもやせるごみで出して良いと聞いているから
- ・せっかく分別しても、処理時にもやせるごみと一緒になると聞いたから
- ・焼却場で火力が足りなくて、灯油などの補助燃料として使うと聞いたから
- 燃やす方がいいと思うから
- ・仕事で帰る時間が遅いので、分別する時間が取れない
- ごみ袋が有料だから
- ・家庭で発生するプラスチック類の量が少ないから
- ・勘違いして出していた 等

問14 新聞、雑誌、段ボール、紙パックは現在「資源ごみ」として分別収集していますが、あなたのお宅ではどのように分別していますか。

問14		して出している		4. PTA や子ども会 等の集団回収に出 している	
有効回答数 (N=793)	457	27	172	127	10

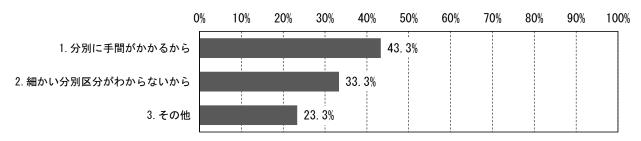


<その他の回答>

- ・月1で回収にくる業者に出している(梱包する必要がないため)
- ・新聞やチラシはもやせるごみに捨てるときがある 等

問15 問14で「2. 燃やせるごみとして出している」または「5. その他」とお答えの方にお 伺いします。その理由を下記から選択してください。(どれか1つにO)

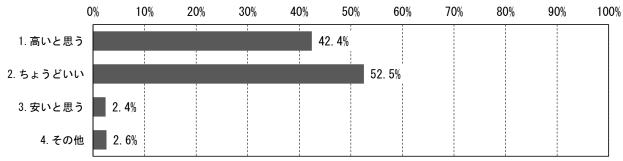
問15	1. 分別に手間がかかるから	2. 細かい分別区分がわからない から	3. その他	
有効回答数 (N=30)	13	10	7	



- ごみ回収の日まで家にためておくのが煩わしく感じてしまう
- ・分別して回収業社に出している
- ・集積所ではなく、清掃センターに直接搬入している 等

問16 指定ごみ袋の料金は、ごみ処理手数料として、ごみを出す量に応じて応分のご負担をいただいておりますが、現在の料金についてどのように感じていますか。(どれか1つにO)

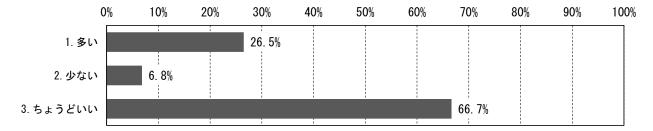
問16 1	1. 高いと思う	2. ちょうどいい	3. 安いと思う	4. その他
有効回答数 (N=615)	261	323	15	16



- ・もう少し安ければいいが、納得はしている
- ・高いと思うが、処理手数料がかかるのは仕方ないと思っている
- ・焼却、運搬などの経費が十分にあるならば良いが、非正規雇用や外注で経費を削減しているならば、 値上げもやむなしだと思う、持続可能な施設、業態であって欲しい
- ・資源ごみ(プラスチック、ペットボトル等)の袋は無料にしてほしい
- ・リサイクル(資源ごみ)以外のごみ袋の料金を2倍以上にする
- ・ごみの種類によって値段を変えてもいいと思う
- ・家族が買うため、自分ではよく分からない 等

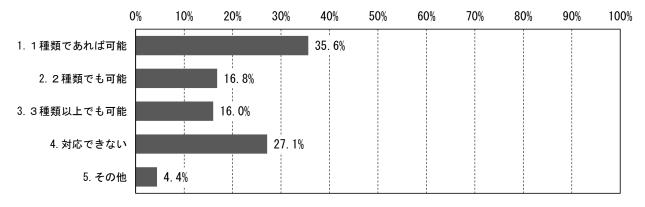
問17 指定ごみ袋の種類についてどのように感じていますか。

問17	1. 多い	2. 少ない	3. ちょうどいい
有効回答数 (N=615)	163	42	410



問18 リサイクルを推進するためにはごみの分別種類を増やすことも効果的ですが、現在より も指定ごみ袋の種類が増えた場合、対応することは可能ですか。(どれか一つに〇)

問18	1. 1種類であれば 可能	2. 2種類でも可能	3.3種類以上でも 可能	4. 対応できない	5. その他
有効回答数 (N=612)	218	103	98	166	27



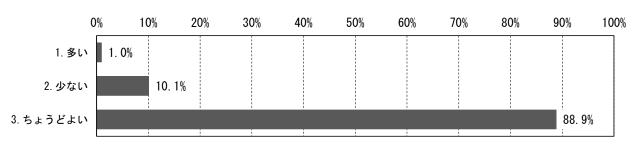
くその他の回答>

- 複雑になるのであれば難しい
- 種類が多すぎるとわからなくなってしまう
- ・ごみ袋の種類が増えた分、料金が高くなるのであれば困る
- ・現在は容器包装プラスチックとペットボトルが同じ袋ですが、びん類とかん類も同じにする等、ご み袋を共通化できるといいと思う
- 対応できなくはないがめんどうだ
- ・対応は可能だが、他市町と比べると多いと思う
- ・分別を増やすことは可能だが、スチール缶や茶色のビン等は出る量が少なく、数本のために袋を使用するのがもったいないので、コンテナ等で回収してほしい
- ・分別が分かりやすくなるなら可能
- ・袋の在庫が増えるので、種類を少なくして、出す曜日等で区別する方が良い
- ・指定袋を増やさずに、施設に持込める受付時間を増やす等、気軽に持込める体制があるといい
- ・その分、袋の大きさも種類があるといいと思う
- ・分別する種類をどう増やすのかが分からないので回答できない
- ・対応する事での市のメリットを数値化して説明してほしい
- やってみないとわからない 等

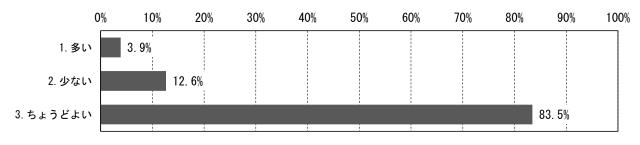
問19 現在のごみの収集回数についてどのように感じていますか。それぞれ当てはまるものを 1つ選んで番号を〇で囲んで下さい。選択肢

問19	1. 多い	2. 少ない	3. ちょうどいい
① 燃やせるごみ:週2回 有効回答数(N=603)	6	61	536
② 容器包装プラスチック類:週1回 有効回答数(N=593)	23	75	495
③燃やせないごみ:月1回 有効回答数(N=593)	11	156	426
④ 缶:月1回 有効回答数 (N=595)	11	204	380
⑤ びん:月1回 有効回答数(N=590)	14	124	452
⑥ ペットボトル:月1回 有効回答数(N=588)	9	227	352
⑦ 紙類:月1回 有効回答数(N=584)	7	99	478
⑧ 危険ごみ:月1回 有効回答数(N=590)	18	76	496
⑨ その他ごみの収集についてご意見がございましたら右の欄にご記入ください		(自由回答)	

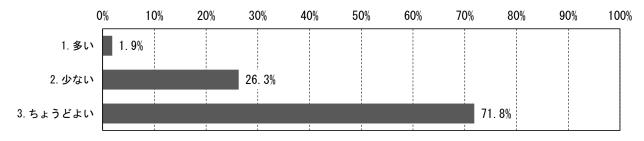
① 燃やせるごみ:週2回



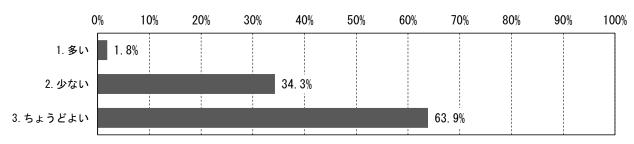
② 容器包装プラスチック類:週1回



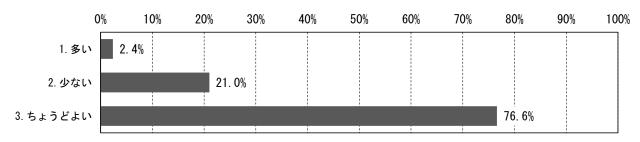
③燃やせないごみ:月1回



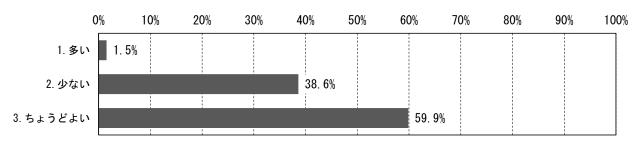
④ 缶:月1回



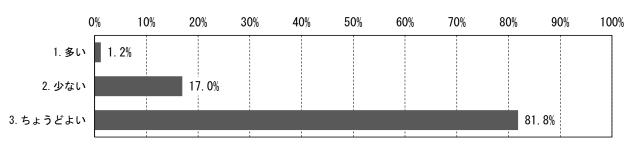
⑤ びん:月1回



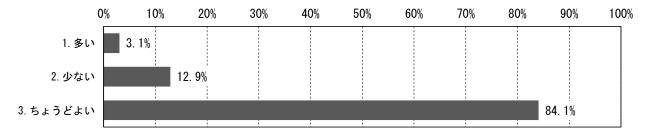
⑥ ペットボトル:月1回



⑦ 紙類:月1回



⑧ 危険ごみ:月1回

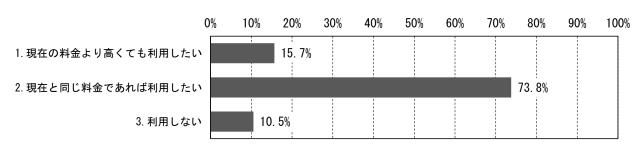


くその他の回答>

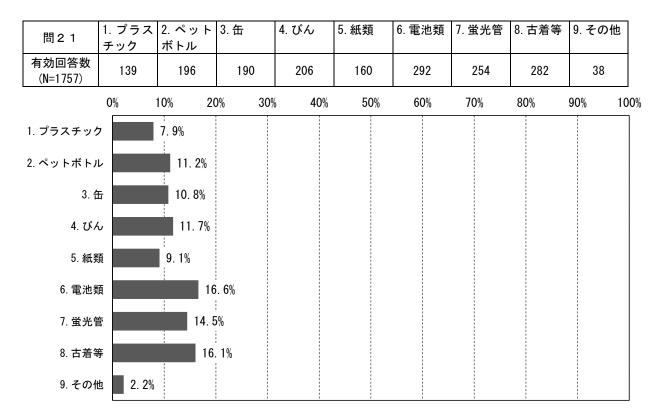
- ・月1回の収集だと忘れてしまう
- ・月1回の収集は、1度間に合わないと2か月に1回になってしまい、家に置いておくのが大変
- ・夏場等は、かん類、びん類、ペットボトルがよく出るのでせめて、2週に1回ぐらいにしてほしい
- ・生ごみをもやせるごみに出しているが、夏場は週2回でも少ないと思われる
- ・ごみ処理場に直接持込みをしているので収集回数を気にしたことはない
- ・びんの回収が色別に分かれているのが不便、びん類は1種類にしてほしい
- ・びんの区別けが難しい。気を付けて色分けしても、回収してもらえない時がある。びんの分別方法を もっとわかりやすくしてほしい。
- ・びんが2本しかないのに、ごみ袋1枚を使って捨てるときもあり、ごみ袋がもったいない
- 燃やせるごみ袋が破れやすくなった
- ・指定袋の素材が変わったのか、破けやすくなった気がする
- ・ごみ袋のサイズを増やして欲しい、特にびん、かん、危険ごみはもっと小さい袋が欲しい
- ・指定の袋にごみを入れていないのに、収集車が回収している、収集業者の管理も必要
- ・ペットボトル、缶の収集場所を増やしてほしい
- ・あまり家庭から出ない危険ごみ等は、集積所にコンテナ等があればこまめに出せるので助かる
- ・集積所にコンテナ等を置いて回収できれば、袋の分のプラスチックごみが減らせそう
- ・組町内会から抜けても利用できる収集所を設けてほしい
- ・ごみ袋の記名制は、個人情報保護の流れに反しているので止めてほしい
- ・分類しているのに名前を書かなければいけないのか分からない、無記名制の地域もある
- ・年間の収集カレンダーが見づらいので工夫が必要だと思う
- ・ごみの例を具体的にあげてごみの出し方、処分の仕方を示してほしい。
- 燃やせないごみの分別が分かりにくい
- ・粗大ごみの持ち込み時間の都合があわない
- ごみを分別しないで出す人がまだまだいる
- ・若い人達も忙しい中でもきちんと分別して出してほしいと思う
- ・田村市は他市と比べて袋代がかかり、分別の種類も多い、せめて袋代が安くなれば不法投棄や野焼きをする人がなくなるのではないかと思う
- ・高齢者が増えてきているので、戸別収集やボランティア支援なども検討してほしい
- ・スタンプラリーのような方法で、ごみを持ち込んだ方へ田村市の特産物、市内で使える商品券など の特典をあげる等、公的機関だからこそできることがあるのではないでしょうか
- ・資源ごみ(段ボール、新聞紙)等は、集積所毎の積載量で組費等に還元してはどうか
- ・家の中で不要になった食器類等を壊さず、収集してもらえる方法がほしい、または移動住居者や災害にあわれた時に提供できるストック施設があれば持ち込みたい 等

問20 現在粗大ごみはごみ処理施設に直接持ち込むこととしていますが、ご自宅前や収集所までの回収を実施した場合利用したいと思いますか。

問20	1. 現在の料金より高くても利用したい	2. 現在と同じ料金であれば利用したい	3. 利用しない
有効回答 (N=599)	94	442	63



問21 今年度から小型家電の拠点回収を実施していますが、それ以外の品目で拠点回収を実施 した場合、利用したいと思いますか。(利用したいと思う品目全てに〇)

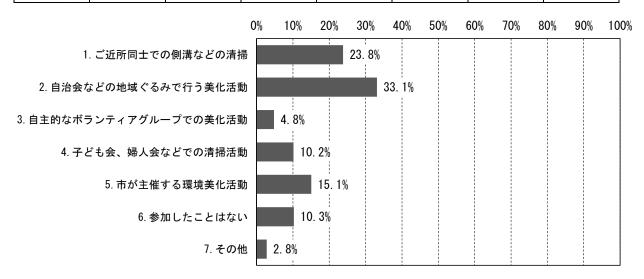


- ・布団、座布団、家具など
- ・飲料以外のアルミ・スチール缶、鉄くず
- 食器類
- ・農業廃ビニール類
- ・テレビ、ガラス、タイヤ
- ・小型家電も持ち込みたいが、データの消却ができない
- ・紙類の場合印刷物がほとんどなので、個人情報が気になる
- ・各家庭にスプレー缶の穴明け道具を配って欲しい
- ・使用済みランドセルを回収して、海外等へ寄附してはどうか
- 物々交換できるコーナーがあると良いかも
- ・回収ボックスは指定袋が不要なら、利用したい
- ・設置場所がもっといきやすい場所が多くなるといい
- ・拠点回収を実施する場合、情報などを放送などでも発信してほしい
- ・今年度から小型家電の拠点回収実施していることを知らなかった
- ・月1の「たむら」も見づらい、わかりにくい
- 今のままで良い
- ・特に利用しない 等

・地域の美化活動について

問22 あなたは地域の美化活動などに参加されたことがありますか。(当てはまるもの全てにO)

問22	士での側溝	2. 自治会などの地域である。 そので行う 美化活動	ボランティ	婦人会など での清掃活	する環境美		7. その他
有効回答 (N=1042	248	345	50	106	157	107	29



<その他の回答>

- ・老人会など
- P T A
- ・職場での地域美化運動
- ・毎月1回の某団体主催の市内のごみひろいに平成16年から参加している
- ・地域で道路側の草刈り、缶ひろいをやっている
- ・山開きの前に(片曽根山、高柴山)清掃・ごみ拾いを行う
- かぞくで実施
- ・1人で近所の側溝清掃・草むしり
- ・地域の美化活動はしていない
- ・高齢で参加できない。
- ・コロナ等で機会がない 等

問23 田村市のごみ収集、処理の今後のあり方について、率直なご意見をお聞かせください。 (自由回答)

項目	ご意見
ごみの分別につ	いて
分別の簡易化	ごみ分別が細かい。 (傘・ピンチハンガー等分解しなくてはいけないのが面倒) もう少し簡単にして欲しい。 ゴミの分別を増やすのはいいが、分別時に悩みがち。プラごみで、返却された
	時も有るので自信ない部分が有る。ビン類も少々わからない。 ビンは色違いが大変、袋もかさばる。三春町のようにコンテナだと分別しやす く、出しやすい。ベニマルのペットボトルのように出してなにか得があるとよ
	Ų√°
	ビンの分別を1種類にしてほしい。 他の市町村に比べ、細かく分類をする事を示されているが、分別されたゴミが本当にリサイクルされているのか。
	可燃物は種類を細分化しすぎずに、焼却処理する方がコストが小さいと思う。 ビン、燃やせないゴミは収集時のチェックが厳しすぎる。
	分別をしなくてはいけないことはわかりつつも、分別の種類が多く、めんどうである。アパートなど、せまい部屋では対応するのが大変だと思う。
	ごみは燃やしてはいけない、だけど燃やしている人も見かけます。だから、ご みの分別が大変なのでは。1人1人がごみ分別を理解し、ごみ収集に協力して もらいたい。
	細かく区別するなどにならないようにしてもらいたいです。
	郡山市などと比較した場合、分別が多い。 分別の袋が多すぎる。郡山やいわき市のように袋は1つにしてほしい。
	分別をもう少し分かりやすくしてほしい。 田村市の焼却炉の都合かと思いますが、分別が他市と比べて細か過ぎるように
	感じます。お年寄りは、この分別は困難です。「ごみ分別の手引き」を見れば、分かりますが、調べながら出してる状況です。誰でもルールに従って、簡単なゴミ出しができたら良いと思います。田村市の場合、プラスチック表示で
	も燃えるごみの扱い等が多いので商品の表示通りに捨てられるようにして欲しい。
分別の細分化	分別は続けていっていいと思う。もう少し種類を増やしてもいいのでは?(わかりやすいと尚良い)
	古着の回収があると嬉しいです。
	農業用ビニールの受入れを再開してほしい。
	金額が比較的高くても、車のタイヤと農業用ビニール系を処分できるようにしてほしい。
	トタンとかも出せればいいと思います。 スプレー缶など危険ゴミ(中身が入っている)ものも、受け付けて欲しい。古
	くて処分方法がわからない。
	布団など大きい物も回収してほしい。
	家の周りの木や竹を持ち込みしたかったが、無理といわれて困った。竹の処理できる所をつくってほしい。 (粉砕してほしい。) ペットボトルは買い物にい
	ったついでにできるので助かるし、老若男女とわず、やっているので缶やびんもできるのではとは思う。
	家まわりの庭木・草のあと始末に米袋のようなものに入れて収集場に出したい。白アリの原因となり不安。草も積もるばかりで虫や猪等に荒されるのも不安で、月1回位野焼きしたい。枝等60cm位の長さでまとめて出すとある
	が、出したらそういう集収はないと置きざりにされて持ち帰った。そしたら、

項目	ご意見
7,1	町中に出ていた物は収めていった。捨てる里山・庭のある町以外の所は出すな
	って事なのか。
	できるだけ、リサイクルを進めた収集にしていただきたい。まだまだリサイク
	ルできる物がたくさんあります。なにかいい方法を考えてほしいと思います。
	家にタイヤがいっぱいあったので処理に困っています。
	不法投棄防止として家電製品、家具類、タイヤなどの回収も年一回でも実施し
	て欲しい。
	処理困難物の処理がめんどう!
分別の徹底・ご	
みの出し方	して収集していきません。残されたゴミ袋は長期(1ヶ月以上)放置されたま
5,00円 5,1	まになって周辺の美化環境が損なわれています。中味の分別を徹底するよう、
	市民全体に告知する様望みます。
	ごみ収集場に分別出来ていないゴミがあったり、収集日じゃなくても出してあ
	ったり、がっかりしてしまいます。
	ゴミ出しの日を守らず、関係なしに捨てる人がいる。いつまでもそのゴミはそ
	のまま。特に団地、アパート等は、誰が出したか分からない状態になり、意識
	がうすれている人がいるんだと思う。そういう状態が不愉快。何かいい解決法
	があればいいと思う…。
	船引町内のゴミ置場には前日や数日前から置いてあるが問題にしないのか。
	(見逃しでよいのか)他の地区はシールが貼られ、残されるが町内はそのよう
	な残されたゴミが見られない。どのような対応をしているのか疑問。
	ゴミ置き場は、組できちん小屋を建てたので、ネコやカラス等にいじられなく
	なったので、そこはよくなった。生ごみをどうしたらよいものかと考えていま
	す。
	ごみ置場に小屋などの設置がなくカラスなどの被害などもありますが、場所が
	狭まく置き場所がなく困っている。
	ごみを散らかす、鳥類・動物等の対策。ごみを出す日(前日に出すのを見かける)
ᄉᄜᆓᆕ	る)や時間について市民ひとりひとりの意識の向上。
分別アプリ	以前、田村市の LINE のトークに物の名前を入れると分別の種類を教えてくれた機能をまた使えるようにして欲しい。
ごみの収集につ	
収集頻度	こまめに回収に来て欲しいです。
	古紙リサイクル出すなら、月1回では少ない!
	月2回の持ち込みを平日にもしてもらいたい。皆が土・日休みの仕事とは限ら
	ない。
	とにかくペットボトルの捨てる日を多くしてほしい。
	新聞紙やダンボール古本などを回集もっとしてほしい。 夏場等暑い時期は匂いや虫が気になるので、そういう時期は収集を増やしても
	多物等者が時期は切りで出が気になるので、でプリリ時期は収集を増やしても らえたら有難いです。
	月1~2回の定時収集時間外の収集対応PM~
	粗大ゴミを年2回程すてる日がほしい。紙類、缶類週1ずつすてる日がほし
	他人一くを十七回住すくるログではして。 M.類、田類題エケッケでもはではし
	から
	粗大ごみについては、自宅前、までの回収を強く希望します。
	粗大ゴミ回収は行政局でやってほしい。船引までは遠くて大変だから。もやせ
	ないゴミの袋はもっと大きいものもほしい。入らなくて出せないゴミがある。
収集時間	生ごみ収集の時間が遅い(10~11時)ので、カラスが心配です。
222121.3 LB3	ごみ収集時間帯を少しで遅くして頂きたい!
	収集の時間を考えてほしい。昼など。
	ごみを散らかす、鳥類・動物等の対策。ごみを出す日(前日に出すのを見かけ
	る)や時間について市民ひとりひとりの意識の向上。
収集方法	木の枝等は、指定された長さ、重さに束ねて、ゴミ袋に入れなくても回収して
	もらいたい。
	悪くないと思う。ごみを出し忘れた際の救済措置が身近にあったら利用する。
	地区によって木を束ねて出して持って行く所と持って行かない所があるので同
	じくしてもらいたいです。

項目	ご意見
収集所	ごみ収積場の位置を坂道や階段を利用せずとも行ける場所に設置して欲しい。
(収集所の立地)	1人暮し高齢者世帯が増えている為。
	粗大ゴミを捨てに行くのが大変です。遠い上に山道で、車がすれ違うのも危険
	です。歳をとると自力での処分は不可能になります。もっと行きやすい場所で
	回収して欲しい。
	現在、地区のごみ収集所には車を使って行っています。距離があります。収集 場所が増えれば助かります。免許証返還後は不安です。
	粗大ごみを処理する施設が私の住んでいる所からかなり離れているので、運ぶ
	のが大変です。 (量が多いと回数も多くなり、運ぶ時間もかかる。)
(収集所の数)	現ごみ置き場は、各部落はっきりしてない所があるので市として場所を指定
	し、小さな小屋等を建立して頂ければと思う。
	田村市の焼却場が1か所になってしまうので、船引か常葉にもう1か所、作っ
	てほしい。 出来るだけ地域のゴミを集める場所は、1ヶ所で集収した方が良いと思う。コ
	山米るたり地域のコミを集める場所は、1 ケ所で集収した方が良いと思り。コーストの部分で考えると。
	粗大ゴミ処理する所がもう何箇所かあれば良いと思います。
(収集所の分別)	ゴミ袋自体がプラゴミになっているので、少しだけのビンを捨てるときにもっ
	たいない。
	昔の都路町のように、缶、ビン、ペットボトルをコンテナに入れて捨てられる
	とよい。(ゴミ袋の節約になる)
	雑がみ回収を定着させて、燃えるゴミをもっと減らせると思う。
/加生ごの理論	瓶類を分類して集収所に出せる箱などがあったら、どうでしょうか。
(収集所の環境 整備・ルール	各行政区でのゴミの設置場所の清掃、個人のゴミの分別を徹底していただきたい。
空崩・ルール 作り)	市外の人が集積所に捨てる人がいる。対策を考えてもらいたい。清掃センター
	に粗大ゴミ(ベット)をもっていったら断れた。そのとき、屋根のカヤをもち
	こんだトラック(業者らしい)は大丈夫だったようだ。市に圧力がかかれば
	OK で一般の粗大ゴミはダメなのか。理解できなかった。
	隣組で設置しているゴミステーションは、組の方々で管理、清掃しているが、
	隣組に入っていない人が使っているのはどうも納得できない。明確なルールを
	行政として作ってくれると助かります。
	住んでいる地域の組に入らないとゴミ捨てが出来ないが、有料の袋を購入して 入れているので、きちんと決まった日でかまわないので捨てる所があれば便利
	だなと思います。
回収ボックス、	公共施設に限らず、スーパー等へも協力を呼びかけ、ペットボトル、プラスチ
	ックゴミを、収集し、粉粋する機械の設置。
等	回収ボックスが始まるのなら協力を考えます。ゴミの分別を、汚れ等なく清潔
	に続けて行く事。
	ペットボトルのキャップ、かん、びんをいつでも入れることができる回収 BOX
	がほしいです!月1だと、家で維持することが大変です。
	袋があるので、分別もしやすい。わかりやすい。 ゴミ BOX を設置してほしい。
	個人や世帯の努力ももちろん大事だが(呼びかけも)事業所や企業の実態はど
	個人、医療の劣力ももらろん人事にが、(中じがりも) 事業所へ正案の关思はと うなのだろう…という疑問がわく。 (ボリュームが違う)
	ヨークベニマルが回収している(新聞・紙類・ペットボトル)のようなステー
	ションを市内にもっと増やしてほしい。(ポイントが共通になるよう)バラバ
	ラだと意味ない。 (シミズストアもやってるようだが)

たむらクリーンセンター・船引清掃センターについて

広域で処理すべきで、焼却場は県内数ヶ所で足りるのでは。

清掃センター(瀬川)に行く道が狭いので、整備して欲しい。

土日営業日、清掃センターがとても混んでいるので、営業日を増やして欲しい。

清掃センターが新しくなり、順番にまわって行くと終りに坂を登る時が危険。

急な坂、他の車が通る道と重なる。

清掃センターへの持ち込みは指定袋不要にして欲しい。持って行くと(もえないごみ)すぐに袋から出し分別されていた。指定袋がゴミになっている。

項目 ご意見

ポイ捨て・不法投棄について

道路及び道路脇にゴミ(家庭ゴミ)のポイ捨てが目立ちます。合わせて対策をお願い致します。

車からのポイ投などしてマナーが悪い人が多い。草刈る時缶とか瓶とかあったりしてはね返る 時がある。

ゴミの道路わきなどのポイ捨てが多くてカンビンなどいろいろそれらをどうにかしてほしい。 船引清掃センターが新しくなると、よくなる?国道からの道路もう少しよくならないか広く。 もっとごみ掃除をちゃんとするべき。草にごみ捨て過ぎ。粗大ごみの取り扱いについてもっと 優しくしろって感じ。

今のままでいいと思います。難し過ぎると年上よりも若い人ができてなく、車からトンネル、 林の中、草むらに捨ててあるのが気になります。袋ごと捨ててあります。私たち老人会で年2 回ゴミ拾いをさせてもらっています。

農業用ビニールを川に捨てる人が多い。大雨の時に捨てる例が多いのでパトロールが必要と思う。

野焼きについて

ごみは燃やしてはいけない、だけど燃やしている人も見かけます。だから、ごみの分別が大変なのでは。1人1人がごみ分別を理解しごみ収集に協力してもらいたい。

市役所の職員であるにもかかわらず、家庭ゴミをドラム缶で燃やしている例もある。モラルの徹底を願いたい。

高齢者対応について

お年寄りが多いので、分別が難しいと思う。

粗大ごみの運搬をするのに運べる車のない人向けに、軽トラック等の無償貸し出しがあれば便利だと思います。

高齢化で収集場所まで運べない人はどうなるのか。手遅れになりそう。あれもこれも。

市の住民が高齢者の対応をどうするのか。

お年寄り世帯の方が細かく分類することができるのか検討していただきたい。ゴミ収集にかか わらず、高齢者に寄り添った市政にしていただきたい。

ごみ処理費用について

経費を掛けずに処理する事は不可能なので、必要な経費を抑える努力と、ポイントなどのご褒美的な「楽しいごみ処理」、「美味しいごみ処理」だと素敵だと思いませんか?

粗大ごみの品収を無用費用でお願いします。

今のところ、このまま継続していけることができるようであれば良いと思う。人口減少社会になり税金面の収入源が少なくなることが心配です。

リサイクルの推進は良いことだと思いますが、回収コストや環境負荷も考慮し、結果をデータ 化し公表する事や低予算での運営を目指して欲しい。

他自治体では粗大ゴミを含め無料で(手数料がかからず)収集しているところもあるので、無料とまではいかずとも、市民の負担にならないような収集、処理を検討していただきたい。

補助制度について

ごみ集積所の建物等を各組で(実施)建物している。修理等の費用が必要になってきているので補助金があれば助かる。集積所の建物建設する時、かなりの負担(戸割)があったことを記憶している。

指定袋について

指定袋の種類

ゴミ袋の種類は増やさないでほしい。

ゴミ袋を自由にしてほしい。(指定をなくしてほしい)

ゴミ袋の数が多い。特にビン(茶、とうめい、色もの別であり)ビン類については一緒にしてもらいたい。

何種類の袋、困ってます。楽な法方にして下さい!

ごみ収集用のごみ袋の種類が、もう少し少ないといいのですが、他市から引っこしてきた時に、全種類を買いそろえないといけなかったり、引っこして行く友達が残っているごみ袋を置いて行ったりと、困っている姿を見てきました。種類を減らしてもきちんと分別できる良い方法があればよいのですが…私もどうすればよいのか考えつきません。

項目	ご意見
것ㅁ	こめた 分別に協力したい気持ちはあるが、袋が増えると場所をとる。びんを色分けす
	分別に協力したい気持らはめるが、級が増えると場所をとる。 いんを色分けするとあまりたまらないので、もう少し小さい袋がほしい。 ごみ袋もうちょっと
	コスト下げて、安くなったら嬉しい。もっとシンプルなのとか。
	スーパーの買い物袋が田村市のゴミ袋に利用できればいいですね。購入時1枚
	「何円かで買うなど、小人数の場合は何日もしないとたまらないので便利だと思
	います。
指定袋の大き	不燃ゴミの袋を大きくしてください。
さ・素材等	プラスチックごみ袋の30Lの物があれば使用したいと思います。
	プラスチック用の袋の大きさを選べるようにしてもらいたい。燃やせないゴミ
	用はもう少し大きいサイズの袋があるとありがたいです。
	ごみ袋で燃せないごみと紙類の袋が大きいです。小さい袋があると良い。
	もやせるゴミ袋が、やぶけやすい
	びん用の袋が大きい(1袋たまるまで出すのを待つと重すぎて運びづらい)回
	収用のボックスを設置するなどして欲しい。
	燃やせるごみで使用済み紙おむつをごみ出ししていますが、新聞紙で包んだ
	り、ビニール袋に入れてからごみ袋に入れています。衛生面と、リサイクルを
	考えると、どちらを優先にすべきか、悩むところです。ペーパーレスとばかり
	も言ってはいられません。昔の様に黒いビニール袋に汚物を入れてから指定の ごみ袋に入れて出せるといいのですが、大きめの黒いビニール袋が店頭にない
	この表に入れて自己などいりとすが、人とめの無いとニール表が店頭にない ので、専用の袋があるといいと思います。
	指定ごみ袋について、瓶、かん等もう少し容量の少ない袋がほしい。 1 ヶ月に
	1度の収集では少量しか入らず無駄が多い。高いごみ袋になってしまう。
指定袋の配布	紙類専用の袋があると聞いていますが、あれば広報誌と一緒に月1回配布して
	欲しいです。
	年に1回位は指定の配布、又は印刷なしの袋、無印の印刷のない袋はどうでし
	ようか?郡山の方では、白い袋で大変好ましいと思ってます。田村市でも検討
	して欲しいです。きちんと分別されていれば良いと思います。悪かったら張り
	紙をして回収しないで、そうすれば、物価高の世の中、袋代もばかになりませ
七中代の約み	ん。税金は勝手に引いているのですから、検討すると我々も助かります。
指定袋の料金	福島市・郡山市・須賀川は透明袋なので 100 均で済む。市外で買い物した場合、ゴミ袋だけを買いにわざわざドラックストアやダイコーまで行くことにな
	a、 a、 表にりを負いにわさわさ下ノックス下ノペクイコーよく行くことにな る。 袋代が高いから分別したくない。 キッチンや物置が分別用のダストボック
	スで手狭になるのがイヤです。
	ゴミ袋が有料なのが負担大。燃えるゴミ用の袋が変更され、切り離しにくくな
	ってしまった。
	ごみ袋料金が高い。
	粗大ごみの処理や、大そうじなどの時に清掃センターを利用しています。料金
	も手ごろで、捨て方も簡単なので、助かっています。
	各家庭で取り組やすいように、ごみ袋の料金を安くする。粗大ごみ持ち込み料
	金も安くし利用しやすくしてほしい。
化白代の声!	ゴミ袋の有料は辞められないのか?
指定袋の廃止	指定のゴミ袋をなくして欲しい。
袋への記名制	ゴミ袋の記名制はプライバシーの観点より廃止してもらいたい。
衣へい記句制	コミ級の記名制はブライハシーの観点より廃止してもらいだい。 ごみの袋名前の記入の件ですが、名前を書かなくても持っていってくれる地区
	こみの最名前の記入の件ですが、名前を書かなくでも行っているでくれる地区 があると聞きました。無名なら回収せずにおいていかれるなら、全員書くよう
	になると思います。私の地区は名前書くよう、他の地区の人はダメと看板に書
	いてあるのでいつも書いています。書かなくても持っていくなら、名前は書か
	なくて良いと統一して下さい。「無名は回収しません」…とか。
	ゴミ袋に氏名を書くことに抵抗を感じる。
	分別をしなくてはいけないことはわかりつつも、分別の種類が多く、めんどう
	である。アパートなど、せまい部屋では対応するのが大変だと思う。
	以前は、袋に名前の記入がないと持っていかないと聞いてましたが、最近はゴ
	ミ出しにいっても名前が記入されてなくても持って行ってくれるようで、有難
	く思ってます。

項目	ご意見
再生利用・リサ	イクルについて
	プラスチックゴミはどの程度再利用されてるのか、あまりよごれがひどい物は、再利用されないんでしょうか?どのぐらいきれいに肉のトレーなど洗って
	捨てればいいのか、人によって違うのでまよってしまう事があります。 例えば、プラスチックとスチールが結合している物を捨てたいと時、正直、戸 惑う事もあります。簡単に分解できる商品をメーカー側にも作って頂きたいで
	す。あと汚れが落ち切れないビン等もつい迷ってしまいます。たかがゴミ、されどゴミっていう感じです。
	難しいと思います。焼却も出来ないし、企業側での自然に風化する容器を使用するとか、その為には多少価格が上がっても仕方ないかな。次世代に対して負
コンポスト等	の考えを持ち越さないためにも必要と考えます。 生ごみはコンポストで肥料として使うようにしては。
1240014	生ごみ処理方法に、コンポストの他に「キエーロ」というプランターと黒土だけで処理する事ができます。食用油やカレーなども入れる事ができ、分解後は
	堆肥にもなります。作り方や処理方法を広報してほしいです。 生ゴミは、現在は焼却処分されていると思いますが、昨今の燃料事情を考える に油代が想像されます。そこで、新たな施設等が必要になるかも知れません
	が、堆肥等に加工されても良いのでは。 生ゴミ処理機があれば、要望があった組や、モデル地区を選定し、使用して貰
その他リサイク	うのも良いと思う。 都市鉱山に回せ物の推進。
ル	市内循環でリサイクル、再生までできるとよいです。
	ごみ処理ボランテアを作り、いろいろな行動から新しい方法を考え、住み良い 地域作りをする。荒れた農村のゴミや野山雑草からバイオ技術で石油にかわる エネルギーを生み、新しい経済を発展させたい。
意識の啓発につ	
環境教育	田村市のごみの量は多いのか、問題点は何なのかわからない。分別等家庭で負
	う役割は説明されれば市民は協力していくと思う。市が今どういう状況でどう したいのかを話をするべき。
	SDGs の考えに基くと、『ゴミ三原則』①ゴミを造らない ②ゴミにしない (大切に使い続ける) ③ (Re) -サイクル資源とする。 (Re-use, Re-produce) を大々的にキャンペーンする。名国MI州の如く"資
	源ゴミ"ポストで $PayBack$ 自販器を設置する。①空き缶ポスト($Y10$ /個)、②ペットボトルポスト($Y10$ /本)、③空き瓶などポスト($Y10$
	/本)、ペットキャップ(¥50/100g)、⑤プルリングポスト(¥50/50g) etcなど自販機タイプの収集ポストを市内に沢山設置しましょう!!
	今のところ、良くやっていただいているので助かっております。収集日を守ってゴミを出すよう意識を高める方策も必要かと思います。
	ごみ出しを見ていると、若い人はなんでももえるゴミに入っているので、学校のPTAの集りなどの場をかりて、分別(時にプラスチックゴミの出し方)の仕事などがある。
	方など教えたらどうかと思います。又、汚れているプラスチック容器は燃える ゴミになるのでしょうか?
行政の広報、仕 組みづくり	まだ分別がうまく出来ていない所が有ると聞きました。転入して来た方にはす ぐゴミの処理方法の用紙を渡すべきです。ゴミ処理場でなげいている転入の人 がいました。 (その地区の長の方でも良いので、教えてあげられる人がいれば
	良いと思いました。
	資源ごみの収集をピーアールすべきである。
	資源物をリサイクル出来る流れ、仕組み作りに力を入れて欲しい。小学校などでも、子供の時から関心を持つよう、指導を強化して欲しいと思う。 市のお知らせやアンケートの紙や封筒がもったいないので、ペーパーレスをす
	「中めてください。 「ゴミ処理で市の財政を圧迫していること、リサイクル推進など市でもっと広報
	してほしい。 ゴミになるので、安易にクリアホルダーを記念品などで作成したり、配ったり
	しないでほしいです。

項目	ご意見
	官公署や学校、ペーパーレスをすすめていけるよう意識を変えていってほしい
	です。
	郵便物の透明の包装をプラゴミにしたくても、ラベルの部分を切りとるのが手 間なので燃えるゴミに入れるしかなく、心苦しいです。
	広報たむらを活用して啓発する。例えば、毎月のゴミの量をグラフ付きで載せ
	る。全国の平均と比べる。増えたのか減ったのかを分りやすく伝える。また、
	その理由を分析して示す。それを元に何が良かったのか、どの部分に力を入れ
	ればさらに改善するのかを示して啓発する。
	韓国の処理の仕方をまねたら良いと思う。 (マイナンバーカードを使ったやり
	方)

その他の意見について

ゴミ回収を仕事としている業者さんは、日頃から大変な思いをしていると思います。個人宅の 方達はゴミの分別をある程度しているので、スーパーなどの企業の方達はもっと業者の方の声 を聞いてゴミやリサイクル品をどうしたらお互いに気持ち良く仕事を出来るかを考えて分別や 処理をした方が良いと思います。ゴミ屋さんとしか思ってない企業が多すぎると思います。ゴ ミを回収して下さる業者さんが居るから快適に仕事が出来ると言う事をお忘れではないでしょ うか?業者さんに言われた事は互いに気持ち良く仕事をする為にも業者さんの声に見を傾けて 実行して頂きたいです。

同じ回収業者では、慣れ親しんで不正をサービスと勘違いをして、不正を行います。今起こっ ている事を解決しなければ、この先を変えることは難しい。

少し違うが、レジ袋有料化は廃止で!

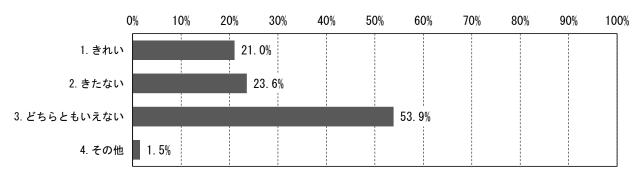
廃油をどうやって捨ててよいか分からない。 街の景観が、黄色いネットを覆い被せてあるのは、悪い。魚・肉等の内容量と、容器が合って いない為、卸業者へも呼び掛けは必要だと思う。今春、小冊子(分別)を配布されたが、熱心 に見てる人は少ないし、かえって面倒臭いと思う人が多くなった様だ。

<生活排水の処理に関する質問>

・生活排水に関する諸問題

問24 身近な河川や水路について、どのように感じていますか。(どれか1つに〇)

	問24	1. きれい	2. きたない	3. どちらともいえない	4. その他
-	有効回答数 (N=594)	125	140	320	9

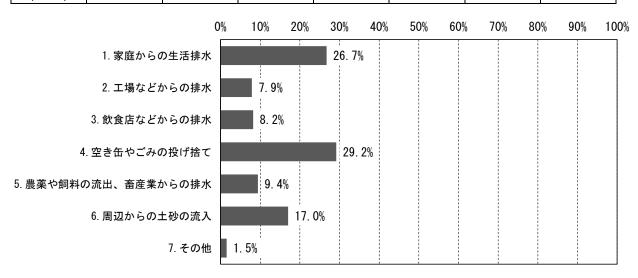


くその他の回答>

- ・もっときれいに
- きたないと感じる時もある
- ・河川内に草がのびて良くない。
- ・あまり見ない、見えない
- ・分からない 等

問25 問24で「2. きたない」とお答えの方にお伺いします。きたない原因は何だと思いますか。(当てはまるもの全てにO)

問25		· ·			5. 農薬や飼料の流出、畜産業からの排水	の土砂の流	
有効回答数 (N=329)	88	26	27	96	31	56	5



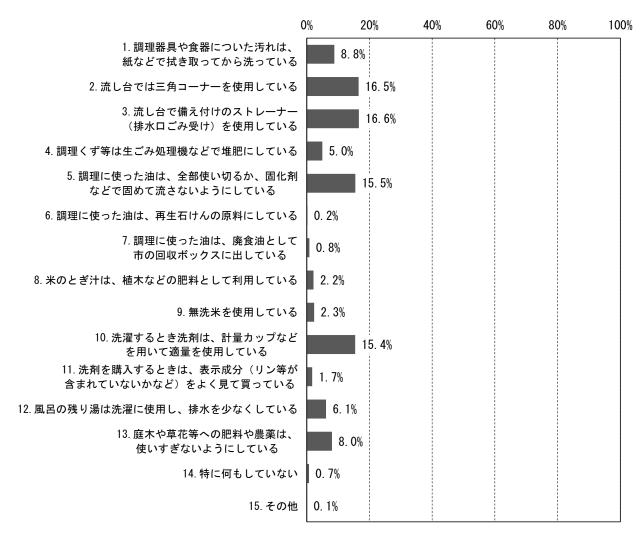
<その他の回答>

- ・河川敷の草等
- 刈った草が流れてくる
- ・農家の田畑へ使用した肥料袋・資材の川への捨てがひどい
- ・高齢化により河川内の草刈りができなくなった。
- ・BOD などの化学的な根拠を示してどうすればきれいになるかの解明する、現状がどうなのかがわからなくては改善しようという意識も育たない

・生活排水施策について

問26 家庭から汚れた水を流さない対策としてどのようなことをされていますか。(当てはまるもの全てにO)

問26	っている は、紙などで拭き取ってから洗り 調理器具や食器についた汚れ	2. 流し台では三角コーナーを使	3 ナー (排水口ごみ受け) を使用3 ナー (排水口ごみ受け) を使用	4. 調理くず等は生ごみ処理機な	ないようにしている 5 るか、固化剤などで固めて流さ. 調理に使った油は、全部使い切	6. 調理に使った油は、再生石けん	7 て市の回収ポックスに出して、調理に使った油は、廃食油とし	8. 米のとぎ汁は、植木などの肥料	9 無洗米を使用している	いて適量を計	など)をよく見て買っている1分(リン等が含まれていないか・洗剤を購入するときは、表示成	1 排水を少なくしている2. 風呂の残り湯は洗濯に使用し、	1 は、使いすぎないようにしている。庭木や草花等への肥料や農薬	14. 特に何もしていない	15. その他
有効回答数 (N=2555)	224	422	425	127	396	5	21	55	60	394	44	157	205	18	2

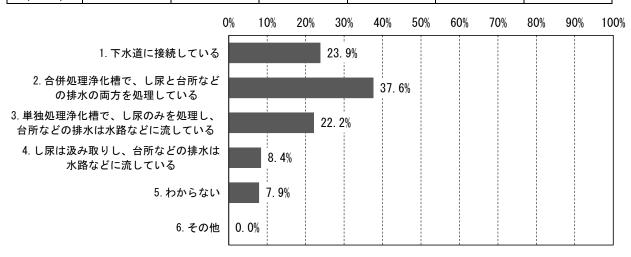


<その他の回答>

- ・調理に使った油を土(庭)にまぜている
- ・自分で考えたことは全てやっている

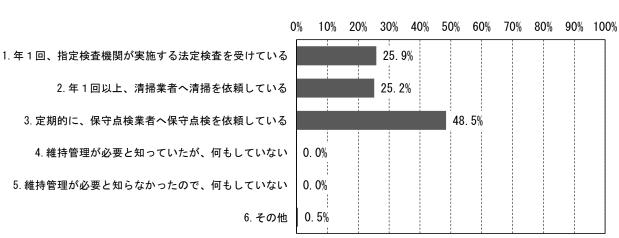
問27 あなたのご家庭では、生活排水をどのように処理されていますか。(どれか1つにO)

問27	続している	化槽で、し尿と	化槽で、し尿の みを処理し、台 所などの排水			6. その他
有効回答数 (N=595)	142	224	132	50	47	0



問28 問27で「2.合併処理浄化槽」または「3.単独処理浄化槽」とお答えの方にお伺いします。浄化槽の設置者は適切な維持管理を行うことが法律で義務付けられていますが、 あなたのご家庭では浄化槽をどのように管理されていますか。(当てはまるもの全てに〇)

	1. 年 1 回、指定	2. 年 1 回以上、	3. 定期的に、保	4. 維持管理が	5. 維持管理が	6. その他
	検査機関が実施	清掃業者へ清	守点検業者へ	必要と知って	必要と知らな	
問28	する法定検査を	掃を依頼して	保守点検を依	いたが、何もし	かったので、何	
	受けている	いる	頼している	ていない	もしていない	
有効回答数 (N=588)	152	148	285	0	0	3

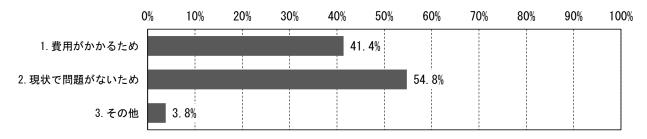


くその他の回答>

- ・点検にお金がかかるので市で助成金を出してほしい
- ・義務付けされているのにこの質問は意味がわからない

問29 問27で「3.単独処理浄化槽」または「4. し尿は汲み取り」とお答えの方にお伺いします。合併浄化槽への転換をしない理由をお聞かせください。(どれか1つに〇)

問29	1. 費用がかかるため	2. 現状で問題がないため	3. その他
有効回答数 (N=157)	65	86	6

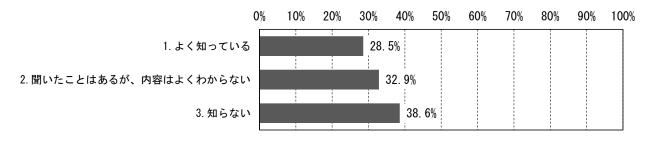


くその他>

- ・リフォームで浄化槽を設置予定
- ・下水道が整備されていないため
- ・家の前に川があって合併浄化槽はつけられない
- 借家 等

問30 合併処理浄化槽設置のための補助金制度があることについてご存知ですか。(どれか1つ に〇)

問30	1. よく知っている	2. 聞いたことはあるが、内容はよくわからない	3. 知らない
ī効回答数 (N=508)	145	167	196



・生活排水処理への意見

問31 田村市の水環境、生活排水処理の今後のあり方について、率直なご意見をお聞かせください。

(自由回答)

項目	ご意見
公共下水道・合	ー 併処理浄化槽の整備について
公共下水道の整	下水道の整備をお願いしたい。
備	下水道などを設備。
	下水道に接続できるよう、まだのところは整備をすすめてほしいです。
	下水道にまだ接続してない家庭を少なくすること。
	下水道設備を進めて出きたら下水道に接続し生活排水を処理したい。
	公共下水道処理区域を拡大してほしい。
	市内の下水道整備の拡大・充実。
	私の住んでいる地区は、下水道が入ってない為、合併処理浄化槽を使用しています。下水道に流せるような設備にしてもらえれば助かります。
	下水道があればいい。
	どこの地区においても上下水道を完備してほしい。市街地とその他の地区との 設備の差は大きいと思います。
	特に下水道について生活道路の時のように少しずつでも着実に進めるよう計画 して下さい。
	下水処理工事を早く進めて欲しい。
	下水道が来ている地域の方々は、なるべく早く下水道に繋いで欲しいと思って
	います。
	磐越自動車道、三春、船引 IC 出口の道の駅計画が頓挫してます。せめて候補
	地までは上下水道工事願います。益々魅力が無い田村地方に進みます。
合併処理浄化槽	市内地域毎に、下水道の整備をすすめているので、自分の所でも、単独処理浄
の整備	化槽から、合併処理浄化槽への転換も検討する時期になっているかと考えてい
	る。
	生活排水は合併処理浄化槽で処理が良い。
	大川へ管を田んぼの水路・堀に入れて処理してる。(50m位あるかな。)なぜ
	かと言うと田の中に生活排水が入るのがイヤだと言われた為、30年前に管入
	れた。この管を掘あげの春先にこわされて修理するのがイヤで手前でここの堀
	上げをする。しかし、大川までに集落の生活排水は、タレ流しが多いと思う。
	散歩してても臭いがすごい。合併処理槽が良いのは理解する、しかしイザやる のは金銭面で大変です。生きつらい世の中です。
	共同の合併処理施設がほしい。
	田村市全域を合併処理浄化槽にすることだと思う。
	出来るだけ浄化槽設置を進めてほしい。
	間27の3は問題課題が多い。生活排水をそっこうに直流しの為、におい等が
	気になる。又、流れの悪い場合は、特にひどく近所迷惑である。全戸合併槽に
	するべき。
費用負担	下水道利用者は水道料金が倍になっている。田村市の全家庭が早く下水道を利
	用するようにしないと、自分だけが損をしている様に感じる。
	東京と須賀川に住んでいましたが2ヶ月に一回の集金でしたが、田村市の1ヶ
	月分より安かった。田村市は高すぎます。
	なんでも値上がりで合併浄化槽にする金が大変で、生活費にかかるし、難しいと思います。
	浄化水槽を使用しているが、検査・点検・清掃と金額がかかる。道路沿いま
	で、上・下水道のマスはあるが、敷地からマスまでが長いので、つなげるには
	資金が必要。上・下水道か浄化水槽かどちらがメリットが高いのかわからな
	[\(\frac{1}{2}\)_0
	下水道へ接続したが、接続していない家庭に比べ、水道料に上乗せして、料金
	を払らっている。(工事費など)その事で、格差が出ているのかと思う。そし

項目	ご意見
	て、下水道を使う家庭も増えないのではないかと思います。何か、下水道を使
	っている家庭に対して優遇があっても良いのかなと思います。
	単独槽の排水口の臭い等を考えるに、合併槽の方が良いのかと考えますが、
	我々年金生活者にとって補助制度が有っても、なかなか踏み切れない。
	下水道に接続したいとは思うが、今よりもコストがかかるので、考えられない。 い。下水道につなぐメリットがない。
	水道料金が高いので下水道工事は必要ないと思います。
	家を建てた時に、浄化槽をつけたので、今から工事をしてということに、前向
	きになれない。
	水道料金等現状維持してもらえれば。
	下水料金を安くして欲しい。 下水道は町内しかできないと思う。水道水も、井戸もしくは、山水の方が多い
	「下が道は町内しかできないと思り。が道がも、井戸もしては、田水の方が多い」ため。下水の負担は全世体ではなくしてほしい、もしくは、軽減の公共施設の
	分なら仕方ないと思う。
	上下水道設備が家の近くにないため困る。今は経済的にもなんとか生活して行
	けるが、将来、家の設備が壊れてしまった時、直せるのか不安。早く町の設備
	を利用したい。
助成金・補助金 等	家では下水道に接続しており生活排水に支障はないが、余りに接続家庭が少い
守	ので市として接続に斡施助成をお願いしたい。 浄化槽設置費用を全額保償(補助)してもらえればみんなやると思う。
	下水道の整備に伴い、利用したいと思うが、接続工事費用が高額になる為に、
	できずにいる状況。助成等の検討をお願いしたい。
	下水道の整備されてない地区の方が多いと思うので、合併処理浄化槽の普及に
	もっと多くの補助金を支出してはどうか。
	下水道の配管はされたものの、接続がなされないようです。接続のための補助
	金制度があればよいと思う。 問 28 の 1 、 2 、 3 を全て行っている人へは、補助金等を出してほしい。
	単独処理浄化槽を合併浄化槽に変えるように補助金制度をもっとわかりやすく
	伝えれば、上水道・下水道もっと多くの人が使えるようにすればいい。
	田村市全域に水道、浄化槽であれば良いが、面積が広いので無理なので、補助
	金制度を拡充してほしい。 個人負担があり下水道利用者が少ないと思います。助成金などで利用者を増や
	古考えが必要なのでは…?
	田村市でも、戸数は増えても、居住人数少ないか、あるいは独居者も多く、市
	街地等は上・下水道の整備も整っているが、各地域、方部に入れば、築年数が
	経過すると共に、居住者も高齢になっている為、未だにトイレは勿論、生活も 困難な人もいる。
	田村市の広報の一部に掲載されていても面倒がって、申し出ず、補助金制度を
	見逃したり、我慢したりする人もいると思う。浄化槽の設置されていない住宅
	を訪問してみてはどうですか?補助金制度を知って貰う機会もない。
	合併浄化槽から下水道に変更を考えています。その工事費用に対する補助金制
	度的なものはありますか?また、下水道利用(移行)に期限(強制移行)はあ
その他	りますか?ホームページに回答願います。 下水道に接続していない家も市内ではまだ多くの家があるのでは。
CONE	下水道が通ると言う事で期待していたのに通す場所だけに管を接置しただけで
	終ってしまった。
	住んでいる所が、町内ではないので水の不足になると、個人での水の確保が大
	変です。もう少し行政が負担してくれると水の問題とか排水処理とかで、住み
	やすくなるし、若い人達にも影響すると思います。 山からの引き水を利用しているため、天気に左右され断水になる事もありま
	す。そういう時、安定して水を供給していただける様な仕組があればと思いま
	す。
	災害時に、下水道機能が不全にならなのかが心配です。
	井戸使用のため水道普及を望む。
	井戸水の利用を推進して欲しい。
	浄化槽などを設置した場合、真面目に管理している家庭と点検も清掃もせず管理していない家庭があるので調本してほしい
	理していない家庭があるので調査してほしい。

項目	ご意見
水環境について	
水辺環境の改善	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	ないだろうか。もう長い間、螢が居ない夏にすっかり慣れてしまっていることは怖いことではないか。
	個々のチョットした取り組み、考え方によって、特に河川の浄化は2~3割進
	むと思います。次世代にきれいな環境を受けついでもらう責任を考えた時、少 しばかりの努力が何になると思わず、やるしかないと思う。
	タバコのポイ捨て、車からゴミをなげ捨て、川へゴミ袋ごとポイ捨て、男性の
	立ちション、非常に残念ですが、よく見かけます。個人のモラルの問題とは思いますが、それを指摘できず、見て見ぬふりの自分もいます。
	川の砂を(たまった)取ってもらっているが、川のゴミを最初に拾ったりしな
	いと草が生え、何もできなくなる。これはボランティアを募った方がいいのでは?川の状態を発信するところから始めればいいと思います。
	あぶくま川が整備されてる箇所、されてない箇所があり、されてない箇所は雑
	草だらけなので、水の流れが良くなるように整備された方が良いと思います。
	川の側の畑でゴミを燃やして、燃えカスを川に流したり、野菜(カボチャ)の 傷んだ物を捨てたり、畑の使用済みのマルチを川のそばに置いてあったり…。
	こうすればどうなるのか等良く考えてほしい人がいる。
	生活のための水を安心した水を使えるようにしてほしい。井戸水を使用してい
	る人は、以前より水質が変っている。河川の水も変っているので、以前いた魚 もいなくなっている。
	日常で出る家庭ごみを川に捨てている常習者がいる事は残念です。水環境を良
	くする事は、住みやすい町の大切な条件の一つだと思います。 どうしても田んぼ用の水路へ流れていってしまうのは、仕方ないのかも。だん
	だん、田んぼ、稲をつくる家も減ってきているので、地域によっては、稲を作
	る人たちだけが、堀の泥上げなどをしているが、住宅(アパート)などに住ん
	でいる人も生活排水を流しているし、皆でやればよいと思う。 市民一致し、きれいな川になるよう努力することを願いたいと思います。
	水の大切さをもっともっと意識してみんなが生活する事だと思います。
	家庭で出来ることは協力しながら、田村市の水環境が良くなるようにしていきたい。
生活排水対策	現在、河川に流している家庭の生活排水を流さないように行政の対応をお願い
	します。 生活していく上で環境汚染が進まないように生活排水に気を配りながら、生活
	しやすい生活排水にしてほしい。
	大滝根川沿いを毎日通勤していますが、決してきれいな水ではありません。家
	庭から出る汚水の浄化対策が必要と思います。 汚れものを流さない工夫。調理に使用して器具は、拭き取ってから洗う。油
	は、少量で使い切る。捨てる場合は、新聞紙利用して、しみこませる。
	生活排水は私たちの使用した水が流れているので、汚さないで流水するように 考えていきたい。
	下水に油を捨てないようにしろ。
	食品洗剤の見直しを検討します。
	家ごとにきちんと流せるようにしたい 生活排水処理の事に対しては、1人1人が対策していかなければならない。
	油物は、なるべく流さないように、パンフレットで知らせる。
水質への懸念	家では町の水をつかわせて頂いています。それで気になる事も先日よりありませ、大洋のなりは言うのないだれまたにならないのないよっても汚いせばられ
	す。水道のなんと言うのか、だれも気にならないのか、とても汚い水がふき上 がってます。それで、早くこの水道を見てどうにかして下さい。 (新田作湯舟
	地区です)飲み物ですので、とても気になります。お願い致します。皆様なに
	かと忙しい中に申し訳なく思います。 市が誘致したバイオマス発電で使用する地下水は、1日に1,300~1,500もの
	水を使用して全て水蒸気となっているが、更に地下水が必要とのこと。今年は
	表流水が減少しているため、河川の汚れが目立つので、実態調査してほしい。
	たまに、水道水にイトミミズが出て来る事がある。ボウフラも出た事がある。 (3年前くらい)今は大丈夫ですが、今でも気になり、水道水を使う時は注意
	している。

項目	ご意見
	行政においては、生活排水の処理状況を確認していただき、衛生上問題ないも
	のにしてほしい。
	我が家は、上下水道とも環境が整っているので、あまり考えておりませんでし
	た。ただ、水道水の臭いが気になる時があります。生活排水処理の今後のあり
	方にも気に止めながら、生活していきたいと思います。
	アパートのためか、夏場はいくら皿を洗っても水がぬるい。飲用に不安を感じ
	ることがある。洗面台と風呂は少しすると冷たくなるので不思議。水道水は、
	田舎に比べて不味め。都会だから?
	私がこの土地に嫁いだ頃からよく聞いていた話ですが、「大越の水はおいし
	い」と。大越町だった頃、その当時の宗像町長の時に一戸一個ずつで配られた
	目の細かい三角コーナーを未だに台所仕事の時は使っております。以前は井戸
	水を大部分に使っておりましたが、水道水を利用するようになって最初に感じ
	たのが、蛇口をひねって水をコップに入れた時に白く濁っているという事が引
	っかかっておりましたが、調べたら、すぐに治まるのは問題無いとの事で安心 しました。一人一人の意識がより良い環境を作るのだと思います。
	かかりつけの医師から、大越町の水は飲まない方がよいと言われた方がおりま
	す。何か根拠があるのでしょうか。水道水の成分の発表はしているのでしょう
	す。 同の
	河川の定期的な水質検査を実施し、公表してほしい。
水環境よい	水環境は良い方だと思います。今より更に生活排水処理について、できること
711724756010	は、積極的に取りくんで行きたいと思います。
	循環型と言って、やたらと原始的な生活が出来るはずもないので、今ある資源
	を有効に使って、節水を心がけるしかないと思います。洗剤の量や、洗う回数
	を少し減らす。食器、体、etc全てです。
	プラスチックごみのリサイクル用にも、洗剤も水も使います。しかもお湯の方
	が多いです。飲み水も山からの引き水です。田舎なりの生活排水処理でいいと
	思います。
	私の住んでいる所は水がとてもおいしく自然も豊。生活排水事業も進みつつあ
	ります。1人1人の努力できれいになっていると思います。
	比較的、田村市の水環境は良いと思います。今後も続けられたらいいですね。
	私の住んでいる所は、川も水もきれいです。魚もいます。ゴミもありません。
	住んでいる人が少ないこともありますが、自然を大切にしたい思いが皆あるよ
7 - 11	うに思います。
その他	水は大切に使いたい。
	水源地の整備。
	川で遊べる時代ではなくなってしまったのは残念ですが、一部の里山を維持し
	ていけると良いのではないでしょうか。
	田舎と言える所に住んでいるため、今のところ問題はない。(水環境について、トの家庭から生活地となっているので用る場合がある。一部以宮港で下
	て) 上の家庭から生活排水を流しているので困る場合がある。一部U字構で下 に流れ放しで法面が崩れているので直している。ヒューム管で流してくれれば
	に流れ放しで法面が崩れているので直している。ヒューム官で流してくれれば 良いと思うが、今度、機会があったら話してみたいと思う。(生活排水処理に
	及いとぶりが、写及、機会があったり話してみたいとぶり。 (生活排水処理に) ついて)
	していてい
	スの取れた水環境の整備に努めて欲しい。
	/・・・/キルヘサーンハーンストンストントン正別にファントラ

市の管理・支援について

田村市の水環境を今後どのようにしていきたいのかわからないが、衛生的に問題のない方向へ考えていってもらいたい。17年前古家を買って移住してきたが、排水についてはいろいろ問題があって苦労した。現在は特に自宅付近については常に自分たちが気づき対処しているので問題はない。生活排水が出る側溝の管理は決まっているのか気になる時もある。もし役所だったら、定期的に見回ってくれたら良いなあと思う。

除草剤は宅地周辺 20m以内位には使用しないように市で指導して戴きたい。特に井戸使用してる場合、説明書も良く読まずに草刈を面倒がって除草剤を使用する者が居る。

1. 田村市民自身1人1人が良くる事に気を付け市が指導する 2. 生活排水路の不備が有れば改善して環境をよくする事

町内だけをやっても、だめだと思う。水道→住みやすいのは、町だけじゃないかと。下水道もなく、水道も山から。もっとまわりも考えて整備するべき。「交通も考えるべき」

下水道に接続しているが故障。詰まった時等のアフターフォローが不安…

項目ご意見

市街地と市街地外で処理方法が違うので、それに合った施策をお願いしたい。

水回りの排水処理清掃等の実施。(家庭ではできない場所がある為)

人間が生きていく上で、水は不可欠です。我々市民は、それを行政が行う事は当たり前だと思う。なぜ。命に関わる事だからです。それは行政に託したいです。

し尿は、農家の場合は肥料として活用すべき。汲み取り式トイレを改良しバイオ式にする事も 可能なので市が率先して行うべき。

情報提供・意識啓発について

よく分かってなくて、すみません。でも、そういう人、多いと思います。市政だよりなど、もっと分かりやすく(難しいことをダラダラと言わないで)アピールしてほしいです。

水環境・生活排水処理のこと良くわかっていなので、市政だよりをよく見てみます。よく理解してなかった。

田村市の水環境が、今どんな状態にあるのかよくわかりません。もっとパンフレットなどで発信してもよいのではないでしょうか。

知識がないので SNS などで情報を提供して欲しい。

生活排水処理についても、もっと説明があればよいと思う。どちらかというと、ごみ処理のことの方がよく見たり、聞いたりするような気がします。

きたない汚れやすいものは、流さないようにしていますが、みなさんにもそれなりのアピールをしてほしいです

もっと広く排水処理の方法が有るのをアピールしても良いのでは!!

市民の方が安心・安全にわかりやすい生活排水処理のポスターやパンフレットをいただけると今後に生かせそうです。

家の生活排水がどうなっているか、今後どうすればいいのか、チラシや広報誌などで教えて欲しいです。

現状をきちんと示し、我が町にとってどんな行動が必要なのかを示した上で啓発をする。その際、行動目標を示す。それを定期的にチェックして次の行動への改善策を考え、また市民に広報する。その繰り返しを継続する。つまり PDCA を実行する。

人体や自然環境への悪影響などに、もっと関心を持つよう広報なども利用し広めてほしい。

3)回答者数一覧

	問	回答者数 (人)	有効 回答者数 (人)	無効数	有効 回答率		備 考
	1	628	512	116	81.5%	SA	
	2	628	615	13	97. 9%	SA	
	3	628	618	10	98. 4%	SA	
88 1	4	628	616	12	98. 1%	SA	
問 1	⑤ −1	628	459	169	73. 1%	FA	自由回答(パソコン保有台数)
	⑤ -2	628	533	95	84. 9%	FA	自由回答(スマートフォン保有台数)
	⑤ -3	628	502	126	79. 9%	SA	インターネットへの接続
	6	628	612	16	97. 5%	SA	
F	問 2	628	611	17	97. 3%	SA	
F	問 3	628	625	3	99. 5%	SA	
F	問 4	628	625	3	99. 5%	SA	
F	問 5	628	626	2	99. 7%	MA	
F	問 6	628	611	17	97. 3%	SA	
F	--------------------------------------	628	618	10	98. 4%	MA	
F	問 8	628	617	11	98. 2%	MA	
F	 問 9	628	624	4	99. 4%	MA	
問	引10	5	4	1	80.0%	SA	問9で(13)の選択者が回答対象者
問	 引 11	628	607	21	96. 7%	SA	
問	引 12	628	613	15	97. 6%	SA	
問	引3	113	111	2	98. 2%	SA	問 12 で(2), (3)の選択者が回答対象者
	- 引 1 4	628	613	15	97. 6%	MA	
	· 引 15	39	30	9	76. 9%	SA	問 14 で(2), (5)の選択者が回答対象者
問	引6	628	615	13	97. 9%	SA	
	<u>- </u>	628	615	13	97. 9%	SA	
問	引 18	628	612	16	97. 5%	SA	
	1	628	603	25	96.0%	SA	燃やせるごみ
	2	628	593	35	94. 4%	SA	容器包装プラスチック
	3	628	593	35	94. 4%	SA	燃やせないごみ
	4	628	595	33	94. 7%	SA	缶
問 19	5	628	590	38	93. 9%	SA	びん
	6	628	588	40	93. 6%	SA	ペットボトル
	7	628	584	44	93. 0%	SA	紙類
	8	628	590	38	93. 9%	SA	危険ごみ
	9	628	69	559	11. 0%	FA	自由回答
問	月 20	628	599	29	95. 4%	SA	
	引 21	628	493	135	78. 5%	MA	
	引 22	628	601	27	95. 7%	MA	
	引 23	628	204	424	32. 5%	FA	自由回答
	引 24	628	594	34	94. 6%	SA	
問 25		140	140	0	100. 0%	MA	問 24 で(2)の選択者が回答対象者
問 26		628	598	30	95. 2%	MA	
問 27		628	595	33	94. 7%	SA	
	引 28	356	348	8	97. 8%	MA	問 27 で(2), (3)の選択者が回答対象者
	引 29	182	157	25	86. 3%	SA	問 27 で(3), (4) の選択者が回答対象者
	引 30	628	508	120	80. 9%	SA	
	引31	628	178	450	28. 3%	FA	自由回答
[н] 01		020	170	700			日出日日 Answer) :どれか1つを選択

S A (Single Answer) : どれか1つを選択 M A (Multiple Answer) : 当てはまるもの全て選択 F A (Free Answer) : 自由回答

4. アンケートのクロス集計結果

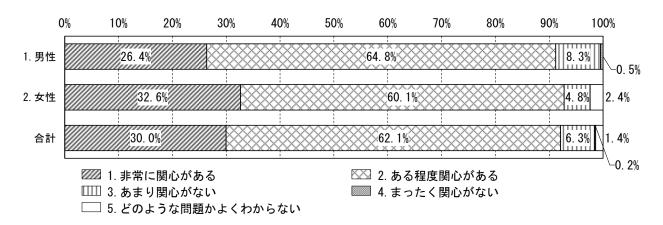
4-1. 問2とのクロス集計

問2 近年、プラスチックごみ問題や食品ロス等、様々なごみ問題が社会の課題となっています。ごみの問題についてどの程度関心がありますか。(どれか1つにO)

1)「問1① 性別」とのクロス集計

		1. 非常に関心がある			4. まったく 関心がない	5. どのような 問題かよくわ からない	合計
	1. 男性	57	140	18	1	0	216
問 1 ① 性別	2. 女性	95	175	14	0	7	291
1277	合計	152	315	32	1	7	507

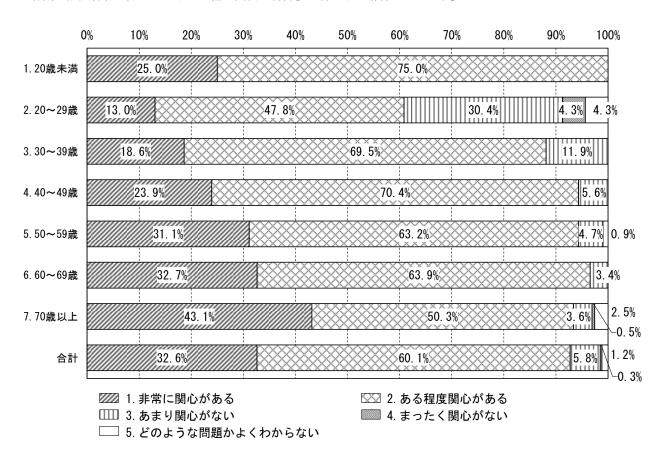
※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



2)「問1② 年齢」とのクロス集計

		1. 非常に関心がある	2. ある程度 関心がある	3. あまり関 心がない	4. まったく 関心がない	5. どのような 問題かよくわ からない	合計
	1. 20 歳未満	1	3	0	0	0	4
	2. 20~29 歳	3	11	7	1	1	23
	3.30~39歳	11	41	7	0	0	59
問1②	4.40~49歳	17	50	4	0	0	71
年齢	5.50~59歳	33	67	5	0	1	106
	6.60~69歳	48	94	5	0	0	147
	7. 70 歳以上	85	99	7	1	5	197
	合計	198	365	35	2	7	607

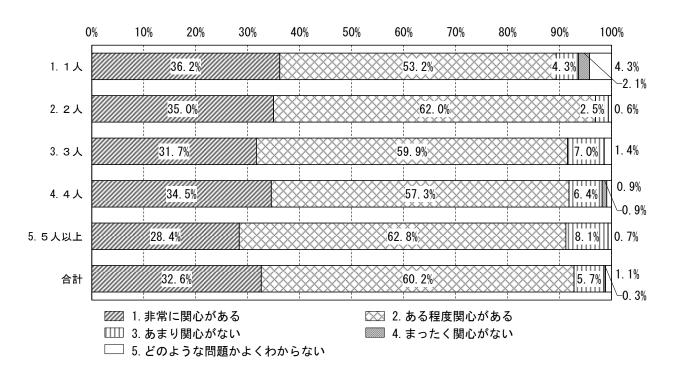
※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



3)「問1③ 世帯人数」とのクロス集計

		1. 非常に関心がある	2. ある程度 関心がある	3. あまり関 心がない	4. まったく 関心がない	5. どのような 問題かよくわ からない	合計
	1. 1人	17	25	2	1	2	47
	2. 2人	57	101	4	0	1	163
問1③	3. 3人	45	85	10	0	2	142
世帯人数	4. 4人	38	63	7	1	1	110
	5. 5人以上	42	93	12	0	1	148
	合計	199	367	35	2	7	610

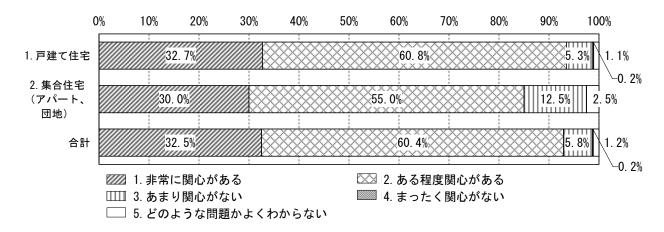
※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



4)「問1④ 住居形態」とのクロス集計

			合計				
		1. 非常に関心がある	2. ある程度 関心がある	3. あまり関 心がない	4. まったく 関心がない	5. どのよう な問題かよ くわからな い	
	1. 戸建て住宅	185	344	30	1	6	566
問1④ 住居形態	2. 集合住宅 (アパート、 団地)	12	22	5	0	1	40
	合計	197	366	35	1	7	606

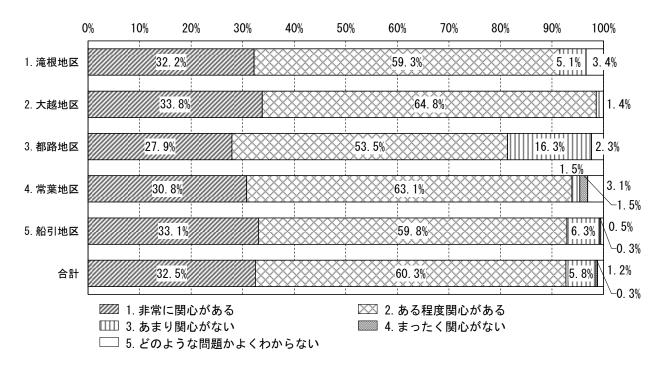
※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



5)「問1⑥ お住いの地区」とのクロス集計

				問 2			合計
		1. 非常に関心がある	2. ある程度 関心がある	3. あまり関 心がない	4. まったく 関心がない	5. どのよう な問題かよ くわからな い	
	1. 20 歳未満	1	3	0	0	0	4
	2. 20~29 歳	3	11	7	1	1	23
	3.30~39歳	11	41	7	0	0	59
問1⑥	4.40~49歳	17	50	4	0	0	71
お住まい の地区	5.50~59歳	33	67	5	0	1	106
	6.60~69歳	48	94	5	0	0	147
	7. 70 歳以上	85	99	7	1	5	197
	合計	198	365	35	2	7	607

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



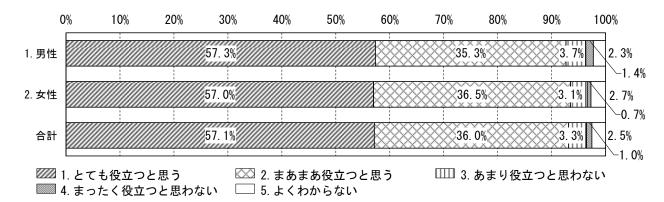
4-2. 問3とのクロス集計

問3 ごみの減量化やリサイクルが、持続可能な社会づくりに役立つと思いますか。(どれか1 つに〇)

1)「問1① 性別」とのクロス集計

			問3							
				立つと思わ	4. まったく 役立つと思 わない	5. よくわか らない	合計			
	1. 男性	125	77	8	3	5	218			
問 1 ① 性別	2. 女性	167	107	9	2	8	293			
1233	合計	292	184	17	5	13	511			

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

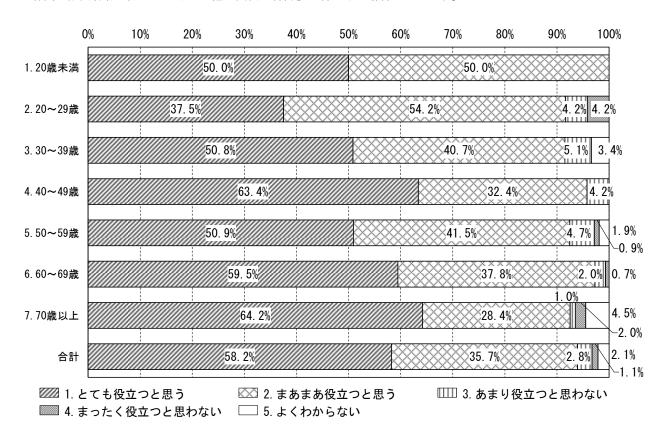


2)「問1② 年齢」とのクロス集計

				問 3			
		1. とても役 立つと思う		3. あまり役 立つと思わ	4. まったく 役立つと思	5. よくわか らない	合計
			う	ない	わない		
	1.20 歳未満	2	2	0	0	0	4
	2. 20~29 歳	9	13	1	1	0	24
	3.30~39歳	30	24	3	0	2	59
問1②	4.40~49歳	45	23	3	0	0	71
年齢	5.50~59歳	54	44	5	1	2	106
	6.60~69歳	88	56	3	1	0	148
	7. 70 歳以上	129	57	2	4	9	201
	合計	357	219	17	7	13	613

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

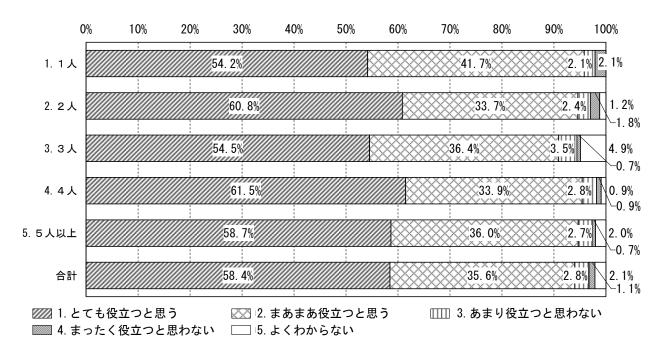
[※]各問の無回答者は除いているため他の図表と合計値が合わない場合があります。



3)「問1③ 世帯人数」とのクロス集計

			問3							
					4. まったく 役立つと思 わない		合計			
	1. 1人	26	20	1	1	0	48			
	2. 2人	101	56	4	3	2	166			
問1③	3. 3人	78	52	5	1	7	143			
世帯人数	4. 4人	67	37	3	1	1	109			
	5. 5人以上	88	54	4	1	3	150			
	合計	360	219	17	7	13	616			

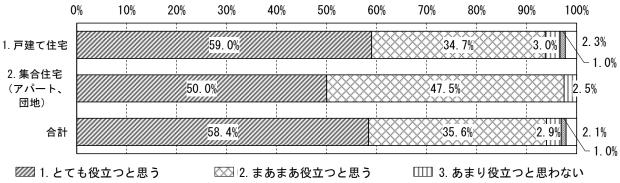
※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



4)「問1④ 住居形態」とのクロス集計

				問 3			
					4. まったく	5. よくわか	合計
		立つと思う	役立つと思	立つと思わ	役立つと思	らない	
			う	ない	わない		
	1. 戸建て住宅	338	199	17	6	13	573
問1④ 住居形態	2. 集合住宅 (アパート、 団地)	20	19	1	0	0	40
	合計	358	218	18	6	13	613

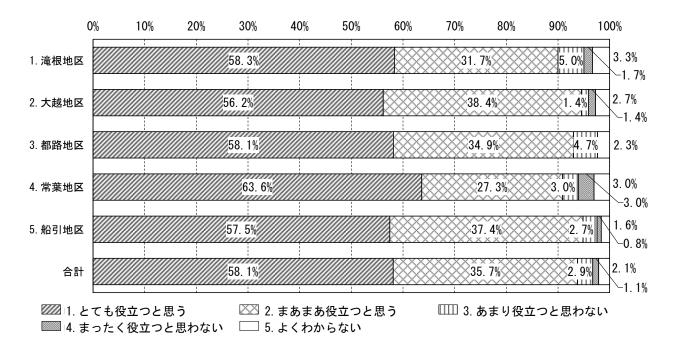
※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



5)「問1⑥ お住いの地区」とのクロス集計

				問3			
			2. まあまあ 役立つと思 う			5. よくわか らない	合計
	1. 滝根地区	35	19	3	1	2	60
	2. 大越地区	41	28	1	1	2	73
問1⑥	3. 都路地区	25	15	2	0	1	43
お住いの地区	4. 常葉地区	42	18	2	2	2	66
	5. 船引地区	212	138	10	3	6	369
	合計	355	218	18	7	13	611

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



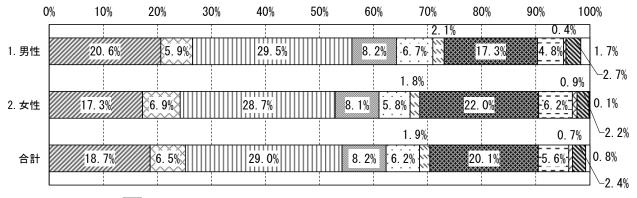
4-3. 問8とのクロス集計

問8 ごみの減量化やリサイクルの方法について、どこから情報を得ていますか。(当てはまるもの全てにO)

1)「問1① 性別」とのクロス集計

							問	8					
		1. 新聞	2. 雑誌	3. テレビ番組	4. 田村市のホームペー	5. ブサイト(田村市のホインターネットウェ	6. 田村市のSNS	7. るパンフレット・チラ	8. 行しているパンフレ国や他の市町村が発	9. 体験学習や講習会	10.特に何からも情報を	11. その他	合計
	1. 男性	98	28	140	39	32	10	82	23	2	13	8	475
問 1 ① 性別	2. 女性	117	47	194	55	39	12	149	42	6	15	1	677
1277	合計	215	75	334	94	71	22	231	65	8	28	9	1152

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



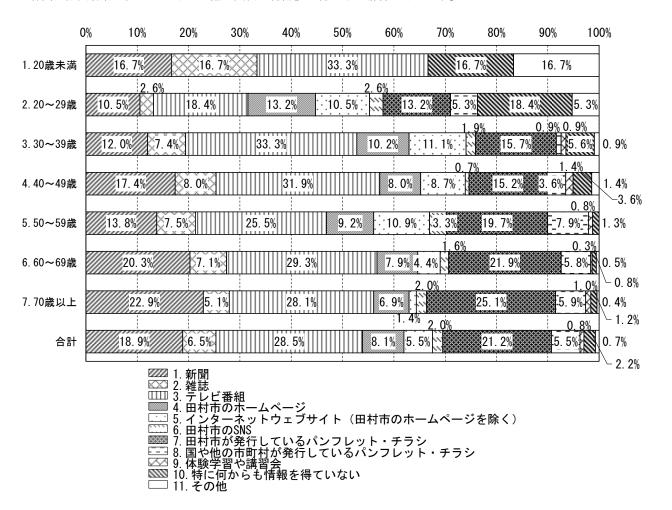
- 222 1. 新聞
- ◯◯ 2. 雑誌
- Ⅲ 3. テレビ番組
- 4. 田村市のホームページ
- 5. インターネットウェブサイト (田村市のホームページを除く)
- 6. 田村市のSNS
- 7. 田村市が発行しているパンフレット・チラシ
- **2.** 8. 国や他の市町村が発行しているパンフレット・チラシ
- 🖾 9. 体験学習や講習会
- 10. 特に何からも情報を得ていない
- □ 11. その他

2)「問1② 年齢」とのクロス集計

							問	8					
	1. 20 歳未満		2. 雑誌	3. テレビ番組	4. 田村市のホームペー		6. 田村市のSNS	7. るパンフレット・チラ 田村市が発行してい	8. 行しているパンフレ国や他の市町村が発	9. 体験学習や講習会	10.特に何からも情報を	11. その他	솜計
	1. 20 歳未満	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	6
	2. 20~29 歳	4	1	7	5	4	1	5	2	0	7	2	38
	3.30~39歳	13	8	36	11	12	2	17	1	1	6	1	108
問1②	4. 40~49 歳	24	11	44	11	12	1	21	5	2	5	2	138
年齢	5.50~59 歳	33	18	61	22	26	8	47	19	2	3	0	239
	6.60~69歳	74	26	107	29	16	6	80	21	1	3	2	365
	7. 70 歳以上	113	25	139	34	7	10	124	29	5	6	2	494
	合計	262	90	396	112	77	28	294	77	11	31	10	1388

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

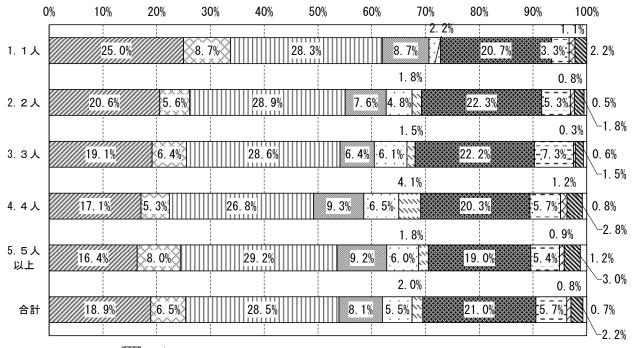
[※]各問の無回答者は除いているため他の図表と合計値が合わない場合があります。



3)「問1③ 世帯人数」とのクロス集計

							問	8					
		1. 新聞	2. 雑誌	3. テレビ番組	4. 田村市のホームペー	5. ブサイト(田村市のホインターネットウェ	6. 田村市のSNS	7. るパンフレット・チラ	8. 行しているパンフレ国や他の市町村が発	9. 体験学習や講習会	10. 特に何からも情報を	11. その他	合計
	1. 1人	23	8	26	8	2	0	19	3	1	2	0	92
	2. 2人	81	22	114	30	19	7	88	21	3	7	2	394
問1③	3. 3人	63	21	94	21	20	5	73	24	1	5	2	329
世帯人数	4. 4人	42	13	66	23	16	10	50	14	3	7	2	246
	5.5人以上	55	27	98	31	20	6	64	18	3	10	4	336
	合計	264	91	398	113	77	28	294	80	11	31	10	1397

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

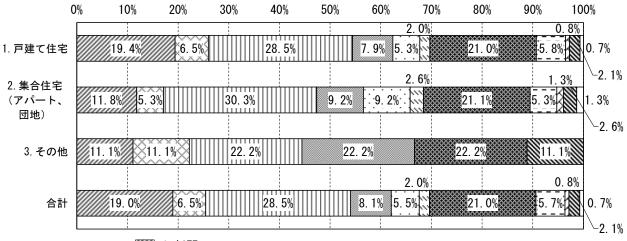


- 222 1. 新聞
- △△ 2. 雑誌
- Ⅲ 3. テレビ番組
- **4. 田村市のホームページ**
- 5. インターネットウェブサイト (田村市のホームページを除く)
- 6. 田村市のSNS
- **3. 田村市が発行しているパンフレット・チラシ**
- [三] 8. 国や他の市町村が発行しているパンフレット・チラシ
- □ 9. 体験学習や講習会
- 10. 特に何からも情報を得ていない
- □ 11. その他

4)「問1④ 住居形態」とのクロス集計

							問	8					
		1. 新聞	2. 雑誌	3. テレビ番組	4. 田村市のホームペー	5. ブサイト(田村市のホインターネットウェ	6. 田村市のSNS	7. るパンフレット・チラ田村市が発行してい	8. 行しているパンフレ国や他の市町村が発	9. 体験学習や講習会	10. 特に何からも情報を	11. その他	合計
	1. 戸建て住宅	255	86	374	104	70	26	276	76	10	27	9	255
問1④ 住居形態	2. 集合住宅 (アパート、 団地)	9	4	23	7	7	2	16	4	1	2	1	9
住店形態	3. その他	1	1	2	2	0	0	2	0	0	1	0	1
	合計	265	91	399	113	77	28	294	80	11	30	10	265

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

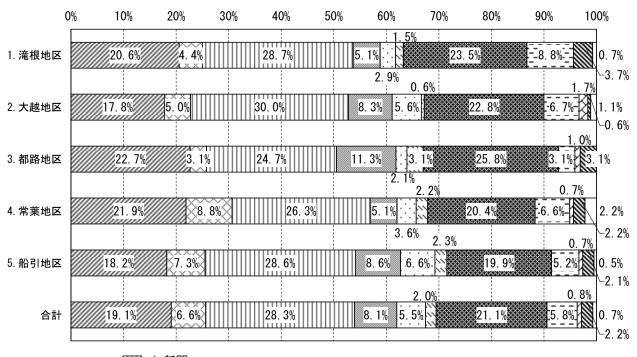


- 222 1. 新聞
- ◎ 2. 雑誌
- Ⅲ 3. テレビ番組
- 4. 田村市のホームページ
- □□ 5. インターネットウェブサイト(田村市のホームページを除く)
- 2000 6. 田村市のSNS
- 7. 田村市が発行しているパンフレット・チラシ
- □ 8. 国や他の市町村が発行しているパンフレット・チラシ
- > 9. 体験学習や講習会
- 10. 特に何からも情報を得ていない
- □ 11. その他

5)「問1⑥ お住いの地区」とのクロス集計

							問	8					
			2. 雑誌	3. テレビ番組	4. 田村市のホームペー	ームページを除く) 5. ブサイト (田村市のホ インターネットウェ	6. 田村市のSNS	7. るパンフレット・チラ田村市が発行してい	8. 行しているパンフレ国や他の市町村が発	9. 体験学習や講習会	10.特に何からも情報を	11. その他	合計
	1. 滝根地区	28	6	39	7	4	2	32	12	0	5	1	136
	2. 大越地区	32	9	54	15	10	1	41	12	3	1	2	180
問16	3. 都路地区	22	3	24	11	2	3	25	3	1	3	0	97
お住いの地区	4. 常葉地区	30	12	36	7	5	3	28	9	1	3	3	137
	5. 船引地区	153	61	240	72	55	19	167	44	6	18	4	839
	合計	265	91	393	112	76	28	293	80	11	30	10	1389

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



- 222 1.新聞
- ── 2. 雑誌
- Ⅲ 3. テレビ番組
- 4. 田村市のホームページ
- □□ 5. インターネットウェブサイト(田村市のホームページを除く)
- 6. 田村市のSNS
- 7. 田村市が発行しているパンフレット・チラシ
- 8. 国や他の市町村が発行しているパンフレット・チラシ
- ②2 9. 体験学習や講習会
- 10. 特に何からも情報を得ていない
- □ 11. その他

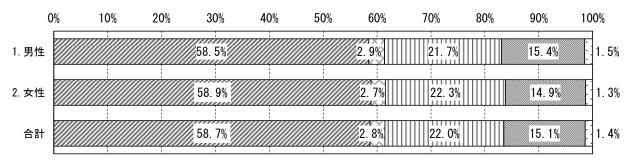
4-3. 問14とのクロス集計

問14 新聞、雑誌、段ボール、紙パックは現在「資源ごみ」として分別収集していますが、あなたのお宅ではどのように分別していますか。

1)「問1① 性別」とのクロス集計

				問14			
				3. スーパー		5. その他	
				マーケット			
		誌、段ボー	出している	などの店頭			合計
		ル、紙パッ		回収に出し	している		
		ク)として出		ている			
		している					
_	1. 男性	159	8	59	42	4	272
問 1 ① 性別	2. 女性	222	10	84	56	5	377
1277	合計	381	18	143	98	9	649

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



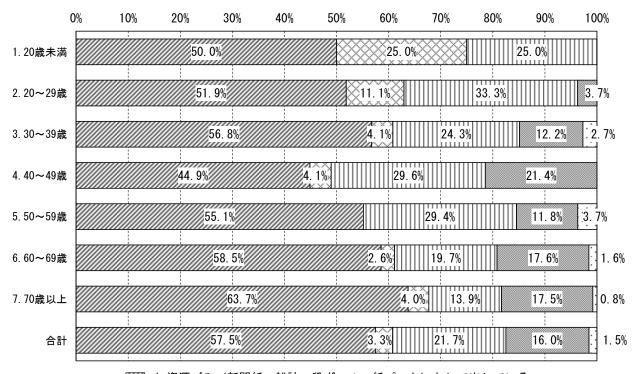
- **2000** 1. 資源ごみ (新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック) として出している
- ── 2. 燃やせるごみとして出している
- □□□ 3. スーパーマーケットなどの店頭回収に出している
- 4. PTAや子ども会等の集団回収に出している
- □ 5. その他

2)「問1② 年齢」とのクロス集計

				問14			
		1. 資源ごみ	2. 燃やせる	3. スーパー	4. PTA や子ど	5. その他	
	_	(新聞紙、雑		マーケット			
		誌、段ボー	出している	などの店頭			合計
		ル、紙パッ		回収に出し	している		
		ク)として出		ている			
		している					
	1. 20 歳未満	2	1	1	0	0	4
	2. 20~29 歳	14	3	9	1	0	27
	3.30~39歳	42	3	18	9	2	74
問1②	4.40~49歳	44	4	29	21	0	98
年齢	5.50~59 歳	75	0	40	16	5	136
	6.60~69歳	113	5	38	34	3	193
	7. 70 歳以上	160	10	35	44	2	251
	合計	450	26	170	125	12	783

[※]表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

[※]各問の無回答者は除いているため他の図表と合計値が合わない場合があります。

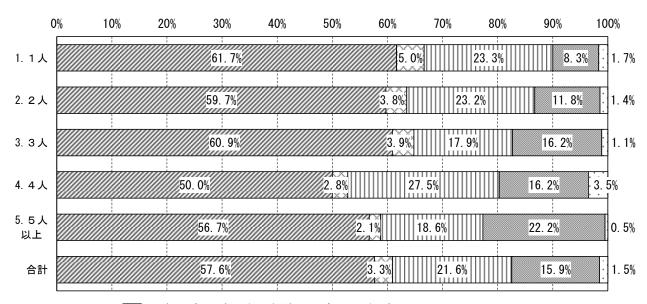


- ☑☑ 1. 資源ごみ (新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック) として出している
- ◯◯ 2. 燃やせるごみとして出している
- □□□ 3. スーパーマーケットなどの店頭回収に出している
- 4. PTAや子ども会等の集団回収に出している
- □ 5. その他

3)「問1③ 世帯人数」とのクロス集計

		1. 資源ごみ	2. 燃やせる	3. スーパー	4. PTA や子ど	5. その他	
		(新聞紙、雑		マーケット			
		誌、段ボー	出している	などの店頭			合計
		ル、紙パッ		回収に出し	している		
		ク)として出		ている			
		している					
問 1 ③ 世帯人数	1. 1人	37	3	14	5	1	60
	2. 2人	126	8	49	25	3	211
	3. 3人	109	7	32	29	2	179
	4. 4人	71	4	39	23	5	142
	5.5人以上	110	4	36	43	1	194
	合計	453	26	170	125	12	786

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

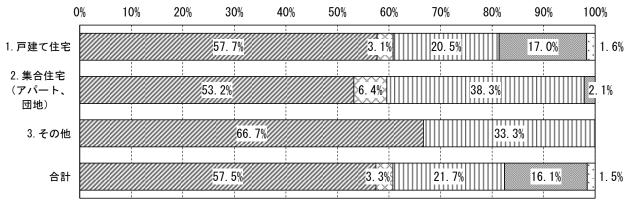


- ── 1. 資源ごみ (新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック) として出している
- ◯◯ 2. 燃やせるごみとして出している
- □□□ 3. スーパーマーケットなどの店頭回収に出している
- ■■ 4. PTAや子ども会等の集団回収に出している
- □ 5. その他

4)「問1④ 住居形態」とのクロス集計

		1. 資源ごみ	2. 燃やせる	3. スーパー	4. PTA や子ど	5. その他	
				マーケット			
			出している	などの店頭			合計
		ル、紙パッ		回収に出し	している		
		ク)として出		ている			
		している					
問1④ 住居形態	1. 戸建て住宅	424	23	151	125	12	735
	2. 集合住宅 (アパート、 団地)	25	3	18	1	0	47
	3. その他	2	0	1	0	0	3
	合計	451	26	170	126	12	785

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



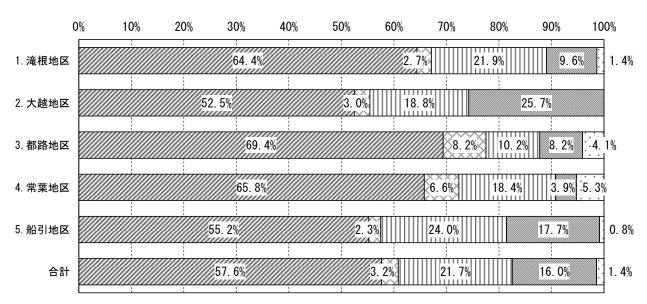
- 222 1. 資源ごみ (新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック) として出している
- ≥ 2. 燃やせるごみとして出している
- □□□ 3. スーパーマーケットなどの店頭回収に出している
- 4. PTAや子ども会等の集団回収に出している
- □ 5. その他

5)「問1⑥ お住いの地区」とのクロス集計

		1. 資源ごみ	2. 燃やせる	3. スーパー	4. PTA や子ど	5. その他	
		(新聞紙、雑		マーケット			
		誌、段ボー	出している	などの店頭			合計
		ル、紙パッ		回収に出し	している		
		ク)として出		ている			
		している					
問1⑥ お住いの 地区	1. 滝根地区	47	2	16	7	1	73
	2. 大越地区	53	3	19	26	0	101
	3. 都路地区	34	4	5	4	2	49
	4. 常葉地区	50	5	14	3	4	76
	5. 船引地区	265	11	115	85	4	480
	合計	449	25	169	125	11	779

※表示単位未満で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

※各問の無回答者は除いているため他の図表と合計値が合わない場合があります。



☑ 1. 資源ごみ (新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック) として出している

≥ 2. 燃やせるごみとして出している

□□□ 3. スーパーマーケットなどの店頭回収に出している

4. PTAや子ども会等の集団回収に出している

□ 5. その他